

# 大刀洗町地域防災計画

令和5年3月改定

大刀洗町防災会議

# 目次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的及び構成	3
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節 大刀洗町の地勢と災害要因、災害記録	11
第4節 被害想定	24
第1 風水害	24
第2 地震被害	24
第5節 災害に関する調査研究の推進	31
第2編 風水害対策編	32
第1章 災害予防計画	32
■災害に強い施設等の整備	34
第1節 風水害に強いまちづくり	34
第2節 建築物等の予防対策	36
第3節 ライフライン施設等の予防対策	38
■迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	39
第4節 職員の配備体制	39
第5節 情報通信連絡網の整備	41
第6節 相互応援体制の整備	43
第7節 消防体制の整備	47
第8節 医療救護体制の整備	49
第9節 緊急輸送活動対策	51
第10節 避難収容対策	53
第11節 食糧及び生活必需品等物資の確保	55
第12節 住宅の確保体制の整備	57
第13節 保健衛生・防疫体制の整備	58
第14節 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備	59
■防災行動力の促進	61
第15節 防災訓練の実施	61
第16節 防災知識の普及	63
第17節 自主防災組織等の育成・支援	65
第18節 避難行動要支援者の安全確保	67
第19節 ボランティアの受入れ	70
第20節 水害予防対策の推進	72
第2章 災害応急対策計画	74

■活動体制の確立	76
第1節 応急活動体制の確立	76
第2節 情報伝達体制の確立	84
第3節 災害救助法の適用及び運用	86
第4節 広域応援体制	95
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	97
第6節 労働力の確保	102
第7節 ボランティアとの連携	104
■警戒避難期の応急対策	105
第8節 防災気象情報等の収集・伝達	105
第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達	113
第10節 広報	117
第11節 水防活動	120
第12節 消防活動	123
第13節 避難情報・避難誘導	126
第14節 救急・救助	132
第15節 交通の確保及び規制	133
第16節 緊急輸送	136
第17節 医療救護	139
第18節 避難行動要支援者への緊急支援	141
■事態安定期の応急対策	143
第19節 避難所の開設・運営	143
第20節 食糧の供給	145
第21節 給水	147
第22節 生活必需品の供給	150
第23節 防疫・保健衛生対策	152
第24節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	154
第25節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	156
第26節 住宅の供給確保	159
第27節 文教対策	162
第28節 農業災害の応急対策	166
第29節 ライフライン施設の応急対策	168
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>	<b>170</b>
第1節 災害復旧・復興	172
第2節 被災者の生活再建等への支援	175
第3節 義援金品の受入れ・配分	181
第4節 産業復興の支援	183
第5節 激甚災害の指定	185

第3編 震災対策編	190
第1章 災害予防計画	190
■震災に強い施設等の整備	192
第1節 地震に強いまちづくり	192
第2節 建築物等の予防対策	194
第3節 ライフライン施設等の予防対策	197
■迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	198
第4節 職員の配備体制	198
第5節 情報通信連絡網の整備	198
第6節 相互応援体制の整備	198
第7節 消防体制の整備	199
第8節 医療救護体制の整備	200
第9節 緊急輸送活動対策	201
第10節 避難収容対策	201
第11節 食糧及び生活必需品等物資の確保	201
第12節 住宅の確保体制の整備	201
第13節 保健衛生・防疫体制の整備	201
第14節 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備	201
■防災行動力の促進	202
第15節 防災訓練の実施	202
第16節 防災知識の普及	202
第17節 自主防災組織等の育成・支援	202
第18節 災害時要援護者の安全確保	202
第19節 ボランティアの受入れ	202
第2章 災害応急対策計画	204
■活動体制の確立	206
第1節 応急活動体制の確立	206
第2節 情報伝達体制の確立	208
第3節 災害救助法の適用及び運用	208
第4節 広域応援体制	208
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	208
第6節 労働力の確保	208
第7節 ボランティアとの連携	208
■初動期の応急対策	209
第8節 地震情報等の収集・伝達	209
第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達	211
第10節 広報	211
第11節 水防活動	212

第12節	消防活動	213
第13節	二次災害の防止活動	215
第14節	避難情報・避難誘導	216
第15節	救急・救助	216
第16節	交通の確保及び規制	216
第17節	緊急輸送	216
第18節	医療救護	216
第19節	災害時要援護者への緊急支援	216
■	事態安定期の応急対策	217
第20節	避難所の開設・運営	217
第21節	食糧の供給	217
第22節	給水	217
第23節	生活必需品の供給	217
第24節	防疫・保健衛生対策	217
第25節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	217
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	217
第27節	住宅の供給確保	217
第28節	文教対策	217
第29節	農業災害の応急対策	217
第30節	ライフライン施設の応急対策	217
第3章	災害復旧・復興計画	218
第1節	災害復旧・復興	220
第2節	被災者の生活再建等への支援	220
第3節	義援金品の受入れ・配分	220
第4節	産業復興の支援	220
第5節	激甚災害の指定	220
第4編	個別災害対策編	222
第1節	航空災害対策	224
第2節	道路災害対策	226
第3節	鉄道災害対策	229
第4節	危険物等災害対策	231
第1	災害予防計画	231
第2	災害応急対策計画	232
第5編	資料編	234
■1	防災関係機関等及び関係規程等	236
1-1	防災関係機関一覧表	236

1-2	大刀洗町防災会議条例	238
1-3	大刀洗町災害対策本部条例	240
1-4	大刀洗町災害対策本部規程	241
1-5	大刀洗町水防協議会条例	245
1-6	福岡県災害調査報告実施要綱	247
■ 2	相互応援協定等	264
2-1	福岡県消防相互応援協定書	264
2-2	福岡県消防相互応援協定覚書	267
2-3	消防組織法第 21 条に基く福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町〔小郡市〕間の消防相互応援協定書	271
2-4	消防相互応援協定に関する覚書	273
2-5	消防組織法第 21 条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県久留米市間の消防相互応援協定書	274
2-6	消防相互応援協定に関する覚書	276
2-7	朝倉市大刀洗町消防相互応援協定書	277
2-8	消防相互応援協定に関する覚書	279
2-9	大刀洗町筑前町消防相互応援協定書	280
2-10	災害時における応急対策業務に関する協定書	281
2-11	災害時における応急対策活動に関する協定書	283
2-12	大刀洗町における大規模な災害時の応援に関する協定書	285
2-13	災害時の医療救護活動に関する協定書	287
2-14	大刀洗町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	290
2-15	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	293
2-16	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	295
2-17	災害発生時における大刀洗町と大刀洗町関係郵便局の協力に関する協定	297
2-18	大刀洗町災害復旧に関する協定書	299
2-19	防災パートナーシップに関する協定書	303
2-20	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	305
2-21	災害に係る情報発信等に関する協定	309
2-22	災害時における物資供給に関する協定	311
2-23-1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	314
2-23-2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	316
2-23-3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	318
2-23-4	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	320
2-24	大刀洗町と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	322
2-25	大刀洗町と株式会社ツルクとの地域PR事業等に関する協定書	324
2-26	災害時等での施設利用の協力に関する協定	326
■ 3	消防・水防関係	330
3-1	消防力の現況	330
3-2	水防倉庫及び施設器材資材表	331

3-3	重要水防箇所	332
3-4	浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地	335
■ 4	避難収容関係	337
4-1	指定避難所	337
4-2	福祉避難所	337
4-3	一時避難場所	338
■ 5	医療救護関係	339
5-1	町内の医療施設	339
■ 6	緊急輸送関係	340
6-1	臨時ヘリポート予定地	340
6-2	物資集積場所	340

# 第1編 総則





# 第1節 計画の目的及び構成

## 1 計画の目的

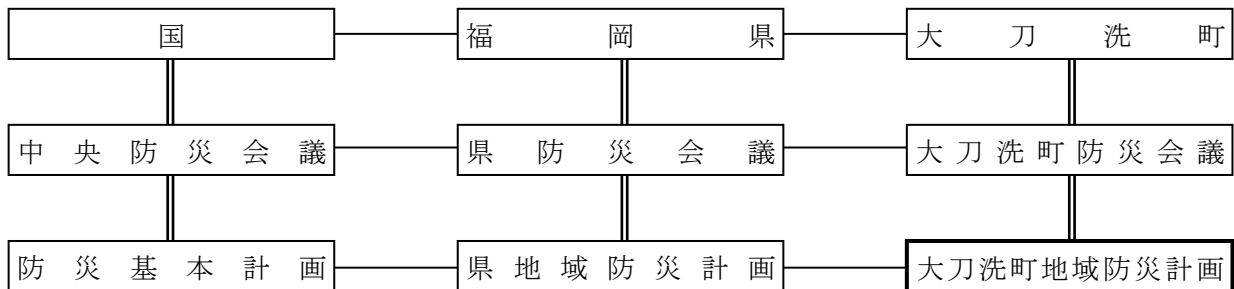
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大刀洗町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが必要である。

そして、計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

【国、県及び大刀洗町の防災会議並びに防災計画の体系】

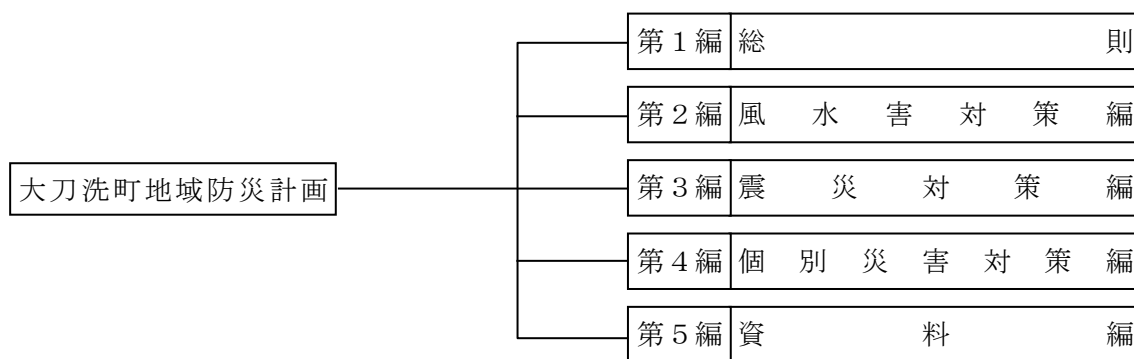


## 2 計画の性格

この計画は、大刀洗町の地域に係わる防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、町、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

## 3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



#### 4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

#### 5 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

#### 6 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と常に連携し、災害時には被害を最小限にとどめるよう、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

#### 7 用語の意義

(1) 本計画において「防災関係機関」とは、次の機関をいう。

- ア 久留米広域消防本部（以下「消防本部」という。）
- イ 福岡県小郡警察署（以下「警察」という。）
- ウ 陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団（以下「自衛隊」という。）

(2) 本計画において「福岡県」とは、次の機関をいう。

- ア 福岡県総務部防災危機管理局
- イ 福岡県朝倉農林事務所
- ウ 福岡県久留米県土整備事務所
- エ 福岡県北筑後保健福祉環境事務所

## 第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、大刀洗町並びに福岡県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 1 町・消防団

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 刀 洗 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災会議に係る事務に関する事。</li> <li>・ 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。</li> <li>・ 防災施設の整備に関する事。</li> <li>・ 防災に係る教育、訓練に関する事。</li> <li>・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</li> <li>・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。</li> <li>・ 給水体制の整備に関する事。</li> <li>・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成・支援に関する事。</li> <li>・ 災害危険区域の把握に関する事。</li> <li>・ 各種災害予防事業の推進に関する事。</li> <li>・ 防災知識の普及に関する事。</li> <li>・ 避難行動要支援者の安全確保に関する事。</li> <li>・ 企業等の防災対策の促進に関する事。</li> <li>・ 災害ボランティアの受入体制の整備に関する事。</li> <li>・ 帰宅困難者対策の推進に関する事。</li> <li>・ 水防・消防等応急対策に関する事。</li> <li>・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。</li> <li>・ 災害時における文教、保健衛生に関する事。</li> <li>・ 災害広報に関する事。</li> <li>・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。</li> <li>・ 復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>・ 災害対策要員の確保・動員に関する事。</li> <li>・ 災害時における交通、輸送の確保に関する事。</li> <li>・ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。</li> <li>・ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。</li> <li>・ 災害ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>・ 町所管施設の被災状況調査に関する事。</li> <li>・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧及び改良に関する事。</li> <li>・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事。</li> <li>・ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。</li> </ul>
大刀洗町消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団員の能力の維持・向上に関する事。</li> <li>・ 消防活動に関する事。</li> <li>・ 救助救急活動に関する事。</li> <li>・ 避難活動に関する事。</li> <li>・ 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>・ 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事。</li> </ul>

2 防災関係機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
久留米広域消防本部 (三井消防署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用施設等の整備に関する事。</li> <li>・火災予防に係る教育、訓練に関する事。</li> <li>・防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</li> <li>・各種火災予防事業の推進に関する事。</li> <li>・危険物施設等に係る予防対策に関する事。</li> <li>・消防等応急対策に関する事。</li> <li>・応急救護の知識等に係る指導に関する事。</li> <li>・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</li> <li>・避難者の誘導に関する事。</li> <li>・被災者の救助その他の保護に関する事。</li> <li>・復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>・災害対策要員の確保・動員に関する事。</li> <li>・防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。</li> <li>・危険物施設等に係る応急対策に関する事。</li> </ul>
福岡県小郡警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警備計画に関する事。</li> <li>・警察通信確保に関する事。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害装備資機材の整備に関する事。</li> <li>・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。</li> <li>・防災知識の普及に関する事。</li> <li>・災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>・被害実態の把握に関する事。</li> <li>・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。</li> <li>・行方不明者の調査に関する事。</li> <li>・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。</li> <li>・不法事案等の予防及び取締りに関する事。</li> <li>・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事。</li> <li>・避難路及び緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。</li> <li>・広報活動に関する事。</li> <li>・死体の見分・検視に関する事。</li> </ul>
陸上自衛隊小郡駐屯地 (第5施設団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣計画の作成に関する事。</li> <li>・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事。</li> <li>・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。</li> </ul>

3 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福 岡 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議に係る事務に関する事。</li> <li>・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。</li> <li>・防災施設の整備に関する事。</li> <li>・防災に係る教育、訓練に関する事。</li> <li>・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</li> <li>・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。</li> <li>・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事。</li> <li>・防災行政無線通信施設の整備及び通信の確保に関する事。</li> <li>・防災知識の普及に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者の安全確保に関する事。</li> <li>・緊急消防援助隊調整本部に関する事。</li> <li>・企業等の防災対策の促進に関する事。</li> <li>・災害ボランティアの受入体制の整備に関する事。</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生・防疫体制の整備に関する事。</li> <li>・帰宅困難者対策の推進に関する事。</li> <li>・災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。</li> <li>・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。</li> <li>・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。</li> <li>・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。</li> <li>・災害時の防疫その他保健衛生に関する事。</li> <li>・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。</li> <li>・公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。</li> <li>・農産物、家畜に対する応急措置に関する事。</li> <li>・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事。</li> <li>・災害ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>・県所管施設の被災状況調査に関する事。</li> <li>・公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧及び改良に関する事。</li> <li>・物価の安定に関する事。</li> <li>・義援金品の受領、配分に関する事。</li> <li>・災害復旧資材の確保に関する事。</li> <li>・災害融資等に関する事。</li> </ul>

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州農政局 福岡地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関する事。</li> <li>・自衛隊所有乾パンの管理換えに関する事。</li> <li>・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事。</li> <li>・災害時における主要食糧の供給に関する事。</li> </ul>
福岡管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況の観測施設の整備に関する事。</li> <li>・防災気象知識の普及に関する事。</li> <li>・気象・地象・水象等に関する警報・注意報・情報の発表及び伝達に関する事。</li> <li>・緊急地震速報及び地震情報の発表及び伝達に関する事。</li> <li>・災害に係る気象・地象・水象等に関する警報・注意報・情報の発表及び伝達に関する事。</li> <li>・災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供に関する事。</li> <li>・緊急地震速報及び地震情報の発表及び伝達に関する事。</li> </ul>
九州地方整備局 (筑後川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測通報についての協力に関する事。</li> <li>・防災上必要な教育及び訓練等に関する事。</li> <li>・災害危険区域の選定又は指導に関する事。</li> <li>・防災資機材の備蓄、整備に関する事。</li> <li>・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事。</li> <li>・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事。</li> <li>・水防警報等の発表及び伝達に関する事。</li> <li>・洪水予警報の発表及び伝達に関する事。</li> <li>・水防活動の指導に関する事。</li> <li>・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。</li> <li>・災害広報に関する事。</li> <li>・緊急物資及び人員輸送活動に関する事。</li> <li>・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事。</li> <li>・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事。</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること。</li> <li>・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること。</li> <li>・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること。</li> <li>・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>

## 5 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本電信電話(株) (福岡支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>・応急復旧用通信施設の整備に関すること。</li> <li>・津波警報、気象警報の伝達に関すること。</li> <li>・災害時における重要通信に関すること。</li> <li>・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。</li> </ul>
KDDI(株) a u (株)NTTドコモ (九州支社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メール、緊急速報「エリアメール」の配信に関すること。</li> <li>・災害用伝言板などの安否確認情報サービスの提供に関すること。</li> </ul>
ソフトバンクモバイル(株)	
日本赤十字社 (福岡県支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療体制の整備に関すること。</li> <li>・災害医療薬品等の備蓄に関すること。</li> <li>・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。</li> <li>・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。</li> </ul>
日本放送協会 (福岡放送局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及に関すること。</li> <li>・災害時における放送の確保対策に関すること。</li> <li>・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。</li> <li>・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。</li> <li>・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。</li> <li>・災害時における広報に関すること。</li> <li>・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>
西日本高速道路(株) (九州支社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理道路の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>・管理道路の疎通の確保に関すること。</li> <li>・被災道路の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>
日本通運(株) (福岡支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送体制の整備に関すること。</li> <li>・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。</li> <li>・復旧資材等の輸送協力に関すること。</li> </ul>
九州電力(株) (甘木営業所・久留米営業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力施設の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>・災害時における電力の供給確保に関すること。</li> <li>・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>
日本郵便(株) (九州支社) (大刀洗郵便局・大堰郵便局・上高橋郵便局・菊池簡易郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における郵便事業運営の確保に関すること。</li> <li>・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること。</li> </ul>

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道施設の防火管理に関すること。</li> <li>・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。</li> <li>・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。</li> <li>・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。</li> <li>・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。</li> <li>・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本新聞社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及に関する事。</li> <li>・災害時における報道の確保対策に関する事。</li> <li>・気象予警報の報道周知に関する事。</li> <li>・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。</li> <li>・災害時における広報に関する事。</li> <li>・被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。</li> </ul>
朝日新聞 (西部本社)	
毎日新聞 (西部本社)	
読売新聞 (西部本社)	
時事通信社 (福岡支社)	
共同通信社 (福岡支社)	
熊本日日新聞社 (福岡支社)	
日刊工業新聞社 (西部支社)	
RKB毎日放送(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及に関する事。</li> <li>・災害時における放送の確保対策に関する事。</li> <li>・気象・地象予警報等の放送周知に関する事。</li> <li>・避難所等への受信機の貸与に関する事。</li> <li>・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。</li> <li>・災害時における広報に関する事。</li> <li>・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。</li> </ul>
(株)テレビ西日本	
九州朝日放送(株)	
(株)福岡放送	
(株)エフエム福岡	
(株)TVQ九州放送	
(株)CROSS FM	
ラブエフエム国際放送(株)	
ドリームスエフエム放送(株)	

## 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A み い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせんに関する事。</li> <li>・被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する事。</li> <li>・農作物の需給調整に関する事。</li> </ul>
大刀洗町商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関する事。</li> <li>・被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事。</li> </ul>
大刀洗町 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する生活福祉資金の貸し付けに関する事。</li> <li>・災害ボランティアセンターに関する事。</li> <li>・避難行動要支援者の支援に関する事。</li> </ul>
小郡三井医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における収容患者の避難誘導に関する事。</li> <li>・被災負傷者等の収容保護に関する事。</li> <li>・災害時における医療、助産等の救護に関する事。</li> <li>・近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事。</li> </ul>
三井水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の整備と防災管理に関する事。</li> <li>・災害時における水の確保に関する事。</li> <li>・被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。</li> </ul>



機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
甘 木 鉄 道 株	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設の防火管理に関すること。</li> <li>・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。</li> <li>・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。</li> <li>・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。</li> <li>・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。</li> </ul>

## 8 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動を進めるなど、日頃から自主的に地震等災害に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、地震等災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

## 第3節 大刀洗町の地勢と災害要因、災害記録

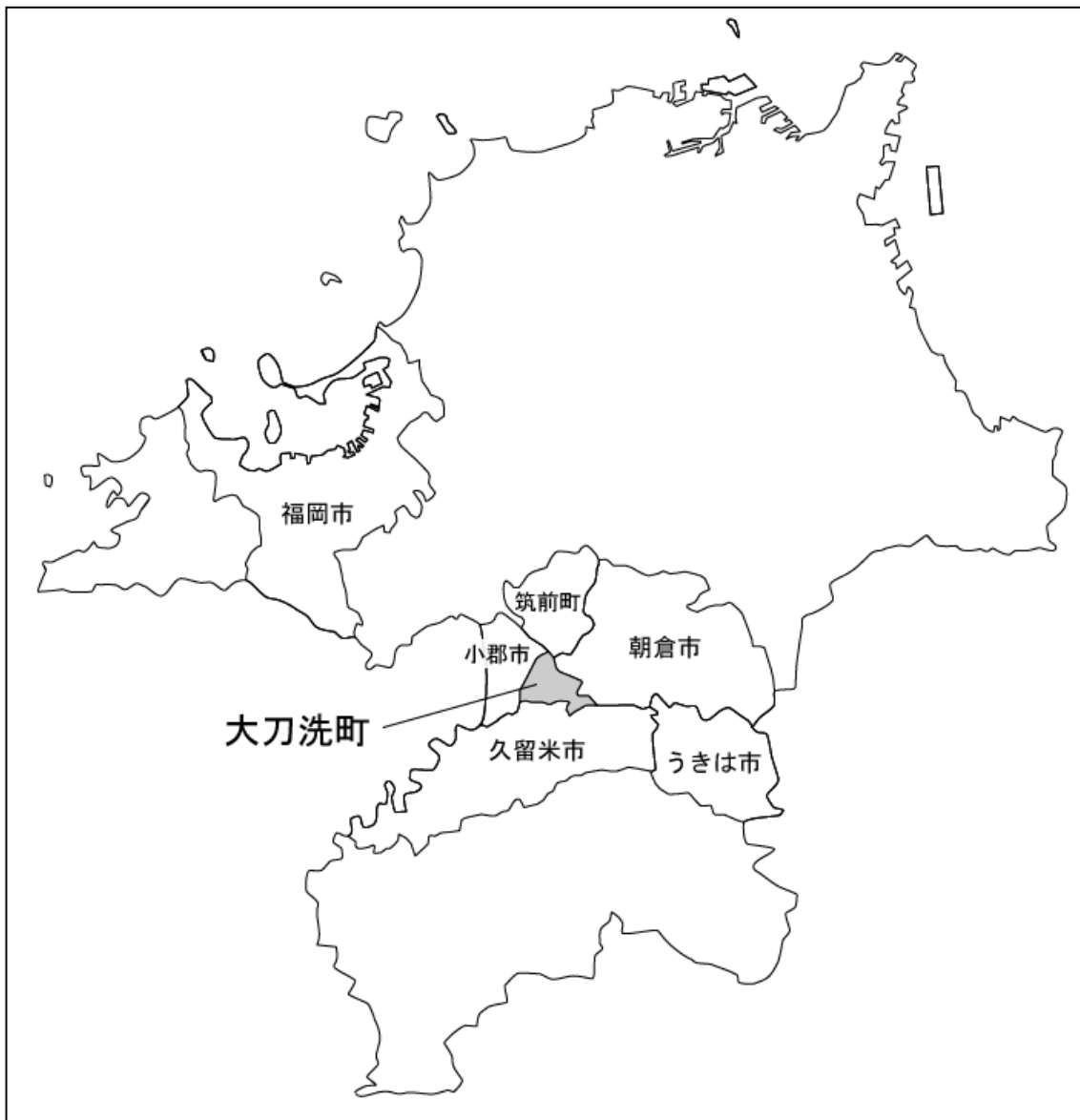
本節では、町の位置、地形特性及び社会的条件、災害履歴等を示す。

### 1 地 勢

大刀洗町は、福岡県の中南城を占める筑後平野の北東部、筑後川の中流域北岸に位置している。町役場の位置は東経 130.37' 29"、北緯 33.22' 08"、海拔は 12.6m、総面積は 22.83 km<sup>2</sup>で、山地はなく、平坦な地形である。東は朝倉市、南は久留米市、西は小郡市、北は小郡市と筑前町にそれぞれ接している。

町の南部には、日本の三大河川のひとつである「筑後川」が東西に流れており、北部には大分自動車道が東西に走っている。南部地域は海拔 10mと低く、中部が海拔 16m、北部に行くにつれて海拔は徐々に上がり海拔 24mとなる。

町の位置



総面積 22.83 km<sup>2</sup>のうち、約 60%を農地が占め、まさに農業を基幹産業として発展してきた。南部に広がる水田地帯では、ほ場整備事業が完了している。住宅や商工業施設等は集落単位に構成され、その集落は町内に点在しており、分散型の特徴を示している。近年、福岡都市圏に近いという地理的条件や交通基盤の整備等が進んだこと、あるいは地価が都市部に比べ安いなどの理由により、住宅開発や賃貸住宅の建設等が急増している。

### 土地利用状況

(令和4年1月)

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (km <sup>2</sup> )	22.83	10.68	2.83	3.52	0.05	0.09	0.01	0.62	5.03
割合 (%)	100.0	46.8	12.4	15.4	0.2	0.4	0.1	2.7	122.0

資料：税務課

## 2 気 候

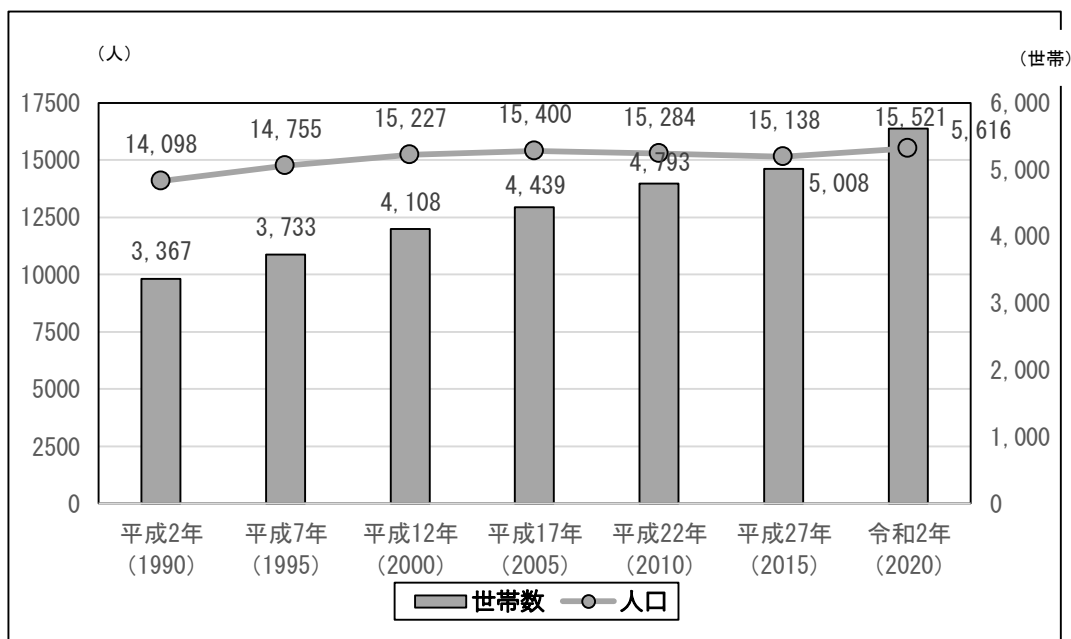
西九州内陸型の有明海型気候区分に属し、昼間は気温が高く、夜間は冷え込む内陸性である。年間の平均気温は 15～16℃で、年間降水量は 1,800mm 程度となっている。

## 3 人 口

町の人口は、2005年（平成17年）頃をピークに減少傾向となっていたが、近年は微増傾向に転じている。人口増減の主な要因としては、自然増減（出生、死亡）よりも社会増減（転入、転出）が大きな影響を及ぼしている。世帯数については、人口の動向に関わらず一貫として増加しており、「世帯分離」や「単身世帯」「核家族世帯」の増加により、世帯規模が縮小している。

少子高齢化の進展と人口減少時代の到来に伴い、今後の町の人口は、微減傾向へ転じていくものと予測される。

## 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

## 4 産 業

産業別に就業者数の推移をみると、第1次・第2次産業の減少、第3次産業の増加傾向が続いている。特に第3次産業に従事する人口の増加は著しく、2000年（平成12年）以降、第3次産業の就業人口は全就業者の半数を超えている。

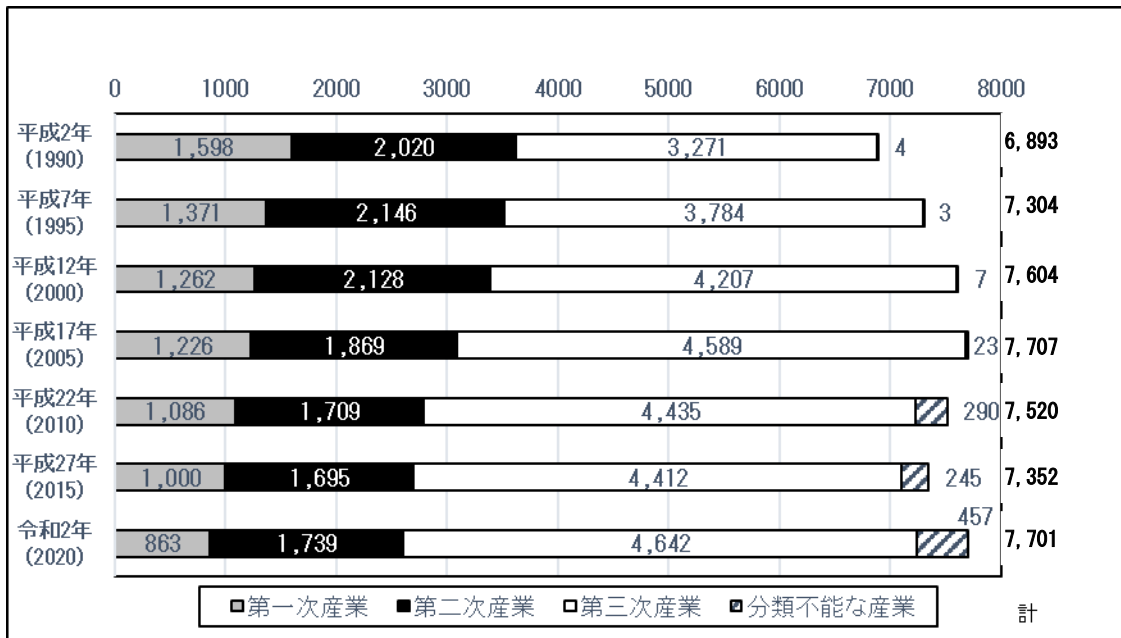
大刀洗町ではこれまで農業を町の基幹産業として位置づけ、米、麦、野菜、植木等の栽培が行われてきた。しかし、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増してきており、農家数、農家人口、農地面積ともに、減少傾向にある。

工業については、事業所数、従業者数の伸びは停滞しているものの、製造品出荷額では着実な伸びを示しており、労働生産性は向上している。本町の北部地域に2つの工業団地を形成して企業誘致を進め、一定の企業集積が図られており、近年整備された工業団地にはI C（筑後小郡インター）に近い等の特性を活かして運輸業や倉庫業の事業所が進出している。

商業については、商店数においては減少傾向にあるものの、従業員数、販売額では伸びが見られる。

観光については、2021年4月～2022年3月（令和3年度）の町の年間観光客数は約70,400人である。

産業別就業者数



資料：国勢調査

5 交通

本町においては、北部を大分自動車道と一般国道 500 号が東西に横断しており、中央部を国道 322 号が南西から北東へ走っている。また、主要地方道久留米筑紫野線をはじめ 11 の県道路線で周辺市町村と結ばれている。

大分自動車道筑後小郡 I C と甘木 I C が近いこともあり、広域的道路網の整備が進んでいる。

町道についても計画的な道路整備が進んでいるが、一部の集落内の狭あいな道路については、地区住民の協力を得ながら、消防自動車等の緊急車両の通行が可能となるように、建築時の後退道路用地整備を含む拡幅整備を進める必要がある。

一方、公共交通機関については、第 3 セクターの甘木鉄道（レールバス）と西鉄甘木線の 2 本の鉄道をはじめ、大分自動車道を走る高速バスがあり、隣接する久留米市と町内（上高橋区）を路線バスが通っている。全般的には公共交通機関に恵まれているものの、路線バスは一部の区域であり、地域格差が見られる。

## 6 過去の主な災害履歴

年 月 日	災 害 名	概 要
1953年（昭和28年） 6月25日～29日	梅雨前線による大雨 （西日本水害）	<p>25日午前中から福岡県全域で降りだした雨は、25日夜半ごろから26日朝にかけて豪雨となり28日まで断続的に激しい雨が降った。</p> <p>筑後川流域では、久留米市瀬の下で26日0時すぎ、警戒水位5m50cmを超えて5m70cmとなり、5時には7m90cmに達した。このため、久留米市や三井郡宮ノ陣村及び上流の朝倉郡大福村付近で氾濫しはじめた。沿岸市町村では消防団、水防団、地元住民並びに保安隊（現在の陸上自衛隊）の援助を求めて、堤防の補強に努力を続けたが、26日9時すぎごろ三潴郡善導寺町木塚付近の筑後川堤防の決壊がはじまった。これと前後して、その上流では浮羽郡江南村・千年村（現 うきは市）、浮羽町（現 うきは市）、筑陽村（現 久留米市）、朝倉郡大福村、杷木町、朝倉村（現 朝倉市）、蜷城村（現 朝倉市）で、また下流では久留米市合川町・同東櫛原町、同篠山町、三井郡宮ノ陣村（現 久留米市）、大堰村（現 大刀洗町）の堤防が各所で決壊し、流域の市町村は大きな損害を受けた。（出典：『'91台風第17号・第19号災害の記録』（福岡県発行））</p> <p>三井郡内の人的被害は死者8名、負傷者1,094名、家屋流失47戸、全壊384戸、半壊812戸、床上浸水6,717戸、床下浸水1,190戸、り災者数は55,737名の多きにのぼった。</p>

年 月 日	災 害 名	概 要																																							
1991年（平成3年） 9月14日（第17号） 9月27日（第19号）	台風第17号・19号	<p>                             中型で強い台風第17号は、9月14日午前5時半頃、長崎市付近に上陸後、30～45kmの速度で北上しながら福岡県を斜断し、県下各地に山崩れ、崖崩れ、河川の氾濫、家屋の倒壊や浸水等多くの被害をもたらした。                         </p> <p>                             大型で非常に強い台風第19号は、9月27日九州の西の海上を速度を速めながら北北東に進み、午後4時すぎ長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、強い勢力（940mb、最大風速50m）を保ちながら、2時間足らずで福岡県北部を斜断して日本海沿岸を北東へ猛スピードで進み、24時には北陸沖へ達した。                         </p> <p>                             福岡県はじまって以来、短期間に二度にわたり、ほぼ同様コースの台風の直撃と瞬間最大風速67.0m/秒（朝倉市）を記録した観測史上例のない暴風により、県下全域にわたり、住家、工場、農林水産施設等の倒壊や損壊、森林の崩壊、農作物の損傷及び落果など大きな被害をもたらし、県民生活に重大な影響を及ぼした。                         </p> <p>                             この台風第17号、第19号による本町の被害状況は次のとおりである。                         </p> <p style="text-align: center;"><b>台風第17号</b></p> <table border="1" data-bbox="786 1330 1366 1534"> <tr> <td rowspan="2">住 家</td> <td>半 壊</td> <td>10棟</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>2,300棟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">り 災 世 帯 数</td> <td>10世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">り 災 者 数</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非 住 家</td> <td>公共建物</td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23棟</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>台風第19号</b></p> <table border="1" data-bbox="786 1615 1366 1921"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>重 傷</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>軽 傷</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住 家</td> <td>全 壊</td> <td>7棟</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>69棟</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>2,765棟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">り 災 世 帯 数</td> <td>76世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">り 災 者 数</td> <td>340人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非 住 家</td> <td>公共建物</td> <td>10棟</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>584棟</td> </tr> </table> <p>                             （出典：『'91台風第17号・第19号災害の記録』（福岡県発行））                         </p>	住 家	半 壊	10棟	一部破損	2,300棟	り 災 世 帯 数		10世帯	り 災 者 数		38人	非 住 家	公共建物	6棟	その他	23棟	人的被害	重 傷	2人	軽 傷	9人	住 家	全 壊	7棟	半 壊	69棟	一部破損	2,765棟	り 災 世 帯 数		76世帯	り 災 者 数		340人	非 住 家	公共建物	10棟	その他	584棟
住 家	半 壊	10棟																																							
	一部破損	2,300棟																																							
り 災 世 帯 数		10世帯																																							
り 災 者 数		38人																																							
非 住 家	公共建物	6棟																																							
	その他	23棟																																							
人的被害	重 傷	2人																																							
	軽 傷	9人																																							
住 家	全 壊	7棟																																							
	半 壊	69棟																																							
	一部破損	2,765棟																																							
り 災 世 帯 数		76世帯																																							
り 災 者 数		340人																																							
非 住 家	公共建物	10棟																																							
	その他	584棟																																							

年 月 日	災 害 名	概 要								
2012年（平成24年） 7月11日～14日	平成24年7月九州 北部豪雨	<p>7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に集中豪雨となった。阿蘇市の108.0mm（最大1時間降水量）、507.5mm（最大24時間降水量）をはじめ、熊本県、大分県、福岡県で観測史上の数値を更新する降水量だった。</p> <p>この大雨により河川の氾濫や土石流が発生し、熊本県、大分県、福岡県で死者30名、行方不明者2名となったほか、九州北部を中心に住宅損壊や浸水害等が発生した。</p> <p>福岡県では、筑後川（10.07m）や矢部川が最高水位を記録し、本川に流れ込む河川が越水し、河川の周辺が冠水した。</p> <p>本町においては、小石原川（3.85m）、佐田川（3.07m）と氾濫危険水位を超え、二叉川が越水、大堰地区一帯が冠水し、道路の通行止めや住家への被害が発生し、床島区に避難勧告を発令し、住民131名が避難所に避難した。</p> <table border="1" data-bbox="780 1137 1382 1285"> <tbody> <tr> <td data-bbox="780 1137 979 1189">人的被害</td> <td data-bbox="979 1137 1182 1189">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1137 1382 1189">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1189 979 1285" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="979 1189 1182 1240">床上浸水</td> <td data-bbox="1182 1189 1382 1240">2世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1240 1182 1285">床下浸水</td> <td data-bbox="1182 1240 1382 1285">26世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	2世帯	床下浸水	26世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	2世帯								
	床下浸水	26世帯								



年 月 日	災 害 名	概 要						
2016年（平成28年） 4月14日、4月16日	熊本地震	<p>4月14日21時26分、熊本県熊本地方（北緯32度44.5分、東経130度48.5分）の深さ11kmを震源とするマグニチュード6.5の横ずれ断層型の地震が発生し、熊本県益城町で最大震度7が観測され、九州地方から中部地方の一部にかけて震度6弱～1が観測された。この地震により、県内各地で震度4が観測された。更に、4月16日1時25分に熊本県熊本地方（北緯32度45.25分、東経130度45.7分）の深さ12kmを震源とするマグニチュード7.3の横ずれ断層型の地震が発生し、熊本県益城町及び西原村で最大震度7が観測され、九州地方から中部地方の一部にかけて震度6弱～1が観測された。</p> <p>この地震により、県内では、久留米市、柳川市、大川市、みやま市が震度5強を記録、福岡市南区、遠賀町、八女市、筑後市、小郡市、大木町、広川町、筑前町で震度5弱が観測された。</p> <p>熊本県内では、この地震により、宇土市の市役所が半壊、豊肥本線が流出、国道57号線が崩落、南阿蘇村の阿蘇大橋の崩落、さらに熊本市内では、長さ4km、幅100m前後の帯状に分布する液状化現象が確認された。</p> <p>県内の熊本地震による被害は、軽傷者16人、住家の一部損壊251棟、水道被害が2500戸、道路の損壊2箇所等が発生した。</p> <p>本町においては、4月14日に震度3、4月16日に震度4を観測、住家の一部損壊が2棟発生した。</p> <table border="1" data-bbox="783 1630 1378 1742"> <tbody> <tr> <td data-bbox="783 1630 979 1675">人的被害</td> <td data-bbox="979 1630 1182 1675">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1630 1378 1675">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1675 979 1742">住家被害</td> <td data-bbox="979 1675 1182 1742">一部損壊</td> <td data-bbox="1182 1675 1378 1742">2棟</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	一部損壊	2棟
人的被害	重傷・軽傷	0人						
住家被害	一部損壊	2棟						

年 月 日	災 害 名	概 要								
2017年（平成29年） 7月5日～7月6日	平成29年九州北部 豪雨	<p>7月5日から7月6日にかけて、対馬海峡付近にあった梅雨前線に向かって、南海上（東シナ海）の熱帯低気圧などから暖かく湿った空気が流入し、筑後地方北部で次々と積乱雲が発生して、短時間で記録的な降水となり、朝倉市から日田市北部（大分県）において観測史上最大の降雨となり、九州では初めてとなる「大雨特別警報」が発表された。</p> <p>朝倉市では、5日午後12時に129.5mm、〔朝倉市寺内では169mm〕（最大1時間降水量）、記録的短時間大雨情報が発表され、わずか9時間で774mm〔朝倉市黒川で778mm〕と気象観測中最大級のものとなった。この大雨により、県内では朝倉市、東峰村及び添田町を中心とした山間部で多数の山腹崩壊が発生し、河川の氾濫と加えて、大量の土砂・流木が広範囲に流出するなど、これまでに例のない甚大な被害が発生した。</p> <p>県内全体の人的被害は60名（内 死者37、行方不明者2、重傷者12、軽傷者9）、家屋被害は、2,521棟（全壊287、半壊822、一部損壊39、床上浸水22、床下浸水598、非住家753）が発生した。</p> <p>本町においては、筑後川（片ノ瀬）の水位が10.36m、小石原川3.28m、佐多川3.50mと避難判断水位を超え、床島区に避難指示、菅野区、高食区、鳥飼区、西原区、栄田区、稲敷区に避難勧告を発令、その他の区全域に避難準備情報を発令し、住民199人、110世帯が指定避難所等へ避難した。</p> <table border="1" data-bbox="780 1675 1382 1827"> <tbody> <tr> <td data-bbox="780 1675 979 1727">人的被害</td> <td data-bbox="979 1675 1182 1727">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1675 1382 1727">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1727 979 1827" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="979 1727 1182 1778">床上浸水</td> <td data-bbox="1182 1727 1382 1778">0世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1778 1182 1827">床下浸水</td> <td data-bbox="1182 1778 1382 1827">2世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	0世帯	床下浸水	2世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	0世帯								
	床下浸水	2世帯								

年 月 日	災 害 名	概 要								
2018年（平成30年） 7月3日～7月8日	平成30年7月豪雨	<p>台風7号が東シナ海を北上し、九州地方で台風による雨が7月3日ごろから降り続いた。7月5日から7月8日にかけて梅雨前線が日本列島に停滞し、西日本から東日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。7月6日には、大雨特別警報（長崎、佐賀、福岡、広島、鳥取、岡山、兵庫県、京都府）が9府県に発表され、7月7日には、大雨特別警報（高知、岐阜）が2県発表された。この大雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、平成の豪雨災害では初めて100人を超える甚大な災害となった。（全国 死者263人、行方不明者8人）</p> <p>県内の人的被害は26名（内 死者4、重傷者8、軽傷者14）、家屋被害は3,669棟（全壊15、半壊222、一部損壊173、床上浸水952、床下浸水2,294、非住家13）が発生した。</p> <p>本町では、小石原川の増水により本郷頭首工付近で越水が発生して稲敷地区の一部が冠水するとともに大刀洗川（高樋区）の堤防が一部損壊し農地に土砂が流出した。さらに、7月14日早朝、菅野橋（菅野区）の橋脚が川底へ沈み込み、橋の中央付近からVの字に橋が折れる被害が発生した。</p> <p>この大雨により、菅野区、高食区、床島区、鳥飼区、西原区、栄田区、稲敷区に避難指示を発令、住民229人、128世帯が指定避難所等へ避難した。</p> <table border="1" data-bbox="782 1579 1380 1736"> <tbody> <tr> <td data-bbox="782 1579 981 1630">人的被害</td> <td data-bbox="981 1579 1181 1630">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1181 1579 1380 1630">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 1630 981 1682" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="981 1630 1181 1682">床上浸水</td> <td data-bbox="1181 1630 1380 1682">0世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1682 1181 1736">床下浸水</td> <td data-bbox="1181 1682 1380 1736">13世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	0世帯	床下浸水	13世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	0世帯								
	床下浸水	13世帯								

年 月 日	災 害 名	概 要								
2019年（令和元年） 7月20日～7月23日	令和元年7月20～23 日の大雨	<p>台風5号の影響で、福岡県では19日のはじめごろから21日朝にかけて風速15メートルの強風域に入った。さらに、西日本に停滞していた梅雨前線に太平洋高気圧の周辺を通過して南から暖かく湿った空気が流入し、21日朝方に久留米市を中心として局地的に猛烈な雨が降った。久留米市では、21日5時50分頃に約110ミリ（最大1時間降水量）の雨が測定され、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>県内の人的被害は軽傷者1名、家屋被害は581棟（床上浸水227、床下浸水354）が発生した。</p> <p>本町では、陣屋川が増水で本郷橋が堰き止められ（ゴミや流木など）、本郷地区の一部が冠水するとともに、小石原川（栄田橋）の水位が最高水位となる4.7mまで上昇し、江戸橋下流の堤防が破堤し、農地や道路が冠水した。</p> <p>この大雨により、菅野区、高食区、床島区、鳥飼区、西原区、栄田区、稲敷区に警戒レベル4避難勧告を発令、その他の区全域に警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令、住民85名・35世帯が指定避難所等へ避難した。</p> <table border="1" data-bbox="783 1290 1378 1440"> <tbody> <tr> <td data-bbox="783 1290 979 1339">人的被害</td> <td data-bbox="979 1290 1182 1339">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1290 1378 1339">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1339 979 1388" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="979 1339 1182 1388">床上浸水</td> <td data-bbox="1182 1339 1378 1388">8世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1388 1182 1440">床下浸水</td> <td data-bbox="1182 1388 1378 1440">31世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	8世帯	床下浸水	31世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	8世帯								
	床下浸水	31世帯								

年 月 日	災 害 名	概 要								
2020年（令和2年） 7月3日～7月31日	令和2年7月豪雨	<p>7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が流れ込み、西日本から東日本の各地で大雨となった。</p> <p>6日から8日にかけては長崎県、佐賀県、福岡県筑後地方、熊本県北部で局地的に猛烈な雨が降り、河川の氾濫などによる浸水被害が発生した。</p> <p>県内の人的被害は11名（内 死者2、重傷者5、軽傷者4）、家屋被害は4,584棟（全壊14、半壊992、一部損壊977、床上浸水681、床下浸水1,920）が発生した。</p> <p>本町では、筑後川（片ノ瀬）の水位が10.52mの氾濫危険水位に上昇し、観測史上最高位を記録、支流となる小石原川や二又川、佐多川、大刀洗川の内水氾濫により、栄田区、菅野区、西原区、床島区、下高橋区など広い範囲で農地や道路の冠水が発生した。</p> <p>この大雨により、菅野区、高食区、床島区、鳥飼区、西原区、栄田区、稲敷区、守部区、上高橋区、今区、鶴木区、下高橋区、中川区に警戒レベル4避難勧告を発令、その他の区全域に警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令、住民123名・58世帯が指定避難所等へ避難した。</p> <table border="1" data-bbox="783 1435 1385 1585"> <tbody> <tr> <td data-bbox="783 1435 979 1485">人的被害</td> <td data-bbox="979 1435 1182 1485">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1435 1385 1485">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1485 979 1585" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="979 1485 1182 1534">床上浸水</td> <td data-bbox="1182 1485 1385 1534">5世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1534 1182 1585">床下浸水</td> <td data-bbox="1182 1534 1385 1585">21世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	5世帯	床下浸水	21世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	5世帯								
	床下浸水	21世帯								

年 月 日	災 害 名	概 要								
2021年（令和3年） 8月12日～8月15日	令和3年8月豪雨	<p>8月11日から8月下旬にかけて、梅雨末期に近い気圧配置となった活発な前線の影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。</p> <p>12日及び14日は、九州北部で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、長崎県、佐賀県、福岡県に大雨特別警報が発表された。</p> <p>県内の人的被害は3名（内 重傷者1、軽傷者2）、家屋被害は3,364棟（全壊5、半壊55、一部損壊941、床上浸水561、床下浸水2,695）が発生した。</p> <p>本町では、県道53号、県道14号の冠水（下高橋区）による通行止めや小石原川（県道743号沿い）の護岸崩壊、歩道の法面崩壊（県道53号）などの被害等が発生した。</p> <p>この大雨により、菅野区、高食区、床島区、鳥飼区、西原区、栄田区、稲敷区、下高橋区に警戒レベル4避難指示を発令、その他の区全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令、住民162名・99世帯が指定避難所等へ避難した。</p> <table border="1" data-bbox="783 1240 1378 1391"> <tbody> <tr> <td data-bbox="783 1240 979 1292">人的被害</td> <td data-bbox="979 1240 1182 1292">重傷・軽傷</td> <td data-bbox="1182 1240 1378 1292">0人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1292 979 1344" rowspan="2">住家被害</td> <td data-bbox="979 1292 1182 1344">床上浸水</td> <td data-bbox="1182 1292 1378 1344">0世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1344 1182 1391">床下浸水</td> <td data-bbox="1182 1344 1378 1391">8世帯</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	重傷・軽傷	0人	住家被害	床上浸水	0世帯	床下浸水	8世帯
人的被害	重傷・軽傷	0人								
住家被害	床上浸水	0世帯								
	床下浸水	8世帯								

## 第4節 被害想定

### 第1 風水害

本町に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農産物や農業用施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする河川の氾濫等の風水害と、地震等の被害とに大別できる。

本町の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び県地域防災計画等を考慮し、次の災害を想定する。

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や強風における家屋の破損等が想定される。

#### (1) 河川氾濫、浸水害

昭和28年の西日本水害や平成24年の九州北部豪雨の災害履歴をもとに、河川上流区域での大雨により被害が発生したため、国土交通省及び福岡県において指定している堤防高不足や河積断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川等、水防上必要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を予想する。

#### (2) 台風災害

平成3年の台風17号・19号の災害履歴をもとに、台風の勢力によっては、同様規模の被害が生じることを想定する。

### 第2 地震被害

福岡県では、平成7～8年度に地震に関する防災アセスメント調査を実施し、平成9年12月に『地震に関する防災アセスメント調査報告書』（以下「報告書」という。）を作成し、県内各市町村及び防災関係機関等に配布した。その後、平成17年3月20日に福岡県西方沖地震が発生し、福岡県内に甚大な被害が発生したこと及び前回調査から既に10年の年月が経過したことを踏まえ、社会状況の変化、地震に関する新たな知見を反映した地震被害想定を平成18年度に行った。さらに、この調査から約5年間の社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、平成24年3月に報告書を作成した。この調査結果は、本町の地域防災計画（震災対策編）策定に当たっての資料として参考にするとともに活用していく。

#### 1 想定地震

報告書における想定地震は、次の9つである。

##### (1) 活断層に着目して震源モデルを設定した想定地震

・小倉東断層北東部・西山断層南東部・西山断層全体・警固断層南東部・警固断層北西部

- ・水縄断層西部・福智山断層北西部・宇美断層南東部

(2) 既往地震を再現した想定地震

- ・糸島半島の地震

このうち、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、水縄断層西部の想定地震である。以下、本節においてはこれを想定地震とし、その結果等について記述する。

想定地震の震源断層の位置





想定地震の震源断層パラメーター一覧

震源断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層海上部への延長	警固断層北西部	警固断層南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震
パラメーター										
震源断層の長さ L (km)		6) 17	6) 20	9) 31	8) 80	9) 25	9) 27	9) 26	8) 18	1) 5
震源断層の幅 W (km)		2) 8.5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2.5
マグニチュード M		1) 6.9	1) 7.0	9) 7.3	1) 8.0	9) 7.0	9) 7.2	9) 7.2	8) 6.9	3) 6
震源断層の深さ d (km)	上端	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3
	下端	8) 10.5	8) 12	7) 17	8) 17	8) 17	8) 17	8) 17	4) 11	8) 5.5
1) 松田 (1975) ; $\log L = 0.6M - 2.9$ 2) $W = L / 2$ 3) 新編日本被害地震総覧 (1987) より 4) 断層下端は震源断層の幅 (W) をプラスしたもの。 5) 糸島地震 (1898) の際に地表に断層が現れなかったため基盤深さ+2 km と仮定 6) 新編日本の活断層 (1991) より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ 7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より 8) 福岡県による評価 9) 国 (地震調査研究推進本部) による長期評価										

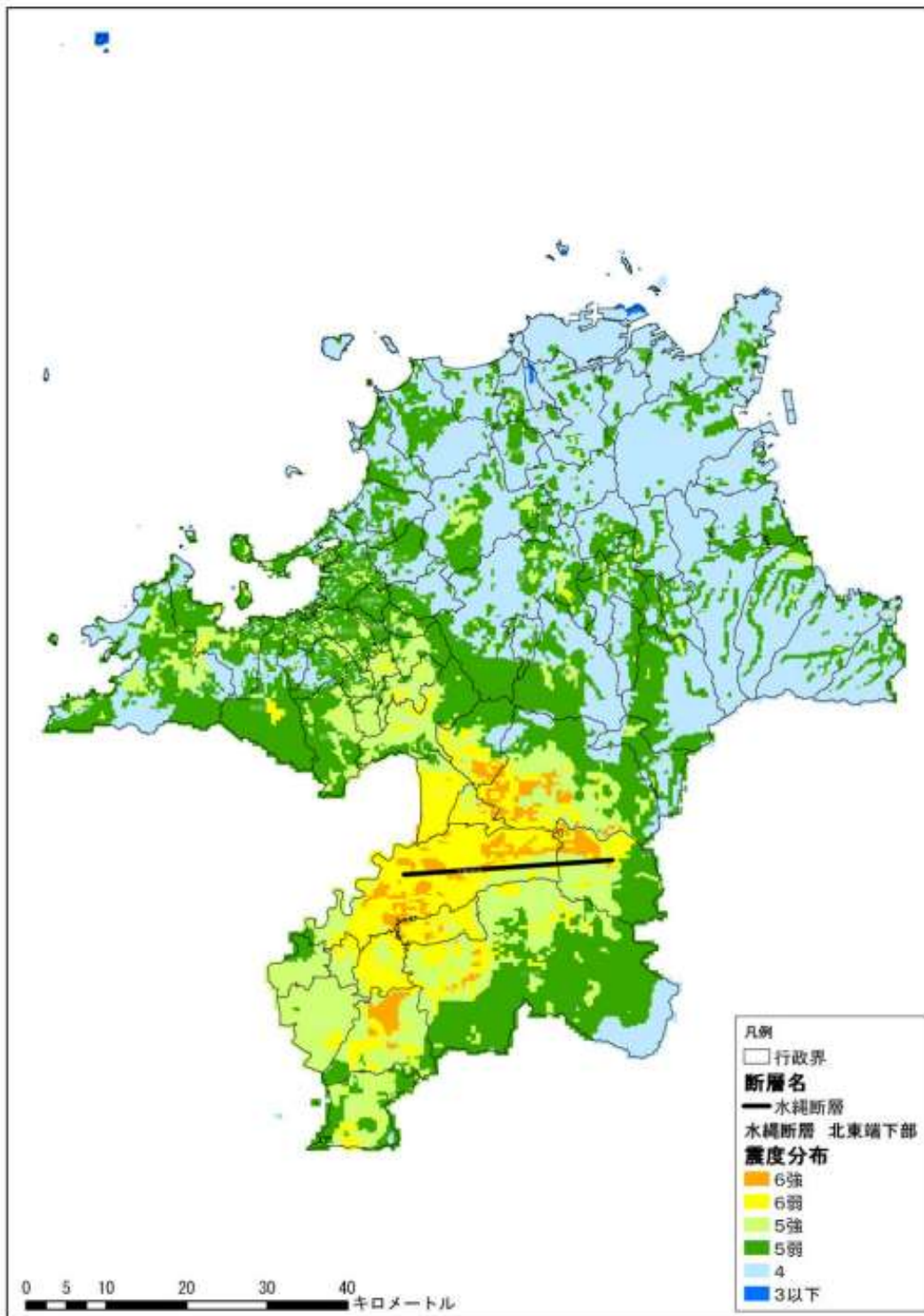
## 2 想定結果

本町における水縄断層西部地震の想定結果は、次のとおりである。

### (1) 震度分布

町域において、震度6強又は6弱の揺れがあると予測されている。

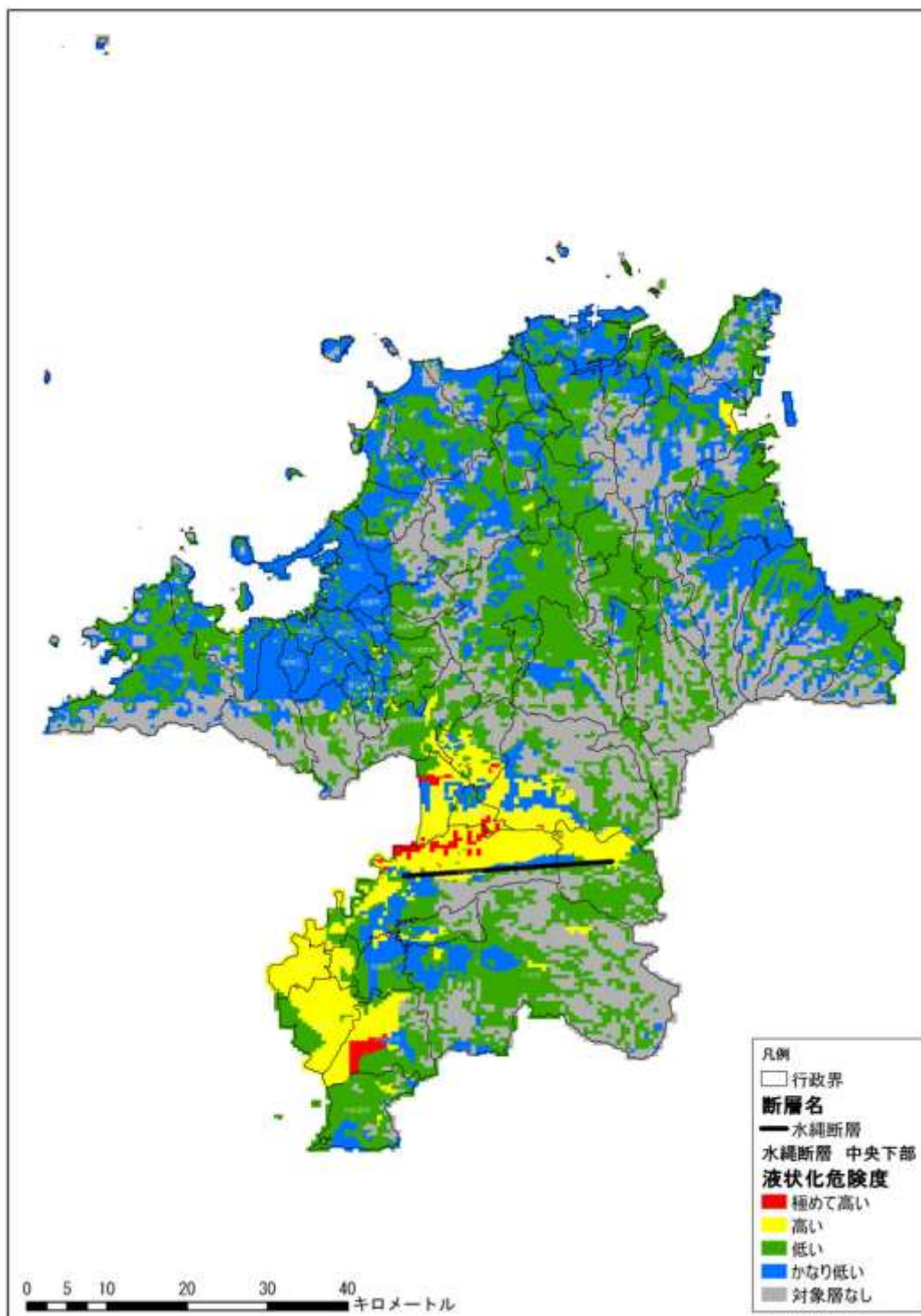
震度分布図—水縄断層（破損開始：北東端下部）—



(2) 液状化

町の南部において液状化の危険性が高いと予測されている。

液状化危険度分布図 —水縄断層（破損開始：中央下部）—



(3) 建物倒壊等

木造建物の全壊 694 棟、半壊 246 棟、非木造建物の大破 64 棟、中破 39 棟と予測されている。

(4) ライフライン等被害

上水道管被害が 60 箇所、下水道管被害が 20 箇所、電柱被害が 5 本、電話柱被害が 5 本と予測されている。

(5) 火災の発生

町内において 4 件の炎上出火があるが、消防力により 4 件が消火されると予測されている。

(6) 人的被害

死者 43 人、負傷者 1,069 人、要救出現場 303 箇所、要救出者 199 人、要後方医療搬送者 107 人、避難者 1,184 人と予測されている。また、要救援者予測では、食糧供給対象人口 10,287 人、給水対象世帯 3,109 世帯、生活物資供給対象人口 1,184 人となっている。

予測された被害の総括表

項目		大刀洗町	県 全 域	
震 源 断 層		水縄断層西部		
地震の規模 (マグニチュード)		6.9		
震 源 の 深 さ		10km		
最 大 震 度		6 強	7	
建 物 被 害	全壊 (大破)	木 造	694	23,951
		非 木 造	64	1,621
		計	758	25,572
	半壊 (中破)	木 造	246	10,251
		非 木 造	39	1,304
		計	285	11,555
ラ イ フ ラ イ ン 等 被 害	上 水 道 管	60	1,947	
	下 水 道 管	20	517	
	都 市 ガ ス 管	0	33	
	配 電 柱	5	164	
	電 話 柱	5	144	
	道 路	—	152	
	鉄 道	—	263	
火 災	出 火	4	95	
	延 焼 に よ る 焼 失	0	19	
人 的 被 害	死 者	43	1,482	
	負 傷 者	1,069	23,254	
	要 救 出 者	199	6,700	
	要 後 方 医 療 搬 送 者	107	2,327	
	避 難 者	1,184	39,713	

(注) ・道路等については、町域の被害数を特定できないため、「—」とした。

## 気象庁震度階級の解説

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 第5節 災害に関する調査研究の推進

### 1 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究の継続的な実施又は推進を行い、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

### 2 大学・学会・防災研究機関等との連携

1に示すように、災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模地震による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、町は、理学的研究としての地震学や地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害及び防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

### 3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第 2 編 風水害対策編

### 第 1 章 災害予防計画





## 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

### 第1節 風水害に強いまちづくり

(総務部・防災部・避難対策部)

町内には、筑後川をはじめ8本の河川があり、大雨等により河川の越水・冠水により水害が発生している。

また、台風の進路によっては、九州南部から西側を北上し、長崎県から福岡県北部を通過した台風が本町を直撃し、家屋や農産物に甚大な被害が発生している。

町は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 水害予防対策

##### (1) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所(資料3-3参照)を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 県及び福岡管区气象台等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備推進を図る。

エ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

##### (2) 市街地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

##### (3) 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

###### ア 浸水想定区域の指定

町は、浸水想定区域の指定の区域ごとに、洪水予想等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難が必要なもので、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設について、町は、当計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水警報等の伝達方法を定めるものとする。

(第5編 資料編 3-4参照)

### イ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の利用者への情報伝達体制の確立

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設については、その利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合に、当該施設の所有者又は管理者に避難情報等が伝わるよう防災行政無線や緊急告知防災ラジオ等により情報伝達体制を確立する。

## 2 農業災害予防対策

### (1) 農地、農業施設の災害の防止

洪水、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

### (2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

### (3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

### (4) 病害虫防除対策

ア 農協等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

### (5) 経営技術の確立

稲作、園芸作物等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

## 第2節 建築物等の予防対策

(総務部・防災部・避難対策部)

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

### 1 公共施設の堅牢化・安全化

町は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

### 2 一般建築物の堅牢化・安全化

#### (1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

##### ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認経由事務を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、各種融資制度等を活用し、促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

##### イ 老朽建築物及び密集地帯における防災対策

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である場合又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の指導を行う。また、密集地帯は火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進及び自主防災組織の協力体制等、防災上の指導が必要である。

#### (2) 特殊建築物等の安全化

##### ア 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

##### イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

町及び消防本部は、多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において県等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

### 3 落下物の防止対策

大規模な災害時には、屋外広告物や建築物外壁、建物内の落下による被害が予想されるため、設置者に対して維持管理の面から落下防止の指導を行う。

#### (1) 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落

下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(3) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

#### 4 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防災意識の向上、防災施設の整備を図る。

(1) 文化財に対する住民の防災意識の向上及び愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

(2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

(3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

ア 防火管理体制の整備

イ 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

ウ 環境の整備

エ 火気の使用制限

オ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

カ 自衛消防隊の組織の確立及び通報・消火・重要物件の搬出・避難誘導等の防災訓練

(4) 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

ア 消火施設

イ 警報設備

ウ その他の設備

(5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

(6) 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

## 第3節 ライフライン施設等の予防対策

(総務部・防災部・避難対策部)

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

### 1 水道施設の予防対策

- (1) 老朽化した送配水管の取り替え・付け替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 水道施設の防災対策を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 2 下水道施設の予防対策

- (1) 下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図る。
- (2) 雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

### 3 ため池施設の安全対策

ため池の管理者である町及び水利組合等は、県との連携により、ため池を調査し、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

### 第4節 職員の配備体制

（総務部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、町は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

#### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生初期から必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事することができるよう、次の対策を実施する。

##### (1) 災害対策本部編制表の作成

災害対策本部編制表（配置要員名簿）を作成し、各体制ごとの配備すべき者を把握しておく。この編制表を必要に応じて配布又は要所への掲示をする。

なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図る。

##### (2) 配備指令の伝達系統の確認

勤務時間外であっても、配備指令があったときには迅速な伝達が行えるよう、各職員は自分が伝達すべき職員の職氏名、電話番号（携帯電話を含む）等を常に把握しておく。

##### (3) 災害対応訓練の実施

本計画の配備体制に基づき、職員を対象とした実践形式の災害対応訓練等を実施する。

##### (4) 業務継続計画の策定

業務継続計画を策定し、自然災害などの緊急事態に備えて、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく。

#### 2 災害対策本部体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

##### (1) 初動マニュアルの作成

災害初動期において、職員が何をすべきかをまとめた職員災害初動マニュアルを作成する。このマニュアルは、防災訓練の実施後の課題検討や行政組織の改革等、必要に応じて修正し、その都度周知徹底を図る。

## (2) 本部の代替機能の確保

役場庁舎が被災し、使用不能となった場合、災害対策本部は大刀洗ドリームセンターに設置することになっている。

今後、非常事態に備え、大刀洗ドリームセンターに本部代替機能を持たせるために必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努める。

## 第5節 情報通信連絡網の整備

(総務部)

大規模な災害に備え、町・県及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

### 1 住民への広報手段の確保

- (1) 災害時において区長、消防団を通じた住民への情報伝達が円滑に行うことができるよう、日頃からその連絡網を整備しておく。
- (2) 町は、次により広報運用体制の整備を検討し、被災者への情報伝達手段として、防災行政無線・個別受信機・登録制メール等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、緊急速報メールや広報車等の活用も含め、本町に適した多様な情報伝達の整備に努める。
  - ア 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
  - イ 地区住民（避難行動要支援者）の把握
  - ウ 広報・広聴担当者の熟練
  - エ 広報文案の作成
  - オ 広報優先順位の検討
  - カ 伝達ルートが多ルート化

### 2 関係機関の連絡体制の整備

町は、広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

### 3 関係機関の連絡体制の整備

町は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する。

### 4 情報通信施設等の整備

- (1) 通信手段の確保
  - ア 防災行政無線
    - (ア) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
    - (イ) 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備・充実を図る。
    - (ウ) 住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備・充実を図る。
    - (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備・充実を図る。
    - (オ) 防災関係機関への通信回路を設置する。
    - (カ) 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、緊急地震速報をはじめとする災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。
  - イ 災害時優先電話



災害時優先電話の配備を図る。

(2) 通信施設の整備

ア 有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図る。

イ 無線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、特に共通波の使用に際しては、電波の混信をさせないための通信統制計画を図る。

(3) 無線従事者の確保

大規模な災害が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、平常時から町職員の教育・育成を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。また、各通信系統の通信方法、通話試験方法、通常点検及び随時点検の実施方法、総合点検の実施方法等をマニュアル化する。

(4) 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供等に備えて、町内のアマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力協定の締結を促進する。

(5) その他の通信設備

情報通信技術の高度化に伴い、パソコン通信による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用等、災害時に有効な通信手段の導入について検討する。

## 第6節 相互応援体制の整備

(総務部)

大規模な災害時には、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の防災関係機関の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体との広域的相互応援体制の整備充実を図る。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

### 1 相互応援協定の締結等

防災関係機関との応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

なお、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

#### (1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当課の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

#### (2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

(3) 町では現在、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。(資料2参照)

協 定 名	協 定 先	締 結 年 月 日
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成 25 年 3 月 28 日
消防組織法第 21 条に基く福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町〔小郡市〕間の消防相互応援協定	小 郡 市	昭和 43 年 7 月 17 日
消防組織法第 21 条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県久留米市間の消防相互応援協定	久 留 米 市	平成 17 年 1 月 31 日
朝倉市大刀洗町消防相互応援協定	朝 倉 市	平成 18 年 3 月 20 日
大刀洗町筑前町消防相互応援協定	筑 前 町	平成 17 年 3 月 22 日
大刀洗町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 9 月 16 日

## 2 民間団体の活用

災害応急対策の実施推進のため必要があるときは、各種団体に協力を要請することができるよう、平常時からその体制を確立しておく。

### (1) 協力を要請する団体

- ア 区長会
- イ 婦人会
- ウ 商工会
- エ 4Hクラブ
- オ 建設協同組合
- カ ボランティア連絡協議会
- キ 農協
- ク 老人クラブ
- ケ 自主防災組織（大堰校区、本郷校区、大刀洗校区、菊池校区）

### (2) 活動内容

- ア 被災者に対する炊き出し作業
- イ 被災者の救出作業
- ウ 救助物資の輸送、配給作業
- エ 清掃、防疫、救助作業

協 定 名	協 定 先	締 結 年 月 日
災害時における応急対策業務に関する協定	大刀洗町建設協働組合	平成 21 年 5 月 1 日

## 3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ、協定締結先及び民間団体等との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

## 4 広域応援拠点等の整備

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する

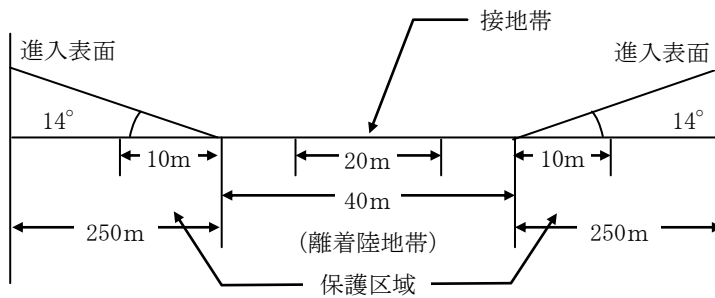
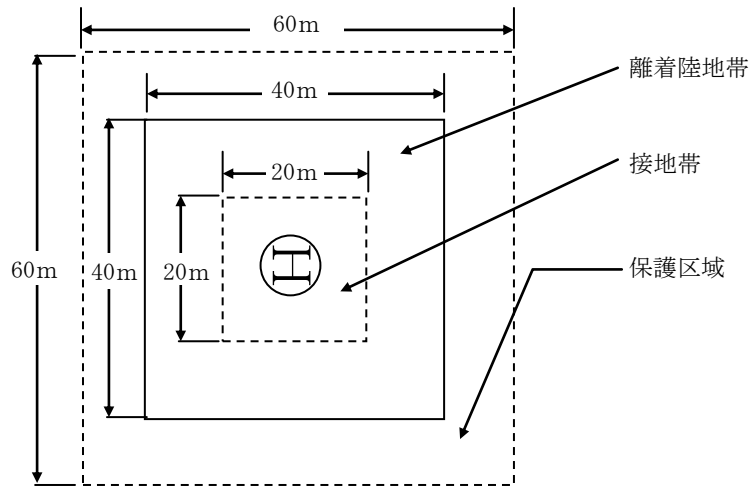
## 5 災害用臨時ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

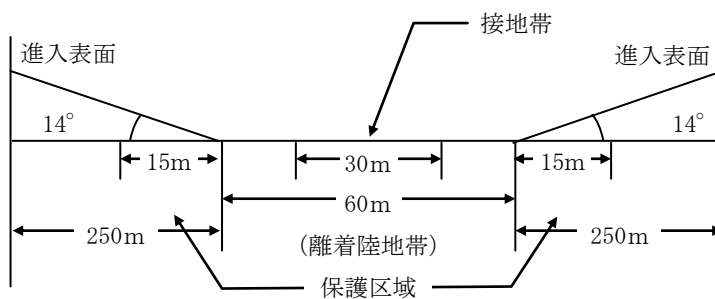
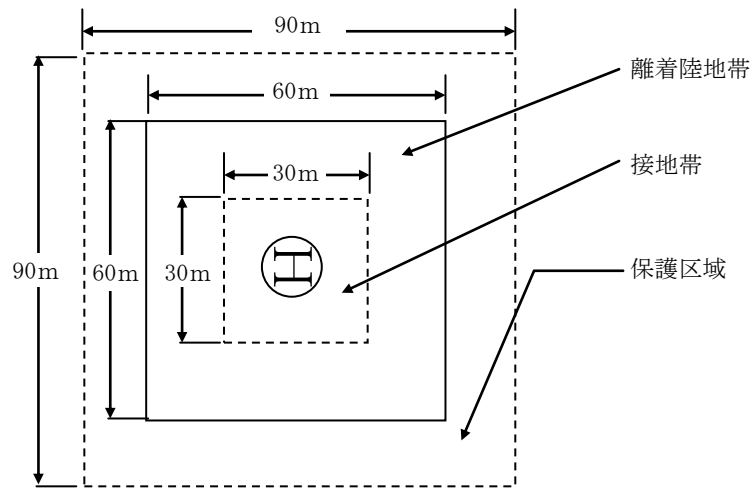
### (1) 臨時ヘリポートの適地選定

町は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

ア 中型（A S 365、ベル 412 等）以下のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A S 332 等以上）のヘリコプターの場合



- 注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた接地帯を含む矩形部分をいう。接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は3度以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(2) 臨時ヘリポートの標示

- ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。
- イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

(3) 危険防止上の留意事項

- ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(4) 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)するものとする。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア 臨時ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物等の状況
- カ 離着陸可能な機種

(5) 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

## 第7節 消防体制の整備

(総務部)

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進し、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を図るため、町・消防団・消防本部は、相互に連携し、次に掲げる項目を実施する。

### 1 消防活動体制の整備・強化

#### (1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されており、その現況は資料3-1のとおりである。

#### (2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用し、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員に対し、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、役場職員による本部分団の創設を含め、消防団員定数及びポンプ車数の増強を検討し、消防組織の充実強化を図る。

#### (3) 消防団の育成強化

消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

##### ア 消防団員の技術向上

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

##### イ 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

##### ウ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、地域や事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

### 2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

#### (1) 一般家庭に対する出火防止の指導

一般家庭内における出火を防止するため、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

#### (2) 地域住民の初期消火体制の整備

地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、

技術の普及に努める。

### 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

#### (1) 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

#### (2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

### 4 消防用施設の整備

今後も国の示す消防水利の基準に適合するよう、国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

## 第8節 医療救護体制の整備

(避難対策部)

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

### 1 医薬品等の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から避難所として指定している施設等に医薬品等を備蓄しておくよう努める。

### 2 医療体制等の整備

町は、消防本部・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する（医療施設については、資料5-1を参照のこと。）。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

### 3 災害拠点病院との連携

重篤患者など町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている次の災害拠点病院との連携体制についても考慮しておく必要がある。

(1) 地域災害医療センター：久留米大学病院、聖マリア病院、朝倉医師会病院

- ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
- イ 傷病者の広域搬送
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
- エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(2) 基幹災害医療センター：国立病院機構九州医療センター

- ア 地域災害医療センターをさらに強化した機能
- イ 要員の訓練、研修機能

### 4 情報収集・連絡体制の整備

町は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

### 5 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。



## 6 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町及び消防本部は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

## 第9節 緊急輸送活動対策

(総務部)

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

### 1 緊急輸送道路の指定

町は他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に緊急輸送道路を選定しておき、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。

### 2 緊急輸送用車両の確保

#### (1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、所轄警察署に対し、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### (2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害発生時においては届出済証を警察本部、警察署又は交通機動隊に持参し、緊急通行車両の標章及び確認証明書等の交付を受ける。

#### (3) 関係業者との連携

緊急輸送物資に必要なトラック等の調達について、町内の関係業者等との連携を図り、必要に応じて協議を行い、協力体制を確保しておく。

## 緊急通行車両の標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第10節 避難収容対策

(避難対策部・防災部)

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、ある程度の設備が整っている公民館等の避難所、またそれらへ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

### 1 一時避難場所の確保

災害から住民が一時的に自主避難するための場所についてあらかじめ定めておく。この場合、次の条件に留意する。

(避難場所一覧は、資料4-3参照のこと。)

- (1) 火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること。
- (2) 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (3) 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。(避難場所の必要面積は、おおむね1㎡1名を目安とする。)
- (4) 危険物施設等が近くにないこと。
- (5) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- (6) 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

### 2 指定避難所の確保

風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とする。

(避難所一覧は、資料4-1参照のこと。)

#### (1) 避難所等の選定要件

- ア 「避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- イ 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ その他被災者が生活するうえで、町が適当と認める場所であること。(避難所の必要面積は、おおむね3.3㎡2名を目安とする。)

#### (2) 避難所の管理

- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食糧、毛布等の備蓄に努める。
- エ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。
- オ 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行で

きるよう努める。

### (3) 福祉避難所の確保・整備

高齢者、身体障害者等の介護を要する者が避難生活を行う場合には、通常の避難所の施設では介護に支障をきたすことも考えられる。このため、町は介護機能を備えた避難所の選定及び整備に努める。

ア 町内の避難行動要支援者関連施設等の中から、立地条件を考慮し、被災する可能性の少ない施設を福祉避難所として指定する（福祉避難所一覧は、資料4-2参照のこと。）。

イ 指定した福祉避難所については避難所としての機能を果たすことができるよう、必要な設備の整備及び物資の備蓄に努める。

## 3 避難路の確保

避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路が確保されていること。
- (3) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (4) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (5) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くすること。
- (6) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (7) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- (8) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (9) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (10) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

## 4 避難場所等の周知徹底

指定避難所等を明示した表示板を整備するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の住民への配布のほか、町ホームページ等を活用し、周知を行う。

## 第11節 食糧及び生活必需品等物資の確保

(総務部・避難対策部・防災部)

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食糧、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。

### 1 食糧及び生活必需品等の確保（備蓄の現況は、資料7参照のこと。）

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 食糧及び生活必需品の調達先をあらかじめ指定し、必要に応じて関係業者等と協議しておくなど、調達計画を立てるとともに、公的備蓄の必要性について検討する。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、次のことを啓発・指導する。
  - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
  - イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

### 2 飲料水等の確保（備蓄の現況は、資料7参照のこと。）

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。
- (2) 応急給水資機材を備蓄するとともに、関係機関からの調達体制を整備する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について次のことを啓発・指導する。
  - ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
  - イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
  - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
- (4) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

### 3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 町は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

### 4 備蓄の際の留意点

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- (4) 避難行動要支援者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

- (5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）
- (6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた、流通在庫備蓄体制の整備等）
- (7) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

## 5 義援品の受入体制の整備

町は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援品の配送方法の確立に努める。

## 第12節 住宅の確保体制の整備

(防災部)

被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

### 1 空家住宅の確保体制の整備

町は、公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

### 2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成するなどの供給体制の整備に努める。



## 第13節 保健衛生・防疫体制の整備

(避難対策部)

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

### 1 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保を図る。

### 2 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。また、児童・生徒に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

## 第14節 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

(避難対策部・防災部)

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるので、これを防止するためのごみ・し尿・がれきの処理体制を整備する。

### 1 ごみ処理体制の整備

#### (1) 体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

#### (2) ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、次のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

### 2 し尿処理体制の整備

#### (1) 体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

#### (2) 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

#### (3) 素掘用資材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

#### (4) し尿処理施設の整備

町は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

### 3 がれき処理体制の整備

#### (1) 体制の整備

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

#### (2) がれきの仮置場の選定

町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

#### 4 応援協力体制の整備

町は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

## 防災行動力の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

### 第15節 防災訓練の実施

(総務部・防災部)

災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

#### 1 訓練の実施及び参加

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して実践的な防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、多数の住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

#### 2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、庁内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

また、図上訓練については、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための訓練、地域防災力の向上を目的とした住民対象の訓練をそれぞれ実施する。

##### (1) 地域防災訓練

町は、小郡市と合同で、地域住民が参加する地域防災訓練を実施している。この際、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ、実践的な訓練内容となるよう努める。

##### (2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

###### ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 樋門等操作訓練

(キ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）

(ク) その他必要な訓練

イ 実施の時期及び場所

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選び、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、必要に応じ大火災を想定し、消防本部及び消防相互応援協定締結の市町村と訓練を実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練、消防訓練等と併せて実施するものとし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。

イ 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 町は、社会福祉施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

オ 自主防災組織による避難行動要支援者を対象とした避難誘導訓練を実施する。

(5) 通信連絡訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

### 3 訓練の方法

町は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

### 4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

### 5 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

## 第16節 防災知識の普及

(総務部・避難対策部・防災部)

所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

### 1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 大刀洗町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

### 2 教職員及び児童・生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童・生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
  - ア 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等について周知させる。
  - イ 職員と児童、生徒会が一体となった防災組織を確立する。
  - ウ 防災訓練を実施する。
  - エ 関係団体と連携を密にして、関係行事に参加する。

オ 映画、スライド等により防災知識の周知、徹底を図る。

(2) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

### 3 住民に対する防災知識の普及

町及び消防本部は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年9月1日の「防災の日」にも広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 大刀洗町地域防災計画の概要

(イ) 気象災害に関する一般的知識

(ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

(オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識

(キ) 応急手当等看護に関する知識

(ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

(ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

(イ) 映画、ビデオテープの利用

(ウ) 広報車の利用

(エ) 講演会、講習会の実施

(オ) 防災訓練の実施

(カ) 図画、作文等の募集による普及

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び教育委員会は、PTA、婦人会、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

## 第17節 自主防災組織等の育成・支援

(総務部)

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、町及び消防本部は、地域住民、事業所等による自主防災組織等の育成・支援及び指導に努める。

### 1 消防団の活動

消防団は、消防本部と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

### 2 自主防災組織の育成・指導

消防団員の減少及び消防団員の昼間の町外への流出等に伴い、各地区の防災力の低下が懸念される。このため、自治会、婦人会等を中心にした自主防災組織の育成・支援が重要となる。

町は、自主防災組織による地域の防災体制を強化するため、次のような対策を実施する。

- (1) 自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。
  - ア それぞれの自治会単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
  - イ 同一の避難所の行政区あるいは小学校の校区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。
- (2) 平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設（校区センター等）を整備し、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。
- (3) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。

### 3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、町及び消防本部と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

- (1) 平常時
  - ア 防災知識の普及
    - (ア) 住民参加による地区別防災マップの作成
    - (イ) 防災学習会、研修会等の開催
  - イ 防災訓練の実施



- (ア) 情報の収集・伝達訓練
- (イ) 消火訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出・救護訓練
- (オ) 炊き出し訓練
- ウ 地域内の安全点検
- エ 防災用資機材等の整備・点検
- (2) 災害発生時
  - ア 情報の収集・伝達
    - 被害状況を町へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。
    - (ア) 地域内の被害情報の収集方法
    - (イ) 連絡をとる防災関係機関
    - (ウ) 防災関係機関との連絡のための手段
    - (エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
  - イ 出火防止及び初期消火
  - ウ 救出・救護活動の実施
  - エ 避難誘導
    - (ア) 避難誘導責任者の安全確認事項
      - a 住宅密集地……………火災、落下物、危険物
      - b 河川……………決壊、浸水
      - c 代替避難路の検討
    - (イ) 携帯品のチェック
    - (ウ) 避難行動要支援者への配慮
  - オ 町の給水・炊き出し・救援物資配布活動への協力

#### 4 事業所等の自主防災活動

町及び消防本部は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食糧、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

## 第18節 避難行動要支援者の安全確保

(避難対策部)

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援について、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備しておくものとする。

### 1 基本的な考え方

避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、避難行動要支援者の支援に当たっては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、地域に根ざした幅広い団体から避難支援者の参画を促し、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

町や消防団、自主防災組織等の防災関係機関においては、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助による支援体制の構築に努めるものとする。

地域においては、平常時から町、行政区、自主防災組織等、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ、災害時の連絡体制について確認しておくこととする。また、避難行動要支援者も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めることとする。

### 2 支援体制の整備

町、避難支援等関係者が協力して、災害時の避難に支援が必要な方を把握し、避難誘導等必要な支援が円滑にできる体制を整備する。そのために、避難行動要支援者名簿、個別避難支援計画を作成し、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを推進する。

- (1) 避難支援等関係者となる者は、行政区、小地域協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、警察署、及び町長が必要と認める支援組織等とする。
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成について

#### ア 避難支援の対象者

町が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件の該当するものとする。

- a. 要介護認定3以上の者
- b. 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- c. 療育手帳Aを所持する者
- d. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- e. 町の支援を受けている難病患者

- f. 小地域協議会、区長、民生委員等が必要と認めた者
- g. その他、本人・家族からの申し出により避難の際に支援が必要と町長が認めたもの

#### イ 名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、行政区、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由（上記対象者の区分）とする。

#### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報は、作成に必要な限度で庁内内部の情報を利用し作成する。また、必要に応じて、県に情報提供を求めるほか、本人、避難支援等関係者から情報を取得する。

#### エ 名簿の更新

名簿の更新を年に1回行うものとするが、対象者情報の変更等を把握した場合は、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

### (3) 個別避難支援計画について

避難行動要支援者名簿の登録者の内から、町や避難支援等関係者が本人の同意を得て又は本人の申し出により、当該避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を、町が避難支援等関係者の協力を得て作成する。

#### ア 登録内容

- a. 避難支援者（避難支援等関係者）の情報
- b. 避難支援者（避難支援等関係者）への情報提供に関する同意の有無
- c. 支援方法
- d. かかりつけ医療機関
- e. 携行医薬品等
- f. 避難時、避難先での留意事項
- g. その他避難支援に必要な情報

#### イ 情報の管理等

作成した個別計画は、非常時に備え、電子媒体のほか紙ベースで作成し、福祉課で適切に管理するものとする。また、適正な情報を保つために、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画の点検・見直しを年に1回行うものとするが、本人、避難支援等関係者等から申し出があった場合、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

### (4) 情報の共有について

避難支援等関係者に情報を提供する場合は、適正管理、秘密保持等個人情報の漏えい防止を徹底する。また、災害時等に緊急に情報共有を行う場合には、個人情報の取り扱いを徹底させるとともに、情報の共有が不要となった時点で名簿等を回収し、以後も秘守義務が発生する等の指導を行い、情報漏えいの防止に努める。

#### ア 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から避難支援等関係者へ情報を提供するものとするが、災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、本人の同意の有無に関わらず情報を避難支援等関係者に提供する。

#### イ 個別避難支援計画

平常時においては、町及び避難行動要支援者本人並びに当該家族のほか、避難支援等関係者である自主防災組織及び民生委員児童委員と情報を共有するものとする。災害時または、災害が発生する恐れがある場合においては、避難支援等関係者に対し、特に必要と認める場合に情報を提供する。

### 3 緊急連絡体制の整備

- (1) 地域ぐるみの協力のもとに避難行動要支援者ごとの伝達方法及び誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。
- (2) 一人暮らし高齢者、ねたきりの高齢者及び障害者等要配慮者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災警報器等の設置等の推進に努める。

### 4 避難体制の確立

- (1) 誘導担当者をはじめ、自主防災組織、小地域協議会など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に決めておく。
- (2) 避難支援等関係者による避難支援は、自分や家族等の安全を最優先に考えた上で行うものとする。また、避難行動要支援者に対して、災害時に必ず避難支援がなされることを保障するものではなく避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではないことを理解してもらう。
- (3) 避難所や避難路の指定は、地区の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

### 5 防災教育・訓練の充実

町及び消防本部は、次の事項を実施する。

- (1) 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、個々の避難行動要支援者の状態に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 避難行動要支援者の支援活動の中心となる自主防災組織、小地域協議会、ボランティア組織等地域組織の育成・支援に努める。
- (3) 社会福祉施設等の管理者に対し、次について啓発・指導する。

#### ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

#### イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

## 第19節 ボランティアの受入れ

(総務部・避難対策部)

大規模災害発生時において、被災地内外から様々なボランティアが駆け付け、単純な作業から専門技術の提供まで幅広い活動を行うなど、発災直後の避難所支援から復興後の生活支援まで、現場での幅広い活躍が期待される。

町は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の推進のため、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進し、災害ボランティアセンター等の迅速な開設と円滑な運営に向けた組織づくりや環境を整える。

### 1 災害ボランティア受入体制の整備

災害が発生し、ボランティア活動の必要性が考えられるとき、町災害対策本部は社会福祉協議会と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

#### (1) 災害ボランティアに関する問い合わせの対応

災害ボランティアセンター設置前にボランティアに関する問い合わせ等があった場合は、必要事項を聞き取り、センター設置後に連絡する。

#### (2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 町は、災害ボランティアセンターの設置について、社会福祉協議会ほか関係団体と次の事項について協議を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所
- (イ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間
- (ウ) 災害ボランティアセンターの運営資金
- (エ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法
- (オ) その他、災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 町は、災害ボランティアセンター設置、運営に関して次の支援を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所の提供と通信環境等の整備
- (イ) 災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (ウ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の提供
- (エ) 町ホームページ等を通じた情報発信
- (オ) 災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力
- (カ) その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

### 2 ボランティアの活動

#### (1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地の復興や被災者の自立・生活を支援することを目的とし、自主的に活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティア活動には、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと被災者の生活支援を目的に人命に関わる課題専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

#### ア 専門ボランティアの活動

- (ア) 救助、救急活動
- (イ) 医療活動
- (ウ) 高齢者、障害者等の福祉的支援活動
- (エ) 被災建築物の応急危険度判定
- (オ) 公共土木施設の調査活動
- (カ) 輸送活動（航空機、特殊車両等の操縦・運転）
- (キ) 通訳（外国語、手話）
- (ク) アマチュア無線等を活用した情報通信
- (ケ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (コ) ボランティア・コーディネート業務
- (サ) その他専門的な技術・知識が必要な業務

#### イ 一般ボランティアの活動

- (ア) 被災者への支援活動（炊き出し、物資の仕分け・配給等）
- (イ) 避難所運営の支援活動
- (ウ) 安否確認、生活情報の収集・伝達活動
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) その他被災地で必要な作業（危険を伴わないもの）

#### (2) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町は、県及び社会福祉協議会その他関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する理解や意識を高めるための普及・啓発活動に努める。

## 第20節 水害予防対策の推進

(総務部)

町は、河川・ため池等における洪水、雨水出水等による災害を予防するため、河川管理者が公表した洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設等を本計画に定め、各施設の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための取組を推進する。

### 1 要配慮者利用施設の範囲

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設の範囲は、浸水想定区域内に立地する施設のうち、次の用途のものとする。

社会福祉施設等	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、認定こども園、児童自立生活援助事業を行う施設、放課後児童健全育成事業を行う施設、小規模住居型児童養育事業を行う施設、地域型保育事業を行う施設、病児保育事業を行う施設、青少年施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、老人居宅介護生活支援事業（老人デイサービス事業・老人短期入所事業・小規模多機能型居宅介護事業）・認知症対応型老人共同生活援助事業・複合型サービス福祉事業）を行う施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を行う施設）、障害児通所支援施設（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設）、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、救護施設、更生施設、医療保護施設、小規模共同作業所
学 校	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）、各種学校（18歳以下が通うものに限る。）、特別支援学校
医療施設	病院、診療所（有床施設に限る。）、助産所（入所施設を有する施設に限る）

(2) 大刀洗町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、大刀洗町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長（町長）に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(3) 町は、大刀洗町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

## 2 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

大刀洗町地域防災計画第5編（3－4）に示す。



## 第2章 災害応急対策計画



## 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図り、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への応援の要請や県知事への自衛隊の派遣要請依頼を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

### 第1節 応急活動体制の確立

（総務部・防災部・避難対策部）

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編制、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

#### 1 職員の動員配備体制

##### (1) 動員配備基準

	第1 配備	第2 配備	第3 配備
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報等により災害の発生が予測され、警戒を必要とするが、予測される事態まで多少の時間的余裕があるとき。</li> <li>○河川の水位が水防団待機水位を超えたとき。</li> <li>○その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○局地的な災害が発生したり、災害の規模が拡大するおそれがあるとき。</li> <li>○河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。</li> <li>○その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内全域にわたる災害が発生したとき。</li> <li>○局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。</li> <li>○大規模災害の発生が免れないと予測されるとき。</li> <li>○その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>
防災対策	担当部署の対応 災害警戒本部の設置 (警戒本部会議の開催)	災害対策本部の設置 (本部会議の開催)	災害対策本部の設置 (本部会議の開催)
配備内容	少数の人員をもってこれに当たり、情報連絡活動を主とする。 事態の推移によっては、直ちに第2 配備に移行できる体制とする。	情報連絡活動とともに、必要な所属職員をもって応急措置活動を実施する。 また、災害状況により、職員の過半数をもって情報連絡活動とともに、応急措置活動を実施する。 事態の推移によっては、直ちに第3 配備に移行できる体制とする。	全職員をもって災害応急対策活動を実施する。

## (2) 動員配備人員

部名 ◎部長 ○副部長	班名	担当課 (係)	配備体制			
			警戒 準備	第1配備 警戒本部	第2配備 水防本部 (災害対策本部)	第3配備 災害対策 本部
総務部 ◎総務課長 ○地域振興課長 ○議会事務局長 ○税務課長	総括班 (総括班)	総務課	消防防災 安全係長 他	総務課長 消防防災安全 係長他	総務課長 消防防災安全 係長他 総務秘書係長 人事法制係長 財政係長	全員
	企画班 (企画班)	地域振興課			地域振興課長 企画係長 デジタル戦略推進 係長 自治振興係長	全員
	議会班 (議会班)	議会事務局			議会事務局長	全員
	情報班 (情報班)	税務課			税務課長 町民税係長 資産税係長 徴収係長	全員
防災部 ◎建設課長 ○産業課長 ○生涯学習課長 ○会計課長	建設班 (防災班)	建設課	管理係長 他	建設課長 建設課企画監 管理係長他 工務係長他 下水道管理係長 他	建設課長 建設課企画監 管理係長他 工務係長他 下水道管理係長他	全員
	産業班 (防災班)	産業課			産業課長 農政商工係長 地域開発係長 農業委員会	全員
	生涯学習班 (資材輸送班)	生涯学習課			生涯学習課長 生涯学習係長 文化財係長	全員
	会計班 (資材輸送班)	会計課			会計課長 会計係長	全員
避難対策部 ◎福祉課長 ○健康課長 ○住民課長 ○子ども課長	福祉班 (避難対策班)	福祉課 (地域包括 支援センタ ー)			福祉課長 福祉課企画監 障がい福祉係長 高齢者福祉係長 地域包括支援係長	全員
	健康班 (避難対策班)	健康課			健康課長 国保年金係長 健康支援係長	
	住民対策班 (避難対策班)	住民課			住民課長 住民係長 生活環境係長	全員
	子ども班 (避難対策班)	子ども課			子ども課長 学校教育係長 子育て支援係長	全員

消防団 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	総務課	本部からの要請により出動 (第1分団、第2分団、第3分団、第4分団)
三井消防署 ◎消防署長	本署 三井出張所	警防課	本部からの要請により出動

注1 災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請による交代要員確保を図る。

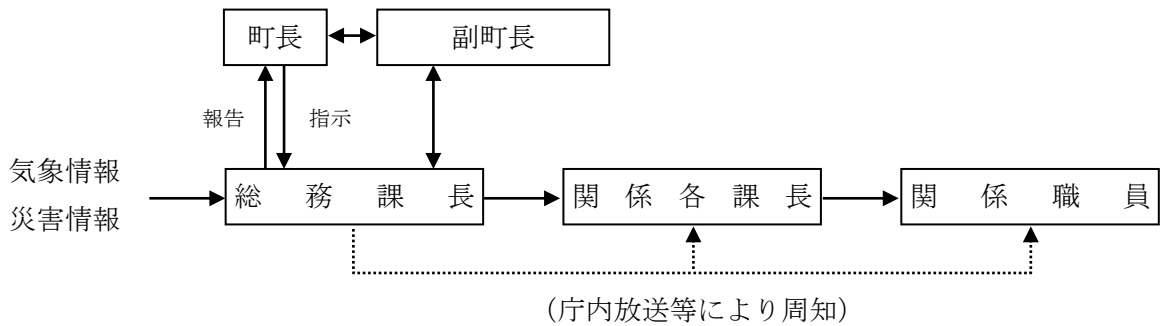
注2 班名の欄に表示している(○○班)は、水防計画書の班名を表示。

注3 各部の班員は、各部長が上図を参考とし必要な人数を動員配備指令する。

(3) 動員配備指令の伝達

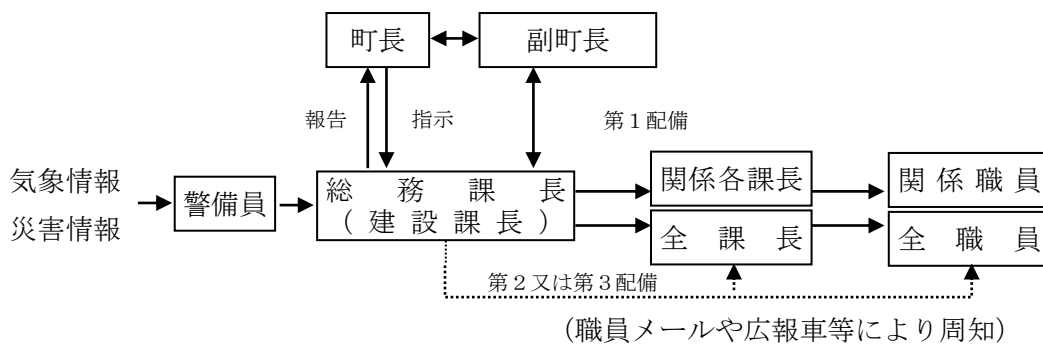
ア 勤務時間内

- (ア) 総務課長は、気象情報、災害情報等入手したときは、直ちに町長、副町長に報告をし、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送により、その旨を職員に周知する。
- (イ) 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



イ 勤務時間外

- (ア) 警備員は、気象情報、災害情報等入手したときは、直ちに総務課長（不在の場合は建設課長）及び消防防災安全係長に報告をする。
- (イ) 警備員より報告を受けた総務課長（建設課長）及び消防防災安全係長は、町長、副町長に報告をし、その指示により、第1配備の場合は関係各課長に、第2配備又は第3配備の場合はすべての課長に動員配備指令を伝達する。なお、第2配備又は第3配備の場合には、職員メールや広報車等によりその旨を職員に周知する。
- (ウ) 各課長は、総務課長（建設課長）より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次のア（ア）のいずれかに該当する場合は、気象警報等並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

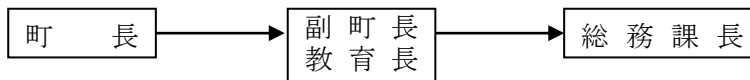
- a 大規模な災害の発生が予想され、その対策上必要と町長が認めるとき。
- b 災害が発生し、その規模及び範囲から本部を設置して、その対策を要すると町長が認めるとき。
- c 災害救助法を適用するに準ずる災害が発生し、総合的な対策を要すると町長が認めるとき。

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- b 災害対策活動が完了した場合

イ 意思決定権者代理順位

本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、町長が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、町長に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに町長にこれを報告し、その承認を得る。



ウ 公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表についても、設置の場合に準ずる。

本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 課	(時間内) 庁内放送、メール (携帯電話) (時間外) 配備指令の伝達系統による	総務課長
住 民	防災行政無線、広報車、緊急速報メール、緊急告知防災ラジオ、テレビ (d ボタン広報誌)	総務課長
県 本 部	福岡県防災情報システム又はF A X	総務課長
地 方 本 部	福岡県防災情報システム又はF A X	総務課長
消防本部・警察・自衛隊	電話又はF A X	総務課長

エ 設置場所

本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、役場庁舎が被災した場合は大刀洗ドリームセンターに設置する。

(2) 本部の組織

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

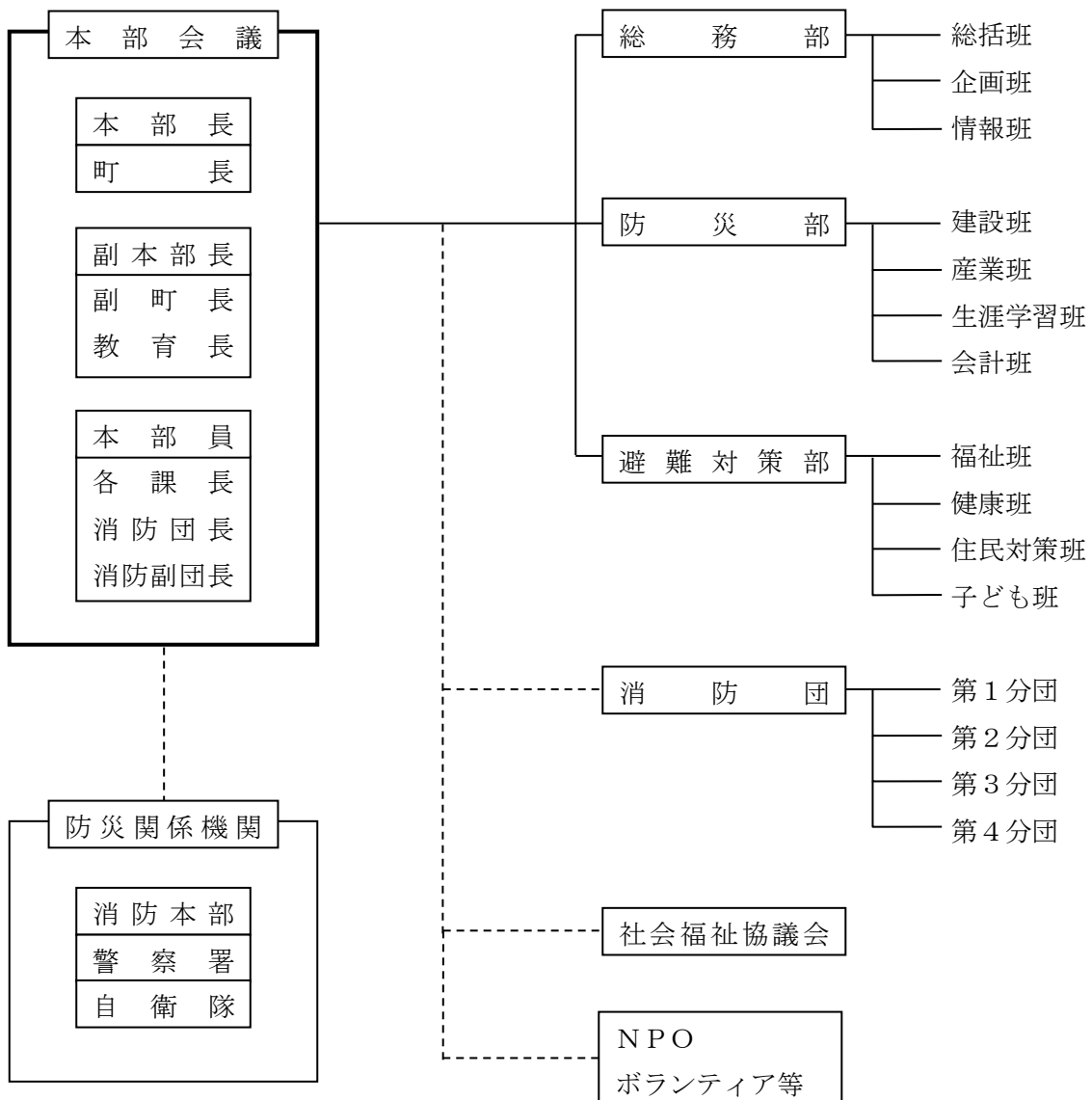
ウ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び防災機関等をもって構成し、防災関係機関の助言を参考に、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

本部組織図





## 本部事務分掌

部 (◎部長) (○副部長)	班 (・班員)	事務分掌
総務部 ◎総務課長 ○地域振興課長 ○議会事務局長 ○税務課長	総括班 ・総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の運営及び統括に関する事。</li> <li>・被害状況の把握及び県への報告に関する事。</li> <li>・気象情報等の総括に関する事。</li> <li>・防災会議に関する事。</li> <li>・職員の非常参集及び配備に関する事。</li> <li>・住民への広報に関する事。</li> <li>・知事への自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>・自衛隊との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害救助法関係の総括に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び指示に関する事。</li> <li>・避難指示等に関する事。</li> <li>・防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・消防団の出動依頼に関する事。</li> <li>・知事への応援要請に関する事。</li> <li>・諸団体（区長会等）への協力要請及に関する事。</li> <li>・被害届の受付及びり災証明の発行に関する事。</li> <li>・災害応急対策関係予算の措置に関する事。</li> <li>・庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。</li> </ul>
	企画班 ・地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市町村等への応援要請及び連絡に関する事。</li> <li>・報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・視察者及び見舞者の応接に関する事。</li> <li>・災害対策用物品、資機材の調達に関する事。</li> <li>・運輸通信（鉄道・電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関する事。</li> <li>・インターネット等情報通信に関する事。</li> <li>・災害用諸物資の輸送に関する事。</li> <li>・輸送用車両等の確保に関する事。</li> </ul>
	議会班 ・議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員関係者への連絡調整に関する事。</li> </ul>
	情報班 ・税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の被害状況の調査及び被災者実態調査に関する事。</li> <li>・被災者名簿の作成に関する事。</li> <li>・被害状況のまとめ、関係者へ情報の提示に関する事。</li> <li>・災害関係の陳情に関する事。</li> <li>・各部への情報伝達及び各部からの情報収集に関する事。</li> </ul>
防災部 ◎建設課長 ○産業課長 ○生涯学習課長 ○会計課長	建設班 ・建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・各河川の被害状況の収集及び応急対策に関する事。</li> <li>・水防に関する事。</li> <li>・町道や河川等にある障害物の除去に関する事。</li> <li>・仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する事。</li> <li>・下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>・水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・給水活動（給水車の借上げ、配車等）に関する事。</li> <li>・給水に関する他市町村への応援要請及び連絡に関する事。</li> </ul>
	産業班 ・産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>・農地及び農業関係の被害証明に関する事。</li> <li>・農地の用水排水に関する事。</li> <li>・農業関係被災者への融資のあっせんに関する事。</li> <li>・商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>・商工業関係の被害証明及び被災者への融資の斡旋に関する事。</li> <li>・主要食糧の確保に関する事。</li> </ul>
	生涯学習班 ・生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・文化財及び文化財施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・社会体育施設の被害状況及び応急対策に関する事。</li> </ul>

部 (◎部長) (○副部長)	班 (・班員)	事務分掌
	会計班 ・会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受領及び保管に関する事。</li> <li>・災害関係経費の経理に関する事。</li> </ul>
避難対策部 ◎福祉課長 ○健康課長 ○住民課長 ○子ども課長	避難対策班 ・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。</li> <li>・福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者の支援に関する事。</li> <li>・福祉避難所への連絡調整に関する事。</li> </ul>
	避難対策班 ・健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の受領及び保管並びに分配に関する事。</li> <li>・医療機関の被害調査に関する事。</li> <li>・医療、助産及び保健に関する事。</li> <li>・負傷者の把握に関する事。</li> <li>・医療救護班の編制に関する事。</li> </ul>
	住民対策班 ・住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>・避難者の把握（立ち退き先等）に関する事。</li> <li>・住民相談所の設置に関する事。</li> <li>・炊き出しその他食糧の提供に関する事。</li> <li>・保健衛生及び防疫に関する事。</li> <li>・ゴミや廃棄物の処理に関する事。</li> <li>・し尿処理や仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>・水質検査に関する事。</li> <li>・へい獣処理に関する事。</li> <li>・死体の埋火葬に関する事。</li> </ul>
	子ども班 ・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所である学校施設の設置について学校との連絡調整に関する事。</li> <li>・学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・教職員の非常参集及び配置に関する事。</li> <li>・被災児童・生徒等の調査に関する事。</li> <li>・応急教育に関する事。</li> <li>・学用品の調達、給与に関する事。</li> <li>・学校給食の確保に関する事。</li> </ul>

部 (◎部長) (○副部長)	班 (・班員)	事務分掌
消防団 ◎消防団長 ○消防副団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1分団</li> <li>・第2分団</li> <li>・第3分団</li> <li>・第4分団</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防活動に関する事。</li> <li>・警戒区域の設定に関する事。</li> <li>・被災者の避難誘導、救出救護に関する事。</li> <li>・行方不明者の捜索及び死体の処理に関する事。</li> <li>・災害等の巡視及び警戒に関する事。</li> </ul>
三井消防署 ◎消防署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本署</li> <li>・三井出張所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防活動に関する事。</li> <li>・気象、地震及び水火災情報に関する事。</li> <li>・災害時における通信に関する事。</li> <li>・消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>・被災者の避難誘導、救助援護に関する事。</li> <li>・復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>・危険物等の処理及び措置に関する事。</li> <li>・災害等の巡視及び警戒に関する事。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの受入及び運営に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者に関する事。</li> </ul>

## 第2節 情報伝達体制の確立

(総務部)

災害等により、通信施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替通信手段を確保する。

### 1 防災行政無線等の活用

県との連絡については県防災行政無線を活用する。

### 2 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に被災者が利用するための特設公衆電話を設置するよう西日本電信電話㈱に要請する。

### 3 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

番号	設置場所	指定電話	所在地
1	大刀洗町役場	(TEL) 0942-77-0171	大刀洗町大字富多 819
2	大刀洗町役場	(FAX) 0942-77-3063	
3	大刀洗診療所	(FAX) 0942-77-0964	大刀洗町大字高樋 1252-1
4	大刀洗中学校	(FAX) 0942-77-3439	大刀洗町大字本郷 523
5	大堰小学校	(FAX) 0942-77-5150	大刀洗町大字守部 465
6	本郷小学校	(FAX) 0942-77-0126	大刀洗町大字本郷 4669-1
7	大刀洗小学校	(FAX) 0942-77-5153	大刀洗町大字上高橋 755
8	菊池小学校	(FAX) 0942-77-1617	大刀洗町大字山隈 1344-3
9	菊池連絡所	(FAX) 0942-77-3069	大刀洗町大字山隈 1711-3

### 4 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

#### (1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

## (2) 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関に依頼する。

## (3) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの

イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

## (4) 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号

イ 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）

ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する

## 5 アマチュア無線の活用

町内のアマチュア無線局開設者に対し協力を求め、その無線網を活用して、被災現場との連絡や町外の災害情報の収集等を行う。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

(総務部・防災部・避難対策部)

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施し、町長はこれを補助する。ただし、知事により町長が行うこととされた救助の実施に関する事務の一部については、法定受託事務としてこれを実施する。

### 1 災害救助法の適用基準

#### (1) 法適用の必須条件

法による救助は、市町村の区域単位に原則として同一原因による災害で、その被害が一定の規模以上の被害に及んだ場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあることが必須要件である。

#### (2) 本町における法の適用基準

ア 本町の区域内の住家滅失世帯数が、50世帯以上であること。

イ 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が、25世帯以上であること。

ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等により、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

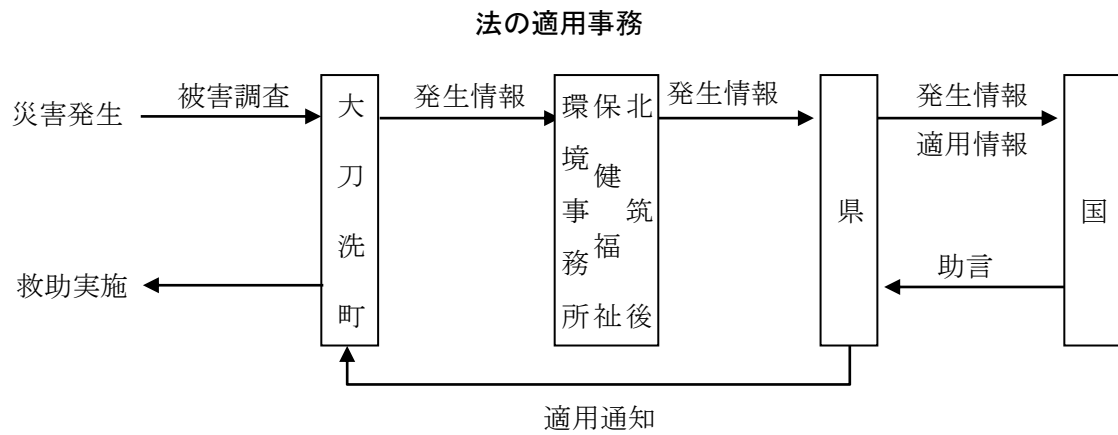
住宅滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1つの世帯とみなす。

### 2 適用の手続き

ア 町長は、町における災害による被害の程度が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。

イ 町長は、前記1(2)ウの後段及びエの状態では被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

ウ 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を速やかに情報提供を行うものとする。



### 3 救助の実施

#### (1) 救助の役割分担

町長は、知事が行う救助を補助する。また、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事により行うこととされている救助の実施に関する事務の一部について実施する。

#### (2) 救助の実施基準

救助の実施は、別表の基準により行う。

### 4 被害状況報告

災害救助活動は第一に正確な被害状況を迅速に把握することである。町長は、災害救助法の適用基準に該当するか否かを判断し、災害に対応した救助計画を速やかに樹立して救助体制を整備するとともに、正確な被害状況を収集把握した後、即刻被害状況を知事に報告する。この報告は確認集計のうえ、直ちに厚生労働大臣に報告され、災害救助費国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分等の基礎となる重要なものである。

### 5 災害救助による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、福岡県災害救助法施行細則別表第2（後掲別表参照）のとおりである。

別表 救助の実施要領の基準（概要）

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>(基本額)            避難所設置費 1人1日当たり 300円</p> <p>(加算額)            冬期（10月～3月）の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		25 年法律第 201 号) 第 85 条第 3 項又は第 4 項による期限内 (最高 2 年以内) とする。
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p>
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水 (土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。) 若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>



救助の種類		救助の程度、方法及び期間					
		ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
		イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。					
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>（ア）診療</p> <p>（イ）薬剤又は治療材料の支給</p> <p>（ウ）処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>（エ）病院又は診療所への収容</p> <p>（オ）看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者で</p>					

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>あって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
6	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		イ 利子 無利子 ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
9	学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
10	埋 葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>ア 棺（付属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 201,000 円、小人 160,800 円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,300 円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,000 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
14	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者の避難</li> <li>イ 医療及び助産</li> <li>ウ 災害にかかった者の救出</li> <li>エ 飲料水の供給</li> <li>オ 死体の捜索</li> <li>カ 死体の処理</li> <li>キ 救済用物資の整理配分</li> </ul> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

## 第4節 広域応援体制

(総務部)

大規模災害等災害時においては、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、町及び防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

### 1 協定に基づく相互応援活動等

#### (1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

#### (2) 応援の要請等

本編第1章第6節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請又は応援を行う。

災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書により他の市町村長に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を要する区域
- ウ 応援を必要とする期間、職種別人員
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他応援又は応急措置に当たり必要な事項

#### (3) 応援協力の現状

本町における応援協力の協定については、本編第1章第6節「相互応援体制の整備」を参照のこと。

### 2 県等への応援又は応援あつせんの要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応援のあつせんに要請する。

また、県内の応援協定による消防力では、災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

### 3 関係機関への応援要請

#### (1) 指定地方行政機関への応援要請

町長は、指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要請

町長は、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のあっせんに要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣のあっせんに求める理由

イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務部)

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 災害派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

### 2 災害派遣要請の手続き

#### (1) 要請による派遣

自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、町長は知事に対して災害派遣要請を依頼する。

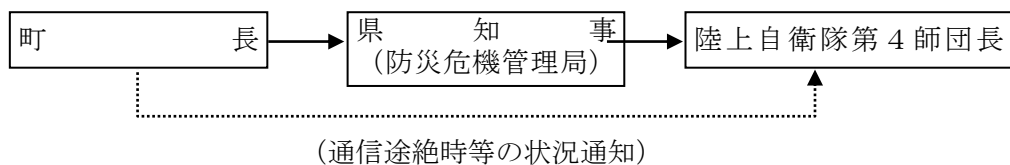
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、災害の状況を直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができる。この場合、通信回復後速やかに知事にその旨を報告する。

#### (2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく独自の判断に基づいて部隊等の派遣を行うことがある。

#### (3) 要請の手続き

##### ア 災害派遣要請系統図



##### イ 要請(通知)先

駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備考
福岡駐屯地	春日市大和町 5-12	(092) 591-1020	第4師団長	知事の派遣要請窓口
小郡駐屯地	小郡市小郡 2277	(0942) 72-3161	第5施設団長	朝倉市、小郡市、筑前町、 東峰村、大刀洗町



## ウ 要請

町長は、自衛隊の災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにし、知事（防災危機管理局）に対し口頭又は電話をもって依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

（ア）災害の情况及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

## 3 自衛隊派遣部隊の活動内容

### (1) 災害発生前の活動

#### ア 連絡班及び偵察班の派遣

##### （ア）連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し、通信の確保を図る。

##### （イ）偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たらせる。

#### イ 出動準備体制への移行

##### （ア）司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

##### （イ）部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編制、資機材の準備、管理支援体制等初動体制を整える。

### (2) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

### (3) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

#### ア 被害状況の把握

#### イ 避難の援助

#### ウ 遭難者等の救出・救助及び搜索活動

#### エ 水防活動

#### オ 消防活動の支援

#### カ 道路又は水路の啓開

#### キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 危険物の保安及び除去
- サ その他

#### (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の職員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

## 4 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

### (1) 連絡調整者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

### (2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

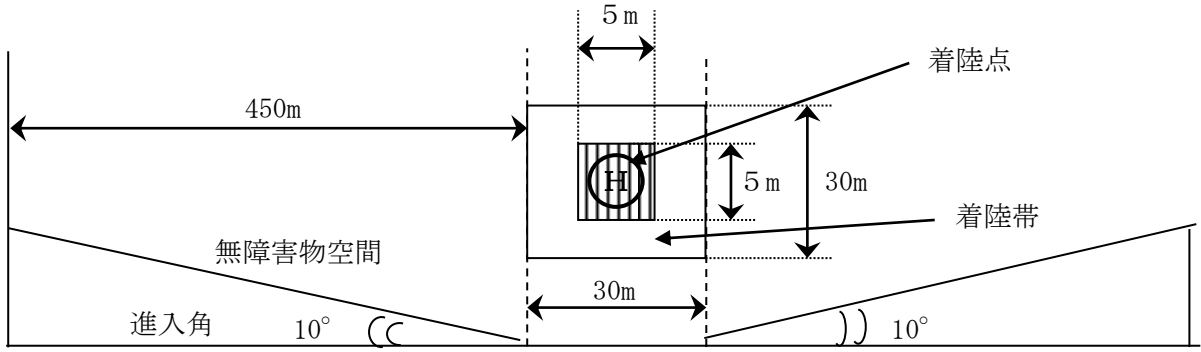
### (3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

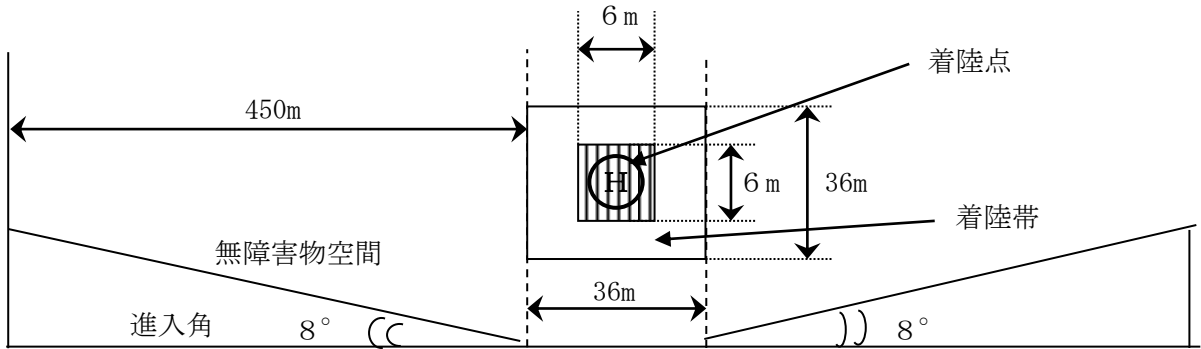
### (4) 臨時ヘリポートの設定（資料6-1参照）

- ア 基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- イ 機種に応ずる発着付近の基準は次のとおりとする。

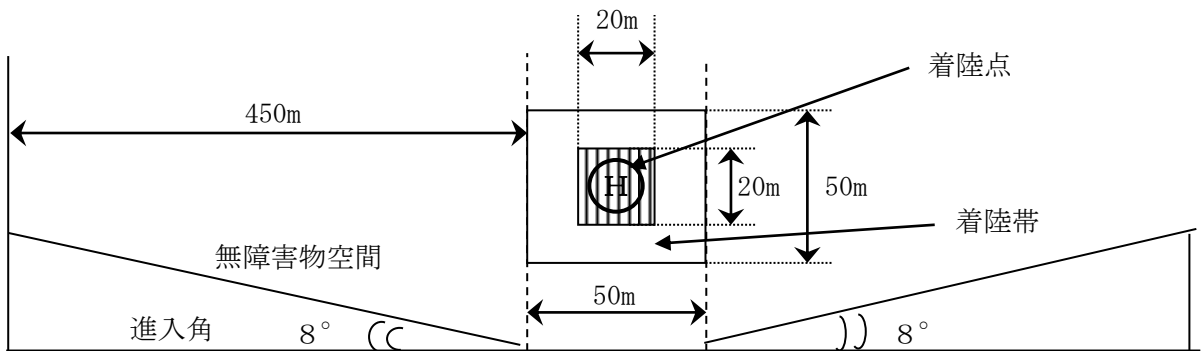
(ア) OH-6D (小型ヘリ)



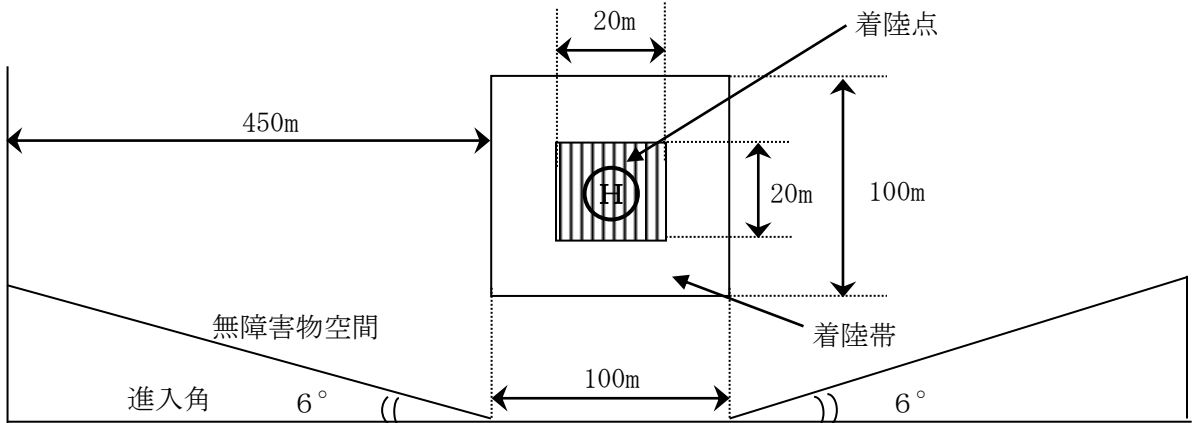
(イ) UH-1J (中型ヘリ)



(ウ) UH-60JA (中型ヘリ)



(エ) CH-47J (超大型ヘリ)



- 注：1 着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。  
2 着陸帯（無障害地帯）とは、発着に障害とならない地帯をいう。

3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

4 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることができる。

#### ウ 標示

(ア) 上空から確認し得る風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約 50m離れた位置に設置する。

(イ) 着陸地点には、石灰等を用いて直径7 m以上の⊕の記号を標示する。

#### エ 危険防止の処置

(ア) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

(イ) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

(ウ) 安全上の監視員を配置する。

(エ) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

#### (5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

### 5 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

(3) 災害派遣部隊長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

### 6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

## 第6節 労働力の確保

(総務部)

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

### 1 労働力の確保

#### (1) 町内の民間団体等の協力

災害応急対策を実施するに当たり、労働力が不足する場合には、区長会、婦人会、商工会、4Hクラブ、建設協同組合、ボランティア連絡協議会、農協、老人クラブ、自主防災組織等の民間団体の協力を得る。

#### (2) 労働者の雇用

##### ア 労働者の雇用の範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の捜索及び処理

##### イ 労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、奉仕団の派遣あつせんを依頼する。

##### ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 必要となる労働者の人数
- (イ) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (ウ) 労働契約の期間に関する事項
- (エ) 賃金の額に関する事項
- (オ) 始業及び終業の時刻
- (カ) 所定労働時間を超える労働の有無
- (キ) 休憩時間及び休日に関する事項
- (ク) 就業の場所に関する事項
- (ケ) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (コ) 労働者の輸送方法
- (サ) その他の必要な事項

##### エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により町内宿泊施設等を充てる。

##### オ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町の定める標準賃金とする。

## 2 従事命令等による応急措置の業務

応急措置を実施するため、町長は、町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者に対し、従事命令を出すことができる。

## 3 労働力の配分計画

- (1) 町の各応急対策の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務課長を介して労働力供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

## 第7節 ボランティアとの連携

(総務部・避難対策部)

大災害が発生すると、行政や防災関係機関だけで十分な災害対応を行うことが困難な場合もある。そのため、災害時において大きな役割を果たすボランティアが円滑な活動を実施できるよう、地域団体、専門ボランティア等も含めた災害ボランティアとの連携に努める。

### 1 災害ボランティアとの連携強化

災害時における被災者に対するきめ細かい支援や生活復興などは、各地から参集するボランティアが大きな役割を果たすため、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。

- (1) 災害時におけるボランティア活動の中心的存在として想定される日本赤十字社や中央共同募金会、社会福祉協議会等のボランティア関係機関との連携に努め、町民のボランティア意識の高揚を図るためのイベント・研修会等の開催に努める。
- (2) 民生委員児童委員協議会や小地域協議会、町内のボランティア団体などについては、各団体の意向を踏まえつつ、交流・連携に努めるとともに、県と連携し、町外のボランティア団体との交流・連携についても検討していく。
- (3) 通訳やアマチュア無線等の専門的支援を行うボランティアについては、町内外の関係団体・機関等との連携を図り、災害時に対応できる支援体制を整えていく。
- (4) 応急危険度判定士（震災時の被災建築物応急危険度判定）、被災宅地危険度判定士（風水害時、震災時の被災宅地危険度判定）については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、県と連携し、関係団体との連携に努める。

### 2 ボランティアへの対応

町及び社会福祉協議会は、ボランティアを円滑に受け入れられるよう、社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターの充実を図るとともに、平常時から災害ボランティアセンターの設置に備え協議を行い、必要に応じ設置訓練や研修等を実施する。

また、災害時にボランティア活動の拠点となる施設の選定や人材の育成に努めるなど、ボランティアの受入体制の整備に努めるとともに、県と連携し、各種ボランティア情報の収集等にも努める。

### 3 情報共有会議による連携強化

災害時、ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、情報共有会議等により、意見交換を行い、専門ボランティア等との連携を強化する。

## 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救急・救助、緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援含む。）や、水防対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 防災気象情報等の収集・伝達

（総務部・防災部・避難対策部）

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は各防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

#### 1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統

##### (1) 警報注意報の定義

###### ア 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。「雨を要因とする特別警報」を発表した時には、その後速やかに、その内容を保管するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

##### (2) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。



## 2 気象予警報等の伝達周知

## (1) 気象予警報等の種類と発表基準

福岡管区気象台等が、気象等の観測結果に基づき発表する予警報等は、次のとおりである。

ア 気象業務法に基づき福岡管区気象台が発表するもの

種類		発表基準
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。具体的には次の条件に該当すると予想される場合である。 [1時間雨量70mm以上] [表面雨量指数基準23]
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。具体的には次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 [1時間雨量70mm以上] [小石原川流域の流域雨量指数17.4] [*1 表面雨量指数8 流域雨量指数15.6] [佐田川流域の流域雨量指数14.7] [*1 表面雨量指数8 流域雨量指数13.2] [大刀洗川流域の流域雨量指数11.4] [陣屋川流域の流域雨量指数9.3] [*1 表面雨量指数8 流域雨量指数8.3] [二又川流域の流域雨量指数10.3] *1 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 [平均風速が20m/s以上になると予想される場合]
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には次の条件に該当する場合である。 [雪を伴い、平均風速が20m/s以上になると予想される場合]
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 [12時間の降雪の深さが平地で10cm以上と予想される場合]
	注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 [1時間雨量40mm以上] [表面雨量指数基準11] [土壌雨量指数基準235]

種類	発表基準
洪水	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。</p> <p>[1時間雨量 40 mm以上]</p> <p>[小石原川流域の流域雨量指数 13.9] [*1 表面雨量指数 8 流域雨量指数 11.1]</p> <p>[佐田川流域の流域雨量指数 11.7] [*1 表面雨量指数 8 流域雨量指数 9.4]</p> <p>[大刀洗川流域の流域雨量指数 8.4] [*1 表面雨量指数 7 流域雨量指数 5.7]</p> <p>[陣屋川流域の流域雨量指数 7.4] [*1 表面雨量指数 5 流域雨量指数 7.4]</p> <p>[二又川流域の流域雨量指数 7.1] [*1 表面雨量指数 5 流域雨量指数 7.1]</p> <p>*1 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）</p>
強風	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合]</p>
風雪	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合]</p>
大雪	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[12時間の降雪の深さが平地で 3 cm以上になると予想される場合]</p>
雷	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[落雷等により被害が予想される場合]</p>
濃霧	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>[視程が陸上で 100m以下になると予想される場合]</p>
乾燥	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下]</p>
なだれ	<p>なだれによって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>[積雪の深さが 100cm 以上あり、気温が 3℃以上の好天になると予想される場合]</p> <p>[積雪の深さが 100cm 以上あり、低気圧等による降雨が予想される場合]</p> <p>[積雪の深さが 100cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合]</p>

種類	発表基準
低温	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[冬季：最低気温が内陸部で<math>-7^{\circ}\text{C}</math>以下になると予想される場合]</p> <p>[夏季：平年より平均気温が<math>4^{\circ}\text{C}</math>以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合]</p>
霜	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には早霜・晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜の期間内において、最低気温が<math>3^{\circ}\text{C}</math>以下になると予想される場合]</p>
着氷・着雪	<p>著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>[大雪警報・注意報の条件下で、気温が<math>-2^{\circ}\text{C}</math>～<math>2^{\circ}\text{C}</math>、湿度が90%以上になると予想される場合]</p>
記録的短時間大雨情報	[1時間雨量 110 mm] (福岡県の基準)

注1 注意報、警報の発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

注3 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものである。(解析雨量、降水短時間予想をもとに、5 km四方の領域ごとに算出したもの)

注4 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものである。(解析雨量、降水短時間予想をもとに、5 kmごとに算出したもの)

#### イ 洪水予報・水防警報

##### (ア) 福岡管区气象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

##### (イ) 福岡管区气象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本県における洪水予報指定河川は、一級河川筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系で、別に国土交通大臣が指定する区域とされている。

#### (ウ) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、知事は国土交通大臣が指定した河川、湖沼以外の河川、湖沼で、洪水により損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防のために行う警報をいう。

#### ウ 消防法に基づく気象通報

##### (ア) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事がこの通報を受けたときは、直ちに町長に通報される。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- a 実効湿度が60%以下で、かつ、最小湿度が40%以下
- b 平均風速12m/s以上

(陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水・(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。)

##### (イ) 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために警報を発令する。

#### (2) 特別警報の種類と発表基準

発表基準は、地域の災害対策を担う知事及び町長の意見を聴いて決定されることとなっており、その概要は次のとおりである。

種類		発表基準
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地面現象特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

#### ア 気象庁の特別警報の指標

##### (ア) 雨を要因とする特別警報の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される市町村に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現  
[大刀洗町の表面雨量指数:23]

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現  
[大刀洗町の流域雨量指数:第8節第2(1)気象予警報等の種類と発表基準を参照]

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を、特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

県域程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸1日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

イ 解除基準

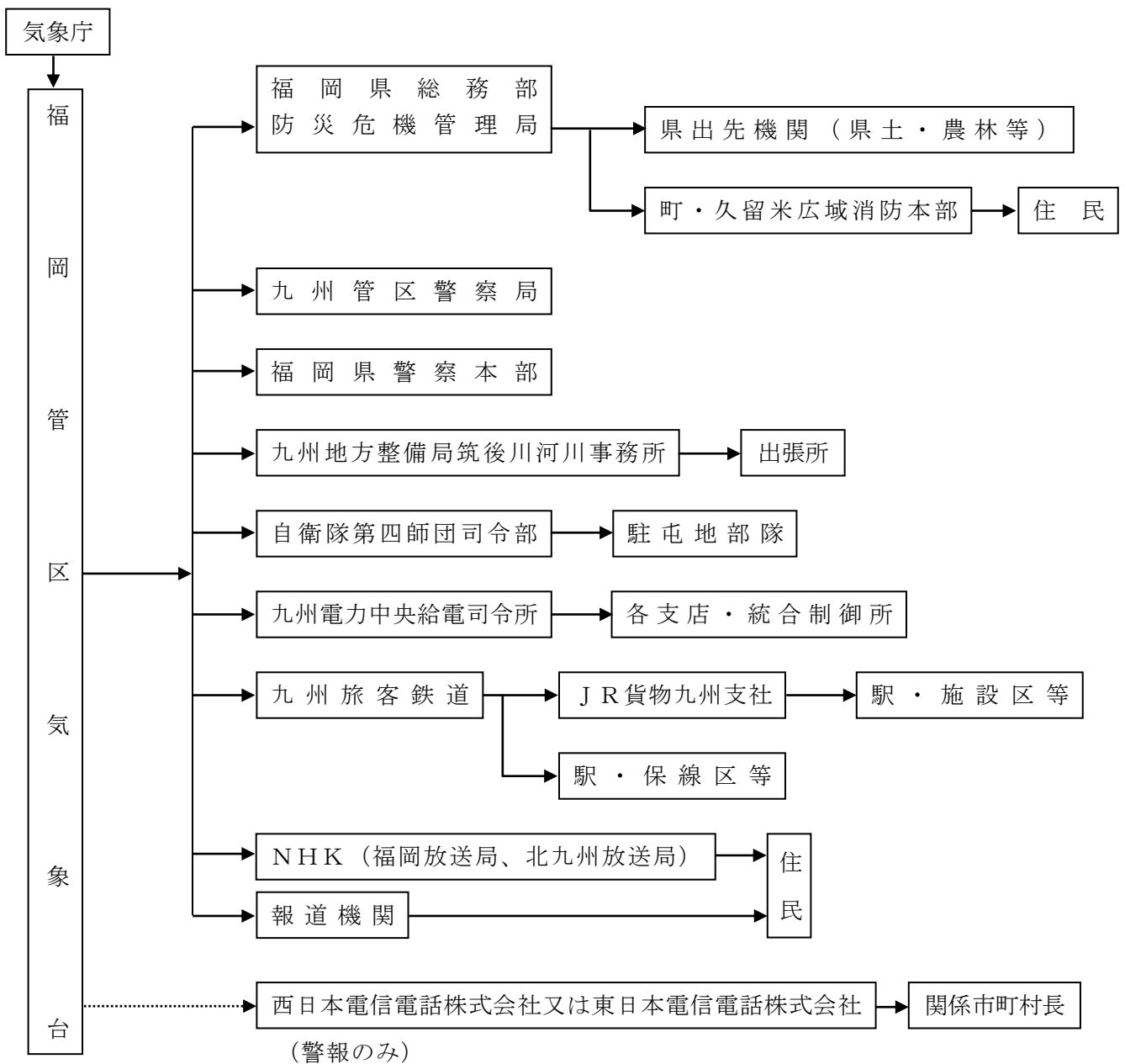
気象特別警報の発表基準に該当しない状況と判断したときに、特別警報を解除する。

ウ 伝達義務

町長は、特別警報の通知を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちにその通知された事項を住民等に周知する。

(3) 伝達系統及び伝達方法

ア 気象予警報等の伝達系統



イ 気象予警報等の受領及び伝達方法

防災関係機関から注意報、警報、情報等が発せられたときは、速やかに次により措置する。

(ア) 町が注意報、警報、情報等を受信したときは総務課長に報告する。

(イ) 総務課長はその内容により必要に応じ、町長、副町長及び関係各課長に通報する。

(ウ) 町長はその内容により必要に応じ、広報車等を通じ住民、消防団、学校、その他関係各種団体に伝達するとともに適切な指示をする。

(エ) 解除の場合もこれに準ずる。

(オ) 勤務時間外において通報された注意報、警報、情報等は当直者が受信し、直ちに総務課長に報告する。総務課長はその内容により勤務時間中の取り扱いに準じ対処する。

## (3) 異常現象発見時の通報（災害対策基本法第54条）

ア 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報しなければならない。

イ 警察官が通報を受けたときは、速やかに町長に通報しなければならない。

ウ 通報を受けた町長は速やかに、福岡管区气象台、福岡県（防災危機管理局、河川課、朝倉農林事務所、久留米県土整備事務所等）、その他関係機関に通報しなければならない。

エ 異常気象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。

（ア）気象に関する事項

著しく異常な気象現象……大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等

（イ）地象に関する事項……地震、道路決壊

（ウ）その他……堤防の水漏れ等

### 3 水防情報（被害情報）の通報

観測員は気象状況に応じ巡視をし、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、河川管理者（筑後川河川事務所、久留米県土整備事務所）及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

(総務部・防災部・避難対策部)

町は、災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告する。情報収集に当たっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

### 1 災害情報の収集

町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集する。

#### (1) 災害情報等収集体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって状況把握に当たらせるとともに、区長会、消防団等と連携して各地区ごとの調査を行う。

また、町内の各施設についての調査は、それぞれの施設を所管する課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

#### (2) 災害情報の把握

町は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

ア 人的被害

イ 建物被害

ウ 高齢者等避難・避難指示の状況、警戒区域の指定状況

エ 避難の状況

オ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

カ 防災関係機関の対策の実施状況

キ 交通機関の運行・道路の状況

ク ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況

#### (3) 情報の収集・伝達の要領

次の点に留意し、的確に情報収集し、総務課に伝達する。

ア 情報項目

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時・場所又は地域

(ウ) 被害の状況

(エ) とられている対策

(オ) 今後の見込及び必要とする救助の種類

イ 留意すべき事項

(ア) 町は災害情報の収集に当たっては、警察・消防本部と密接に連絡する。

(イ) 被害の程度の調査に当たっては、町本部内の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

(ウ) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算



し、即報する。

(工) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

## 2 被害関連情報の報告

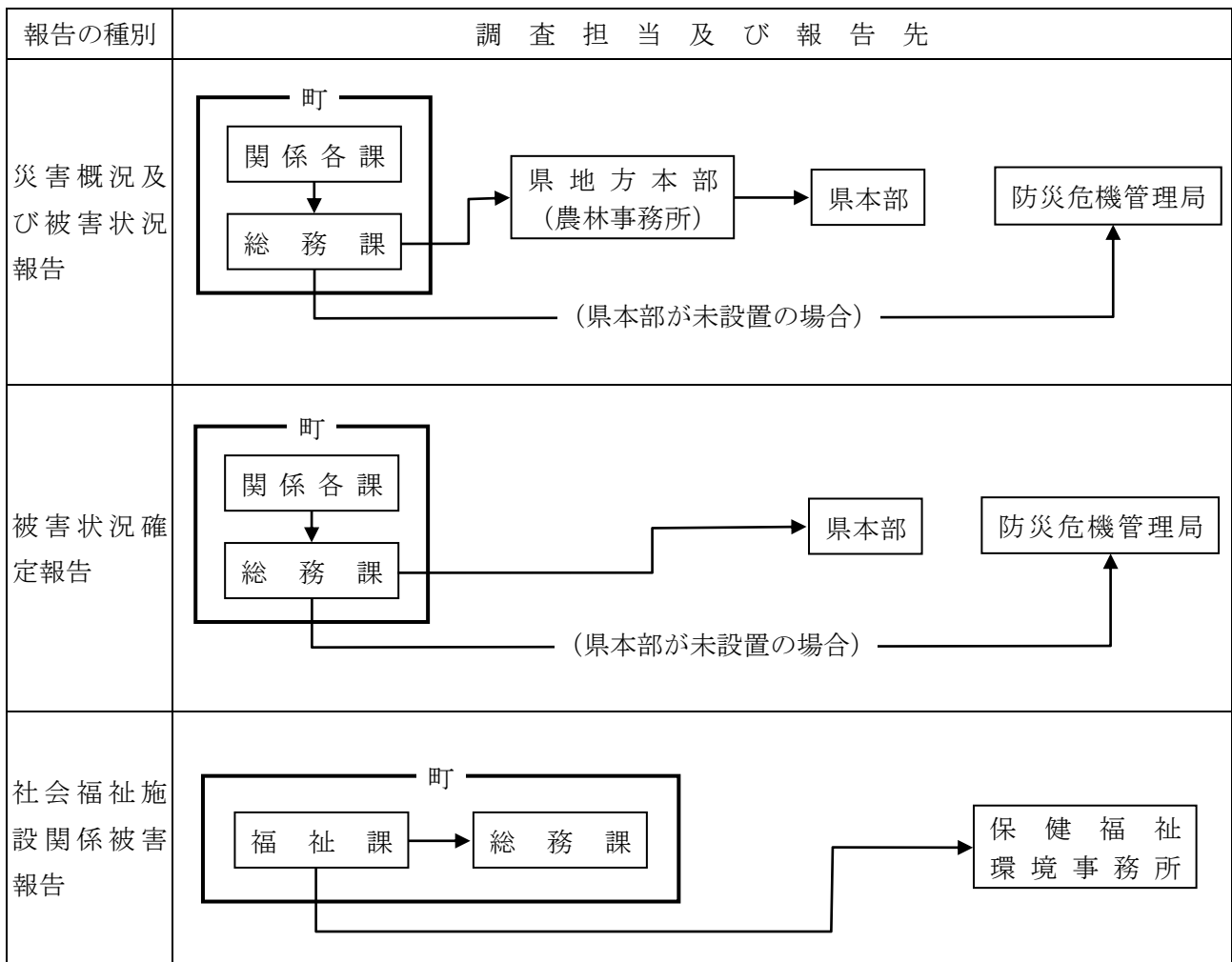
総務課は、収集された災害関連情報等を集約し、県に報告するとともに、場合によっては消防庁に対して直接報告する（後記（2）参照）。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

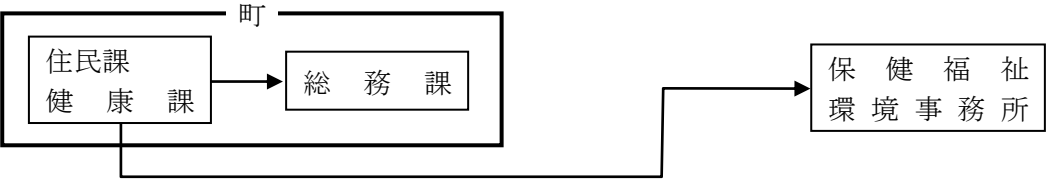
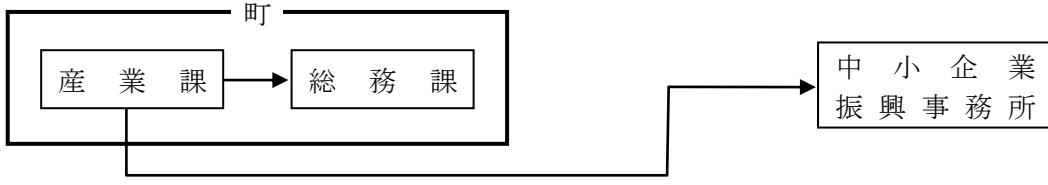
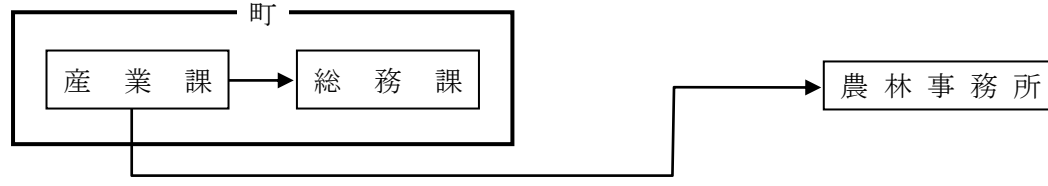
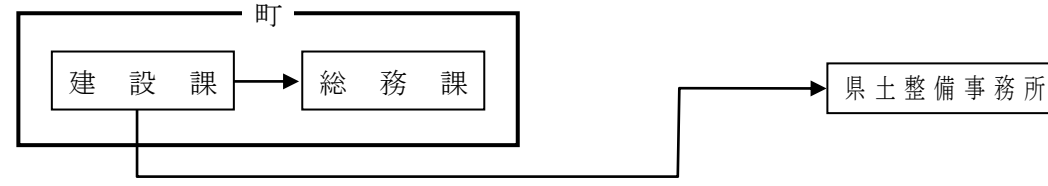
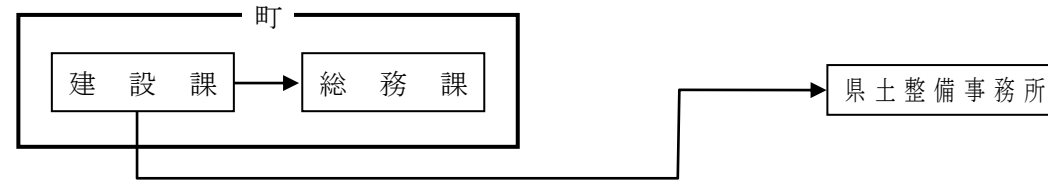
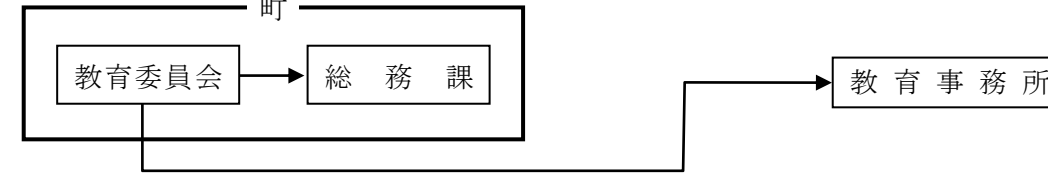
また、必要に応じて、災害情報を防災関係機関・ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる関係機関に随時伝達する。

### (1) 県に対する報告

福岡県災害調査報告実施要綱（資料1-6参照）等の定めるところによる。それぞれの災害情報の収集・伝達経路は次のとおりである。

主な災害情報の収集・伝達経路



報告の種別	調査担当及び報告先
保健環境関係被害報告	
商工業関係被害報告	
農業関係被害報告	
土木関係被害報告	
建築物及び都市関係施設被害報告	
教育関係被害報告	

(2) 消防庁に対する報告

ア 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により前記(1)の県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）により、町内において次の災害が発生した場合には、消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告することとなっており、町はこれに協力する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

(ア) 火災等即報

a 交通機関の火災

(a) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

(b) 列車火災

b 危険物等に係る事故

(a) 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該施設の施設内又は周辺で、500 m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

(b) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

・河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

・大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(c) 道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

(イ) 救急・救助事故即報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で、次に掲げるもの

a 列車・バスの衝突、転覆等の事故

b ハイジャック及びテロ等による事故

c 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における事故

d その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

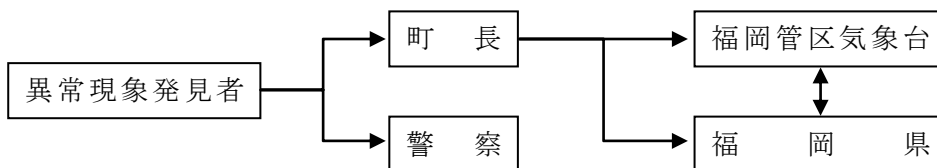
3 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、次のとおりとする。

(1) 異常現象

異常音響及び地変等地象に関する事項

(2) 通報要領



## 第10節 広報

(総務部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報に努める。その際には、避難行動要支援者へも配慮する。

### 1 広報担当の確認

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報先	担当	連絡方法
庁内職員	総務課 (地域振興課)	庁内放送・庁内電話・文書回覧・口頭、メール(携帯電話)
防災関係機関		電話・FAX・無線・口頭
報道機関		Lアラート・電話・FAX・無線・口頭
住民		防災行政無線・広報車・広報紙・テレビ・ラジオ・口頭・緊急速報メール

### 2 広報事項の決定

町は各防災関係機関が実施する広報内容と調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

#### (1) 災害発生直後

- ア 町災害対策本部設置に関する事項
- イ 安否情報(NTTの災害用伝言ダイヤル「171」)を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。)
  - ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
  - エ 避難(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保・場所等)に関する情報
  - オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
  - カ 防疫に関する情報
  - キ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報(降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。)
  - ク ライフラインの被害状況に関する情報
  - ケ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
  - コ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
  - サ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
  - シ 自主防災組織に対する活動実施要請
  - ス 出火防止等の注意の呼びかけ

#### (2) 生活再開時期

- ア 生活支援（食糧・水等の供給）に関する情報
- イ 民心安定のための情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ ごみ、し尿、廃棄物などの処理に関する情報
- オ ボランティアの受入れ情報

### (3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

## 3 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連絡を図り、次の資料を収集し、広報資料を作成する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

## 4 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 広報車による広報
- (2) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (3) 避難所への職員の派遣
- (4) 自主防災組織を通じての連絡
- (5) 携帯電話・インターネット・パソコン通信などの活用

なお、障害者や高齢者などの避難行動要支援者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

## 5 相談窓口の設置

- (1) 被災者からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。
- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合は、窓口担当者は、その相談を関係する課に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報実施方法により、住民へ周知する。

## 6 報道機関への発表

- (1) 県では、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、テレビ・ラジオに関する主要な放送局と「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。その際、次の事項を明示して行う。

- ア 放送要請をする理由
- イ 放送してほしい事項（内容、対象地域等）
- ウ 放送希望日時

(2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

## 7 住民の避難行動を支援する防災情報の提供

町は、避難情報に対応する5段階の警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

## 第11節 水防活動

(総務部・防災部)

風水害時は、河川の増水、ため池の決壊等により水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、消防団を出動させるとともに消防本部に出動を求め、必要に応じて隣接市町の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

### 1 監視・警戒活動

大雨・洪水注意報・警報が発令されたとき、上流ダムから放流の連絡があったときなど危険が予想される場合には、その管轄する水防区域において、河川の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、また、付近にいる者に対しては、立退きを指示するなど必要な応急措置を講ずる。

消防団の出動については、災害の状況に応じて、次の指令により必要人員を招集し、配備につかせる。

第1指令	今後の気象情報と水位情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなりの時間的余裕があると認められるときに発する。
第2指令	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるときに発する。
第3指令	激甚な災害が予想される又は第2配備では処理困難と認められるときに発する。

### 2 通報・連絡

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

## (1) 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	信号	
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。	サイレン 信号	◎－休止－◎－休止－◎ 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒
第2信号	消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。消防団員は各詰所に集合	サイレン 信号	◎－休止－◎－休止－◎ 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒
第3信号	大刀洗町内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの。	サイレン 信号	◎－休止－◎－休止－◎ 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの。	サイレン 信号	◎－休止－◎－休止－◎ 60秒 5秒 60秒 5秒 60秒
(注)			
1 信号は、適宜の時間継続すること。			
2 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。			
3 役場サイレンの制御盤は、庁舎東側4階屋上出口横に設置されている。			

## (2) 資機材の確保及び調達

町は、資材確保のため常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに関係業者等から調達する。

なお、町水防倉庫における備蓄状況は、資料3-2参照のこと。

## 3 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

## 4 応援による水防活動の実施

町は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域応援体制」及び第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により行う。

## 5 水防報告

(1) 水防活動を終了したときは、次の事項をとりまとめて、遅滞なく町長に報告しなければならない。

ア 気象状況

イ 洪水の増減状況



- ウ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
  - エ 堤防その他の施設の異常の有無
  - オ 水防作業の状況
  - カ 使用資材の種類・数量並びに消耗量及び回収状況
  - キ 水防法第28条の規定による公用負担下命の種類及び員数
  - ク 応援状況
  - ケ 居住者出動の状況
  - コ 警察の援助の状況
  - サ 現場指導の官公職員名
  - シ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
  - ス 水防関係者の死傷の有無並びに被災状況
  - セ 殊勲者・殊勲水防団員及びその功績
  - ソ 今後の水防について考慮を要する点その他の所見
- (2) 町長は、前記報告について審査をし、遅滞なく県土整備事務所長を通じ知事に報告しなければならない。

## 第12節 消防活動

(総務部)

火災が発生した場合、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の市町村等からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

### 1 消防活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

#### (1) 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

##### ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

##### イ 消防活動

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先する。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先する。

(エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等を優先する。

#### (2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動

等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が発令された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## 2 消防相互応援活動

大規模災害により、町及び消防本部の消防力のみでは災害の防御が困難な場合には、災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「福岡県消防相互応援協定」（資料2-1参照）その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

### (1) 福岡県消防相互応援協定の対象となる災害

相互応援の対象となる大規模災害とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

ア 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

イ 地震、風水害その他大規模災害

ウ 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

### (2) 応援要請の種別

ア 第一要請

現在締結している隣接市町等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

イ 第二要請

第一要請における消防力でも、なお、災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

### (3) 応援要請の方法

発災地の市町村等の長又は消防長から他の市町村等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

応援要請を行う消防本部の長は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

具体的な要請方法、経費の分担方法等については「福岡県消防相互応援協定」の定めるところによる。

### (4) 県への連絡

応援要請を行った町長又は消防長は、県にその旨を通報する。

### 3 緊急消防援助隊の応援活動

#### (1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

#### (2) 出動の要請

町長は、県を通して出動の要請を行う。

#### (3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した町長及び消防長は、次の措置をとる。

ア 災害状況の把握

イ 情報等の提供

ウ 応援要請手続の実施

## 第13節 避難情報・避難誘導

(総務部・避難対策部・防災部)

災害発生時においては、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。

### 1 高齢者等避難、避難指示等及び周知

#### (1) 高齢者等避難

町は、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行う。

[発令権者：町長（委任を受けた職員を含む。）]

#### (2) 避難指示等

##### ア 避難指示等の発令権者

#### 【避難指示権者及び時期】

指示権者	関係法規	対象となる災害の内容 (要件・時期)	避難指示等の対象	避難指示等の内容	取るべき処置
町長 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第1項 ～ 第4項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれのある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 (※1) ③緊急安全確保の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	災害が発生した場合において、当該災害により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官 職務執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のために立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長からの要求があったとき・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の必要と認める居住者等 ・危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②緊急安全確保の指示 ③避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な処置 (※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命をうけた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命をうけた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は氾濫による災害 洪水又は氾濫による著しい危険が切迫していると認めるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知 (※3)

- ※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所、指定避難所を指定する。
- ※2 警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
- ※3 水防管理者が行った場合に限る。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の区分

警戒レベル	発令区分	状況	住民がとるべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
		災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクがある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	高齢者や障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難行動要支援者等は危険な場所から避難する必要がある 具体的にとるべき行動は、「立ち退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」も可能 高齢者以外の人も必要に応じて外出を控え避難の準備、自主的に避難する
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれたかい	危険な場所から全員避難
		災害が発生するおそれの高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある 具体的にとるべき避難行動は、「立ち退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」も可能
	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保
		災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等は「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容する状態	居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある 具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」であるが、本行動は災害が発生・切迫した段階の行動であり、避難し遅れた居住者等かとする次善の行動である

ウ 水害時における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準

避難情報等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視、住民の通報からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒レベル	発令区分	
警戒レベル3	高齢者等避難	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断される場合 2 水防団待機水位に到達し、1時間後に避難判断水位に到達すると見込まれる場合 3 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合 4 洪水警報の危険度分布図で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報に到達する場合） 5 大雨警報や降水短時間予測等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル3「高齢者等避難」が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 《参考情報》水位、雨量、流域雨量指数、小石原川ダム・江川ダム・寺内ダム、夜明ダム放流量

警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、河川の水位が避難判断水位に到達し、1時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合</li> <li>2 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合</li> <li>3 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域（町内）に危険が切迫した場合</li> <li>4 洪水警報の危険度分布図で「警戒（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）</li> <li>5 近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想される場合</li> <li>6 ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>7 線状降水帯の発生予測等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>8 警戒レベル4「避難指示」が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>9 その他人命保護上避難を要すると認められる場合</li> </ol> <p>※ 上記の状況（7・8除く）が、夜間に発生した場合においても躊躇なく発令する。</p>
	緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氾濫危険水位に到達し、かつ今後の雨量等を勘案し引き続き水位が上昇し、堤防天端高を超える越水や破堤が見込まれる場合</li> <li>2 破堤を確認した場合</li> <li>3 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合</li> <li>4 災害が発生し、現場に残留者がいる場合</li> <li>5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</li> <li>6 その他緊急に避難する必要がある場合</li> </ol>

※ 屋外での歩行等が危険である場合（例：夜間、急激な降雨や浸水）や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難場所等以外の自宅や近隣の建物の2階等へ緊急的に一時避難させることもある。

エ 参考とする主要河川の警戒水位

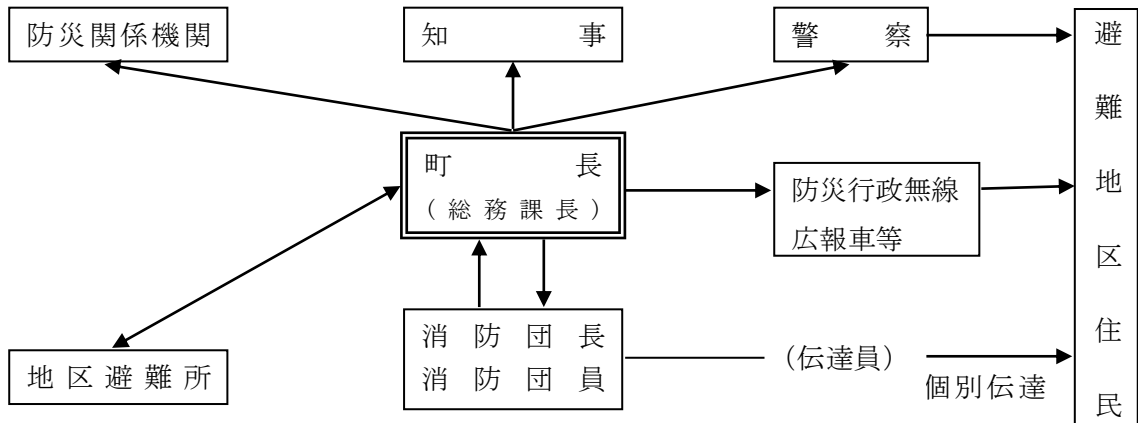
(m)

河川名	大刀洗川	筑後川	小石原川	小石原川	佐田川
観測所名	西の宮橋	片ノ瀬	栄田橋	新甘木橋	金丸橋
堤防設計水位	—	12.82	5.09	—	4.38
氾濫危険水位	6.11	8.50	3.71	2.20	3.87
避難判断水位	5.78	7.80	3.10	1.90	3.50
氾濫注意水位	5.56	6.70	2.50	1.79	2.50
水防団待機水位	4.69	5.40	2.00	1.41	1.50

(3) 伝達系統

避難指示等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務課長は、各担当者がまとめた情報等によって、避難指示等を必要と認めるときは、町長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 防災行政無線による伝達
- b 広報車を利用した伝達
- c 消防団員の直接口頭及び拡声器による伝達
- d サイレンによる伝達
- e テレビ・ラジオ、電話、その他、連絡職員の派遣等による伝達
- f エリアメール(ドコモ、au、ソフトバンク、楽天)、防災メールまもるくん(県登録メール)、ホームページ、SNSによる伝達
- g 緊急告知防災ラジオによる伝達

(イ) 避難の指示等をする場合には、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川の増水等が予想され、地域に避難の指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所及び誘導責任者(区長、民生委員、消防団等から選定)を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにする。

(ウ) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認する。

イ 避難経路



(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水等のおそれのある危険箇所を避ける。

#### ウ 避難順位

(ア) 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。

- ① 介助を要する高齢者や障害者及び傷病者
- ② 傷病者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊産婦
- ④ 高齢者・障害者
- ⑤ 児童・生徒
- ⑥ 女性
- ⑦ 男性

(イ) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

#### エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

#### オ 危険防止措置

(ア) 避難所の開設に当たって、避難所の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、ロープ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。

(エ) 会社、工場にあっては、地下水その他の被害による油脂類の流出防止、また、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

#### (2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

#### (3) その他避難誘導に当たっての留意事項

##### ア 避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

##### イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請して救出活動を行い、避難所への収容を図る。

### 3 学校・教育施設等における避難誘導

- (1) 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- (2) 校長は、おおむね次の事項について教職員に指示し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。
  - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - イ 避難場所の指定
  - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
  - エ 児童・生徒の携行品
  - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出
- (3) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- (4) 災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
  - ア 担当教職員の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導する。
  - イ 地区ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（危険な橋、堤防）の通行を避ける。

### 4 応援協力関係

町において、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、隣接市町又は県等に対し、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。

## 第14節 救急・救助

(総務部・避難対策部)

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にし、また、自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

### 1 救助活動

#### (1) 救出対象

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

#### (2) 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

#### (3) 救出隊の編制

救出隊は、町職員、消防団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

#### (4) 関係機関との協力

ア 町は、県・警察及び消防本部と密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 自らの救出活動の実施が困難な場合、県又は他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

ウ 広域的な応援を必要とする場合には、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、応援要請を行う（資料2-1参照）。

エ 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

#### (5) 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

#### (6) 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### 2 救出の連絡等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、町、消防本部又は警察のいずれかに連絡する。

## 第15節 交通の確保及び規制

(総務部・防災部)

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。また、町は他の道路管理者と連携を図り、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

#### (1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通ずる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

#### (2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

警察官は、緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し、車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、町は他の道路管理者、防災関係機関等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等の協力を得て、交通誘導の実施等を要請する。

### (3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により、必要に応じロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

### (4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

### (5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

## 2 道路交通の確保

(1) 町は、他の道路管理者、公安委員会等と連携を図り、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 町は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、町は他の道路管理者、警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(4) 水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

(5) 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、緊急交道路から優先的に応急復旧を実施する。

## 3 緊急通行車両の確認等

町長は、知事又は公安委員会に対し、緊急通行車両の申請を行い、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

## 4 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、運転者のとるべき以下の措置について広報する。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 第16節 緊急輸送

(総務部)

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

### 1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資</li> <li>○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</li> <li>○情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>○後方医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階の続行</li> <li>○食糧、水等生命の維持に必要な物資</li> <li>○傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2段階の続行</li> <li>○災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>○生活必需品</li> </ul>

### 2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

#### (1) 車両による輸送

##### ア 輸送路の確保

町は、災害応急対策実施のため、災害現場に通ずる道路あるいは避難所に通ずる主要道路を緊急輸送道路とし、障害物の除去や危険箇所の改善など、応急対策を進める。

### イ 車両の確保

#### (ア) 町所有車両等の確保

町所有車両等の掌握、管理は、企画財政課が行う。

#### (イ) 町所有車両等以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、民間業者等から車両を借り上げる等、輸送力の確保に努める。

### (2) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県に要請依頼をする。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

#### (ア) ヘリコプター使用の目的及びその状況

#### (イ) 機種及び数量

#### (ウ) 期間及び活動内容

#### (エ) 発着地点又は目標地点

イ ヘリコプター発着場所は、資料6-1を参照のこと。

### (3) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労働力の確保は、本章第6節「労働力の確保」による。

## 3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し、調達、あつせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要な事項

## 4 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、それぞれの実施担当責任者に配分する。

## 5 災害救助法に基づく措置基準

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは、次の場合とする。
  - ア 被災者を避難させるための輸送
  - イ 医療及び助産のための輸送
  - ウ 被災者救出のための輸送
  - エ 飲料水供給のための輸送



オ 救援用物資のための輸送

カ 死体捜索のための輸送

キ 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとに救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

## 第17節 医療救護

(避難対策部)

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

### 1 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれない場合、町内の医療機関、小郡三井医師会の協力を得て、医療救護班を編成する。医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。
- (2) 町が編成した医療救護班のみでは十分な医療救護活動が実施できない場合には、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

### 2 医療救護班の活動

医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

### 3 救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置する。その際、災害の状況、避難所の設置状況等を勘案し、医療救護活動に適した場所に設置する。

### 4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する。
- (2) 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、県に対し、調達、あつせんを要請する。

### 5 負傷者等の搬送

- (1) 重症患者等で医療救護班による医療活動では十分な処置をすることができない場合には、災害拠点病院等の医療機関へ移送する。

- (2) 負傷者の搬送に当たっては、受入機関との連絡を密に行う。
- (3) 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる空輸を県に要請する。

## 6 災害救助法に基づく措置

### (1) 医療救助の対象

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- イ 応急的に医療を施す必要がある者

### (2) 医療救助の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤、又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 看護

### (3) 医療救助の期間

災害発生の日から 14 日以内。ただし、特別の事業がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

### (4) 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者

### (5) 助産救助の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

### (6) 助産救助の期間

分娩の日から 7 日以内。ただし、特別の事業がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

### (7) 実施方法

#### ア 医療救助

(ア) 原則として医療救護班が実施する。

(イ) 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し、治療することができる。

#### イ 助産救助

(ア) 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

(イ) (ア) により難しい場合は、産院又は一般の医療機関により実施する。

## 第18節 避難行動要支援者への緊急支援

(避難対策部)

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は関係機関と連携し、避難行動要支援者支援計画に基づき必要な諸施策について速やかに実施する。

### 1 要支援者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要支援者となる者が発生することから、これら要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、以下の点に留意しながら要支援者対策を実施する。

- (1) 要支援者を発見した場合には、当該要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
  - ア 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
  - イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
  - ウ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要支援者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要支援者の把握調査を開始する。

### 2 高齢者及び障害者に係る対策

避難所や在宅における一般の要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供に努める。
- (3) 避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やホームヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- (5) 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やホームヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (7) 避難所や住宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

### 3 生活の場の確保

町は、次により、高齢者、障害者等の生活の場を速やかに確保する。

- (1) 応急仮設住宅の建設供与
- (2) 公営住宅・一般住宅の確保
- (3) 公的宿泊施設の確保

### 4 外国人の支援対策

- (1) 外国人への情報提供

町は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

- (2) 通訳ボランティア等の派遣受入れ

町は、必要に応じて、県から外国語を話すことができるボランティアや国際交流専門員等の派遣を受ける。

### 5 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して、関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

## 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

### 第19節 避難所の開設・運営

(総務部・避難対策部)

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

#### 1 避難所の開設

災害救助法適用時においては、知事は法に基づき、避難所の設置を町長が行うこととする。また、町のみでは十分な対策が実施できないと認めるときは、町長は知事に対して災害救助法による避難所開設について応援を要請する。この場合、知事は、町に隣接する市町に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ警察署に通知する。

避難所の開設に当たり、町は以下の点に留意する。

- (1) 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- (2) 地元警察署等との連携
- (3) 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (4) 避難所責任者の選任とその権限の明確化
- (5) 避難者名簿の作成
- (6) 避難行動要支援者に対する配慮
- (7) 新型コロナウイルス感染症等対策の徹底
- (8) 次の事項の県への速やかな報告
  - ア 避難所開設の日時及び場所
  - イ 収容状況及び収容人員
  - ウ 開設期間の見込
  - エ 避難対象地区名

#### 2 開設の方法

- (1) 避難所は、あらかじめ指定している公共施設等を応急的に整備して使用する（資料4-1参照）。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、季節を考慮し、野外に天幕等を借り上げて開設する。ただし、野外受入れ施設は一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (2) 避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し、保護する。

- (3) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。

### 3 避難所の運営管理

#### (1) 管理責任者等の指定

避難所を開設したときは、各避難所に管理責任者、運営担当者を置く。管理責任者及び運営担当者は、消防団員等と協力して、避難所の管理運営と収容者の保護に当たるものとする。

また、町が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

区分	担当	業務内容
管理責任者	町職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の管理運営の統括</li> <li>・避難所と町災害対策本部との連絡調整</li> </ul>
運営担当者	町職員又は当該施設の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難人員の実態把握</li> <li>・避難所開設の記録</li> <li>・給食、給水、その他の物資の支給</li> <li>・その他必要事項</li> </ul>

#### (2) 留意事項

ア 避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編制し、受け入れる。その際、避難所ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。特に避難行動要支援者が見過ごされないように避難住民に徹底する。

イ 避難所における情報の伝達、食糧・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また、必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

ウ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン、ファクシミリ等の整備に努める。

エ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難が長期化する場合等には、被災者のプライバシーの確保に努める。この際、男女によるニーズの違いなど男女双方の視点にも配慮するものとする。

オ 警察官と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

### 4 広域的避難収容・移送

町の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区等又は隣接市町への避難）に関する支援を県に要請する。移送先が決定した場合は、職員の中から移送先における避難所管理者を定めて派遣し、移送に当たっては引率者を添乗させる。

## 第20節 食糧の供給

(防災部・避難対策部)

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食糧等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

### 1 食糧の供給

災害時における食糧の応急供給の実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長は知事の救助事務の補助として、これを行う。

#### (1) 供給の対象

食糧の供給は、次の場合に実施する。

供給対象者	条件
被災者	炊き出しにより、被災者に対し、配給を行う必要がある場合
応急供給受給者	災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
災害救助従事者	災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に対して給食を行う必要がある場合

#### (2) 供給食糧

米穀（米飯を含む）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

### 2 供給の実施

(1) 町長は県を通じて、災害時における応急用米穀の供給について、九州農政局福岡地域センター長に要請する。

(2) 交通通信の途絶のため応急供給に関し、県の指示を受けることができない場合は、町長の責任において応急供給を実施し、県は、事後の報告に基づいて措置する。

### 3 炊き出しの実施

(1) 炊き出しは、原則として指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。また、これらの器具及び燃料等を利用又は調達することができないときは、必要な種類及び数量を明示して、県に調達のあっせんを要請する。



- (3) 炊き出し用の副食物は、J Aみい等関係業者と常に連絡を保ち、必要のある場合は直ちに供給に応ずることができるようにしておく。

#### 4 食糧の調達

##### (1) 調達方法

###### ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、町内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、朝倉農林事務所を通じて知事に要請する。

###### イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが、町内における調達が不可能であり、若しくは必要数量の確保ができない場合は、朝倉農林事務所を通じて県にそのあっせんを依頼する。

##### (2) 九州農政局福岡地域センターへの要請

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食糧の供給に関する県の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、九州農政局福岡地域センター長に対し、応急用食糧の緊急引渡しの要請を行う。

#### 5 食糧の輸送及び管理

##### (1) 食糧集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた食糧の集積地（資料6-2参照）を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。

イ 集積地には管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理に万全を期する。

##### (2) 輸送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

## 第21節 給水

(総務部・防災部)

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

### 1 給水体制の確立

#### (1) 状況の把握

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

#### (2) 水源の確保

- ア 施設の破損等が少ない場合は、取水井・浄水場等を発電機によって運転し、飲料水の確保に当たる。
- イ 水源施設の被災が激しく、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水、又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

#### (3) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ過器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するかどうか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

#### (4) 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について、広報車等によりきめ細かく住民に広報する。

#### (5) 避難行動要支援者への配慮

- ア 医療機関及び避難行動要支援者関連施設については、優先的に給水を行うとともに、利便性についても配慮する。
- イ 自力で給水を受けることが困難な避難行動要支援者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

## 2 給水量等の基準

給水量等の基準は、次のとおりとする。

番号	給水の条件	給水量の基準（1人1日当たり）	備考
1	災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	30	飲料水のみ
2	飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	140	飲料水＋雑用水（110） （洗面、食器洗い）
3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	200	2＋洗濯用水（60）
4	3の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	350	3＋入浴用水（150）

## 3 給水の方法

### (1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。

#### ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

#### イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

### (2) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

### (3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対し、ポリ袋により配給する。

ウ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

## 4 水道施設の応急復旧

### (1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

## (2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接市町に応援を要請するとともに、町長を通じて、知事に応援の業者のあつせんを求める。

## (3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

## (4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに、指定水道工事業者等の協力を得て、応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ) その他の配管

## 5 応援要請

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して、隣接市町及び県に調達あつせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人数

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

## 第22節 生活必需品の供給

(総務部・避難対策部・防災部)

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が発生することが考えられる。また、避難生活が長期化した場合、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。その際、生活必需品等物資の欠如により、身体に大きなダメージが及び可能性のある避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し、生活必需品等物資の供給を優先的に実施する。

### 1 生活必需品の供給

#### (1) 物資の購入及び配分計画

ア 町は、次の情報を収集し、被災者に対する供給の必要品目及び必要量の判断をする。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関及び避難行動要支援者関連施設の被災状況

イ アの情報に基づき、町は生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と供給に努める。

必要量が確保できないときは、県及びその他市町村に対し、応援を要請する。その際、町は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を連絡して供給を促すこととし、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

ウ 町は、町備蓄物資を放出して対処するものとし、物資が不足するときは、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ、町内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

#### (2) 物資の供給又は貸与

ア 町は、区長、婦人会、民生委員等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

イ 自力で生活必需品を受けることが困難な避難行動要支援者を支援する場合、又は被災者が多数発生した場合には、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

### 2 物資の輸送及び管理

#### (1) 物資集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた物資の集積地（資料6-2参照）を活用し、調達した物資の集配拠点とする。

イ 集積地には管理責任者及び警備員を配置し、管理に万全を期する。

#### (2) 輸送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

### 3 災害救助法に基づく措置

#### (1) 被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与

##### ア 対象者

(ア) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水）を受けた者

(イ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(ウ) 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

##### イ 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

(ア) 寝具就寝に必要な毛布、布団等

(イ) 外衣普通衣、作業衣、婦人服、子供服等

(ウ) 肌着下着の類

(エ) 身廻品タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類

(オ) 炊事道具鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類

(カ) 食器茶碗、汁椀、皿、はし等の類

(キ) 日用品石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類

(ク) 光熱材料マッチ、ローソク、プロパンガス等の類

##### ウ 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し、町長が分配する。

##### エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事業があるときは、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

## 第23節 防疫・保健衛生対策

(避難対策部)

大規模災害時においては、一時的な生活環境の悪化に加え、被災者の感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

### 1 保健指導

町は保健福祉環境事務所と連携し、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- (1) 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の健康状態の把握と保健指導
- (2) 難病患者、精神障害者等に対する保健指導
- (3) 赤痢・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- (4) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- (5) 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- (6) 口腔保健指導

### 2 避難所等生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の管理責任者・運営担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- (1) 食生活の状況（食中毒の予防）
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 室温、換気等の環境
- (5) 睡眠、休養の確保
- (6) 居室、トイレ等の清潔
- (7) プライバシーの保護

### 3 防疫対策

町は、知事の指導・指示に基づき防疫活動を実施する。

#### (1) 防疫班の編成

町は、防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生技術者（班長） 1名

作業員	2～3名
事務	1名

## (2) 町の災害防疫業務

町の行うべき災害防疫業務は、次のとおりである。

- ア 予防教育及び広報活動の強化
- イ 消毒の施行
- ウ ねずみ族、昆虫等の駆除
- エ 生活用水の使用制限及び供給等
- オ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- カ 臨時予防接種の実施

## 4 栄養調査、栄養相談

保健福祉環境事務所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

## 5 食品衛生監視活動

町は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う要員の派遣を保健福祉環境事務所に要請する。

## 6 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

## 7 愛玩動物の対策

被災者等が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。



## 第24節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

(防災部・避難対策部)

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

### 1 障害物の除去

#### (1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

#### (2) 障害物除去の方法

- ア 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

#### (3) 資器材、人員の確保

町はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

#### (4) 除去した障害物の集積場所

- ア 次の要件を満たすような場所を選定し、障害物を集積する。
  - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
  - (イ) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
  - (ウ) 盗難の危険のない場所を選定する。
- イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から 14 日間、工作物名その他必要事項を公示する。

### 2 し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障害者等避難行動要支援者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう広報する。また、平常時から仮設トイレ及びその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等について、具体的な備蓄計画及び調達計画の策定に努める。
- (4) 町自ら又は他市町村等の応援により必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収

- 集したし尿は原則として処理施設により処理するが、やむを得ない場合は埋立て等により処理する。
- (5) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

### 3 ごみ処理

#### (1) 仮置場の設置

- ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。
- イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

#### (2) 収集・処分

- ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
- イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
- ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- エ 可能な限り、リサイクルに努める。

#### (3) 住民への広報

- 町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。
- ア 町が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。
- イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

### 4 死亡獣畜等の処理

- 災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、保健福祉環境事務所に連絡のうえ、死亡獣畜取扱場等に搬送し、処理する。
- なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は、保健福祉環境事務所等と協議のうえ、関係法令に基づき必要な処理を行う。

### 5 近隣市町村及び県への応援要請

- 町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、県及び近隣市町村に対し、各処理業者のあつせんを要請する。このため、平常時において、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努めるものとする。

## 第25節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等

(総務部・避難対策部・消防団)

町は関係機関と連携し、行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

### 1 行方不明者等の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、消防本部・警察等の協力を得て搜索を行う。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に收容する。
- (3) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に搜索活動への応援要請を行うよう知事に依頼する。

### 2 遺体の收容処理

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

#### (1) 遺体の收容

- ア 町は、遺体を搬送し、一定の場所に安置する。
- イ 遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の管理者と事前に協議を行い、適当な場所の確保に努める。ただし、適当な建物がない場合は、天幕等の設備を設ける。
- ウ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

#### (2) 遺体の検案・処置等

- ア 町は、日本赤十字社福岡県支部及び小郡三井医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- イ 町は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体收容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

#### (3) 身元不明遺体の処理

- ア 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸に漂着したような場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

#### (4) 搜索及び收容施設

行方不明者及び遺体の搜索活動等の拠点、遺体收容所及び遺体見分場所として大刀洗町勤労者体育センターを予定し、災害の状況に応じて寺院、各公民館の活用についても関係者と協議のうえ決定する。

名 称	所在地	管理者名	総面積 (㎡)	収容人数
大刀洗町勤労者体育センター	本郷 625	大刀洗町教育委員会生涯学習課	2,149	600

### 3 遺体の埋火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。  
また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、埋火葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋火葬を支援する。

### 4 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

### 5 災害救助法に基づく措置

#### (1) 捜索

##### ア 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四圍の状態から、既に死亡していると推定される者

##### イ 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

##### ウ 捜索の方法

知事又は知事により捜索を行うこととされた町長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

#### (2) 遺体の検視（見分）及び処理

##### ア 遺体の検視（見分）（警察）

(ア) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき、遺体の見分及び検視を行う。

(イ) 遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分（検視）終了後、遺族に引き渡す。

(ウ) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第 1 項に規定する検視調書を添えて町長に引き渡す。

##### イ 遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合は、これらの処理を行う。

##### ウ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

エ 処理方法

(ア) 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた町長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。

(イ) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

オ 処理の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため遺族が埋葬を行うことが困難なとき。

イ 埋葬の方法

棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

## 第26節 住宅の供給確保

(防災部・避難対策部)

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

### 1 応急仮設住宅の建設

#### (1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

#### (2) 建設用資機材等の調達

町は、関係業者の協力を得て、応急仮設住宅の建設に必要な資機材等を調達する。町のみでは確保できないときは、県に対して応援を要請する。

#### (3) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

ア 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

イ 1戸当たりの面積は、29.7 m<sup>2</sup>を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

費用は1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

オ 着工期間は災害発生の日から 20 日以内とする。ただし、20 日以内に着工できない事情があるときは、事前に厚生労働大臣の承認を受けて期間を延長することができる。

カ 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

キ 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、町は、県と協議のうえ、入居者を選定する。

なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。

(ア) 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。

(イ) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

ク 応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行い、入居者の管理は、町が行う。また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

ケ 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

## 2 空き家住宅の確保

(1) 町は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するよう努める。

- ア 公営住宅
- イ 民間アパート等賃貸住宅
- ウ 企業社宅、保養所等

(2) 募集は、町及び空き家提供事業主体が行う。

## 3 被災住宅の応急修理

(1) 実施責任者

- ア 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- イ 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町長が行う。

(2) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- ア 応急修理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。
- イ 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- ウ 修理の期間は、災害が発生した日から1箇月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別の事情により、期間内に修正ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。
- エ 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- オ 修理を実施する住宅の選定は、県が町の協力を得て行う。
- カ 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

## 4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（崖）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

(1) 実施責任者

- ア 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- イ 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行う。

(2) 障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。

(3) 災害救助法に基づく措置

ア 障害物除去の対象

- (ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (イ) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること。
- (ウ) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

イ 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は町長）が実施する。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

## 5 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整のうえ、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、町が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。



## 第27節 文教対策

(避難対策部・防災部)

災害時における学校施設の被災及び児童・生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、被害状況に応じて応急教育を実施する。

### 1 避難措置

#### (1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 被災状況、措置内容について、町教育委員会、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

#### (2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ウ 被災状況、措置内容について、町教育委員会、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

### 2 学校施設の確保

町教育委員会は、町長と協議し、次の措置により学校施設を確保する。

#### (1) 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

#### (2) 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

- ア 体育館等教室以外の施設を転用する。
- イ 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- ウ 公民館等社会教育施設等に応急収容する。
- エ 仮校舎を建設する。

### 3 応急教育活動

#### (1) 休校措置及び応急授業等

- ア 学校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講ずる。
- イ 正規の授業ができないときは、応急授業等を実施する。

#### (2) 代替場所の確保

- ア 教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人数等を考慮して、町内の他の学校、集会所、公民館、近隣市町村の学校等を利用する。
- イ 代替場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

#### (3) 教職員の確保

- ア 学校長及び教育委員会は、教職員の被災状況を把握し、学校に来ることができない教職員の代替編制を講ずる。
- イ 教職員が不足する場合は、県教育事務所を經由して県教育委員会と協議し、教職員の確保に努める。

#### (4) 応急教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業などを行う。

#### (5) 通学路の安全確保

- ア 保護者と相談のうえ、被災状況を考慮した臨時の通学路を決める。
- イ 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

#### (6) 試験、進路指導、受験対策

災害が学校内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講ずる。

- ア 学習の遅れを取り戻すための授業
- イ 受験料、入学金、授業料等の減免
- ウ 奨学金の充実
- エ 願書の受付期間、試験実施期間の変更要請
- オ 受験場へのバスなど輸送手段の確保
- カ 被災した学生への特例措置（再試験等）
- キ 卒業認定、単位等への配慮

### 4 学用品等の給与と調達

#### (1) 給与

児童・生徒が学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

##### ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来した小・中学校の児童・生徒とする。

##### イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

### ウ 給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 学校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

### (2) 調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

#### ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

#### イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、町内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し、あっせんを依頼し、確保する。

## 5 学校給食対策

(1) 学校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 避難所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

(2) 学校給食用物資は、関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し、あっせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

## 6 学校等教育施設が避難所等になった場合の措置

教育施設が避難所等に指定された場合、その運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながら、その運営に当たる。

## 7 災害応急対策への中学校生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する自校生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

## 8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

- ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。
- イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。
- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
  - (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
  - (ウ) 施設の安全点検、応急処置
  - (エ) 教育委員会、町長、消防本部への連絡、応援要請
  - (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置
  - (カ) 資料の保存
- ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。
- (ア) 施設長及び職員の非常招集及び被害状況の調査
  - (イ) 教育委員会への連絡
  - (ウ) 施設の安全点検、応急処置
  - (エ) 資料の保存
- エ 施設が避難所となった場合、施設管理者は、教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。
- (2) 文化財対策
- 被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

## 第28節 農業災害の応急対策

(防災部)

大規模災害により、農業生産基盤の被害のほか、燃料、電気の途絶による野菜等の施設園芸の被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

### 1 農地・農業用施設

農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 大規模災害により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり、実施する。

### 2 農作物応急対策

被害を最小限に食い止めるため、町は、農林事務所、普及指導センター、農協の指導関係者と協力して対策技術の指導を行い、必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関へ指導、援助を要請する。

#### (1) 稲、麦、大豆の応急措置

##### ア 再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は、応急対策用として、九州農政局、米麦品種改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

##### イ 代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

##### ウ 病虫害防除

###### (ア) 防除機具による防除

他の団体が保有する防除機具を有効適切に使用するよう指導する。

###### (イ) 高性能防除機

災害により広範囲に病虫害が発生した場合は、関係機関との協議のうえ、高能率防除機の使用等による防除を実施する。

#### (2) 野菜の応急措置

##### ア 干害対策

(ア) 早期収穫を実施し、草勢の維持を図る。

(イ) 乾燥すると草勢が弱るだけでなく、病虫害の発生も多いので、病虫害予防のための薬剤を

散布する。

(ウ) 液肥を施用する。

(エ) 被害の程度により代作を実施する。

イ 水害、風害対策

(ア) 株元が露出したり、土壌が固結した場合は、中耕、株元への土寄せを実施する。

(イ) 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の追肥を行う。

(ウ) 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。

(エ) 被害の程度によっては代作を実施する。

(3) 花きの応急対策

ア 干害対策

(ア) 敷きわら、敷草等又は穴灌水を実施する。

(イ) 液肥を灌水に加用する。

(ウ) 被害の程度によっては代作を実施する。

イ 水害、台風対策

(ア) 株元が露出した場合は、排水、土寄せを実施する。

(イ) 落水のあとの病害予防のため防除を行う。

(ウ) 圃場、ハウスに防風網による防風措置を講ずる。

(4) 果樹の応急措置

ア 干害対策

敷きわら、敷草等により土壌表面の被覆を行い、可能な限り水分の蒸散量を少なくする。また、適正結果（摘果）に努める。しかし、灌水が最も効果があるので、あらゆる手段を講じて実施する。また、熟期に達した果実の収穫を急ぐ。

イ 台風・水害対策

(ア) 台風の襲来直前、おおむね熟期に達した果実（ナシ・ブドウ）は早めに収穫する。

(イ) 樹が倒伏した場合早急に起こし、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。

(ウ) 落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、わらを巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。

(エ) 襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。

### 3 畜産応急対策

(1) 家畜伝染病対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜保健衛生所長が家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生を防止するため協力を行う。

なお、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請する。

(3) 飼料対策

飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料業者に対し、飼料の確保及び供給のあっせんを行う。

## 第29節 ライフライン施設の応急対策

(総務部・防災部・避難対策部)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

### 1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については、本章第21節「給水」による。

### 2 下水道施設対策

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

#### (1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

#### (2) 応急対策

##### ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

##### イ 仮設トイレの確保

下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

#### (3) 被害箇所の応急復旧

町内下水道指定業者と連絡をとりあい、応急的な復旧を早急に進める。

#### (4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するが、必要と認めるときは、県に対し、資材及び技術者のあつせんを要請する。

### 3 電力施設対策

町は、災害により電力施設が被害を受けた場合は、九州電力㈱が行う応急対策に協力する。

### 4 ガス施設対策

町は、災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の防止と災害応急対策についてガス

事業者に協力する。

## 5 電信・電話施設対策

町は、災害により電信・電話施設が被害を受けた場合は、西日本電信電話㈱が行う応急対策に協力する。



## 第 3 章 災害復旧・復興計画



# 第1節 災害復旧・復興

(総務部・防災部・避難対策部)

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

## 1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、原状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

## 2 災害復旧計画

### (1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

### (2) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

### (3) 事業の実施

町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

### (4) 復旧事業計画の種類

#### ア 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、道路、橋梁について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。

#### イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生を防止に努めるものとする。

#### ウ 都市施設災害復旧事業計画

- (ア) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (イ) 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。
- エ 公営住宅災害復旧事業計画
  - 住民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進めるものとする。
- オ 公立文教施設災害復旧事業計画
  - (ア) 児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
  - (イ) 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。
- カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
  - (ア) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
  - (イ) 再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。
- キ 医療施設災害復旧事業計画
  - 住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。
- ク 公営企業災害復旧事業計画
  - 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- ケ 公用財産災害復旧事業計画
  - 行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。
- コ ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画
  - 特に住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

### 3 がれきの処理

町は、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図り、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 4 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

#### (1) 復興計画の基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関連する高度かつ複雑な大規模事業となることから、町は県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものと

する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(2) 復興計画の策定

町は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

町は、警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 被災者の生活再建等への支援

(総務部・防災部・避難対策部)

町は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずる。

### 1 生活保護

保健福祉環境事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・教育費・住宅維持費等を支給して支援することになっているため、町は保健福祉環境事務所との連絡調整を行い被災者への支援を行う。

### 2 資金の貸付

#### (1) 災害援護資金

災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行う。また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

災害援護資金の貸付

災害 援 護 資 金	災害 対象	自然災害——県内において災害救護法が適用された市町村が1以上ある場合の 災害
	貸 付 限 度 額	

災害 援 護 資 金	貸 付 条 件	所得制限	(世帯人員)		(市町村民税における前年の総所得金額)
			1	人	220万円
			2	人	430万円
			3	人	620万円
			4	人	730万円
			5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。				
	利率		年3% (据置期間は無利子)		
	据置期間		3年 (特別の事情がある場合は5年)		
	償還期限		10年 (据置期間を含む)		
償還方法		年賦又は半年賦			
根拠法令		災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)			

### (2) 母子及び寡婦福祉資金

母子家庭又は寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、県が貸し付ける資金である。災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

町は、県が行う母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知を図る。

### (3) 生活福祉資金

町は、町社会福祉協議会と協議のうえ、県社会福祉協議会による、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金の貸付制度の利用を促進する。

貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件に適合する世帯とする。

- ア 低所得世帯であること。
- イ 借受けにより、返済が見込まれる世帯であること。
- ウ 他から資金を借入れすることができない世帯であること。

## 3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

### (1) 対象となる自然災害

- ア 町域において、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害（本編第2章第3節「災害救助法の適用及び運

用」参照)

- イ 町域において、10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 県域において、100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ 町域において、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、県域でア又はイに係る被害が発生した自然災害
- オ ア、イ、ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- カ ア又はイに規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

#### (2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

#### (3) 支給金額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：万円）

住宅の被害程度	全壊 (2) ア該当	半壊 (2) イ該当	長期避難 (2) ウ該当	大規模半壊 (2) エ該当
支給額	100	100	100	50

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

住宅の再建方法	建物・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200	100	50

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

## 4 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。



## (1) 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害	1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	ア 生計維持者	500万円
		イ その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

## (2) 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	ア 生計維持者	250万円
		イ その他の者	125万円
	障害の程度	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢を肘関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

## 5 住宅対策

- (1) 被災地の滅失家屋の状況を調査し、被災者に対し、融資制度の内容を周知させるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金に該当する場合は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者の被害状況調査、被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

## (2) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の基準に該当する場合、低所得被災世帯のために国庫補助を受け、災害公営住宅を建設する。

### ア 大雨・暴風・洪水その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数 500 戸以上のとき。
- (イ) 一市町村の区域内の滅失戸数 200 戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数とその区域内住家戸数の 1 割以上のとき。

### イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

- (ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数とその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

### ウ 災害公営住宅の入居条件

- (ア) 当該災害により住宅を滅失した世帯
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
- (エ) 公営住宅入居基準の収入金額を超えないこと。

## (3) 住宅の建設、修理の融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明証」を交付されている方は、次により、独立行政法人住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設・購入資金又は補修資金の融資を受けることができる。

### ア 建設の場合

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明証」を交付されている方は、融資限度額内で、建設・購入資金の融資を受けることができる。建設と付随して行う整地費及び土地取得資金を、建物資金と併せて融資を受けることができる。

### イ 補修の場合

住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「り災証明証」を交付されている方は、融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。（門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられる。）

また、補修に付随して行う整地費、引方移転資金は、補修資金と併せて融資を受けることができる。

## 6 り災証明の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を交付する。

## 7 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

## 8 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、公共職業安定所と連絡協力して職

業のあっせんに努める。

## 9 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

## 10 被災者への精神的なケア

町は、保健福祉環境事務所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、避難行動要支援者への適切な対応に努める。

### (1) 精神障害者の生活再建支援

ア 被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や具体的支援を実施する。

### (2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して、語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

### (3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り、対応する。

### (4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

### (5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

## 第3節 義援金品の受入れ・配分

(総務部・防災部・避難対策部)

災害時には、県内外からの多くの義援金及び義援品の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援品を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援品については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

### 1 義援金品の受付

#### (1) 町

庁内に義援金品の受付窓口を設置し、対応する。集まった義援金品は、県が関係機関と連携して設置する「義援金品配分委員会」の指示に従って、保管し又は指定された機関に引き継ぐ。

#### (2) 県

一般県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されたものについては、福祉労働部において受付ける。

#### (3) 日本赤十字社（福岡県支部）

一般県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受付ける。

#### (4) 共同募金会（福岡県共同募金会）

### 2 義援金品の配分及び輸送

#### (1) 町

知事又は日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

#### (2) 県

義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。なお、配分委員会の構成員は次による。

義援金品配分委員会構成員一覧表

日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県県民情報広報課長
福岡県社会福祉協議会長	福岡県防災企画課長
福岡県共同募金会長	福岡県福祉総務課長
西日本新聞社社長	福岡県会計管理局会計課長
NHK福岡放送局長	
福岡県福祉労働部長	

## ア 配分対象

## (ア) 義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯の発生した市町村

## (イ) 義援品

全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯 40 世帯以上の被害が発生した市町村

## イ 配分基準（配分比）

## (ア) 義援金（半壊半焼世帯を1とする。）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む） 10

重傷者（3箇月以上の治療を要する見込みの者） 5

重傷者（3箇月以上3箇月未満の治療を要する見込みの者） 3

全壊全焼流失世帯 2

半壊半焼世帯 1

## (イ) 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流失世帯 3

半壊半焼世帯 2

床上浸水世帯 1

## ウ 配分の方法

県災害対策本部が設置されているときは県輸送班が、災害対策本部が設置されていないときは県福祉総務課が、対象市町村へ輸送することとなっている。

## 3 義援品保管場所

## (1) 町

義援品の保管場所は、資料6-2のとおりとする。

## (2) 県（福祉総務課）

寄託義援品を直ちに被災者に配分することが困難な場合の一時保管場所として、県庁舎内等の適切な場所を確保する。

## (3) 日本赤十字社（福岡県支部）

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

## 第4節 産業復興の支援

(防災部)

被災した中小企業者及び農業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

### 1 中小企業金融対策

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ、商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、所要の指導及び広報を行う。

○中小企業融資制度（緊急経済対策資金）

#### (1) 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会（組合にあっては中央会）の確認を受けている者。

#### (2) 申込場所

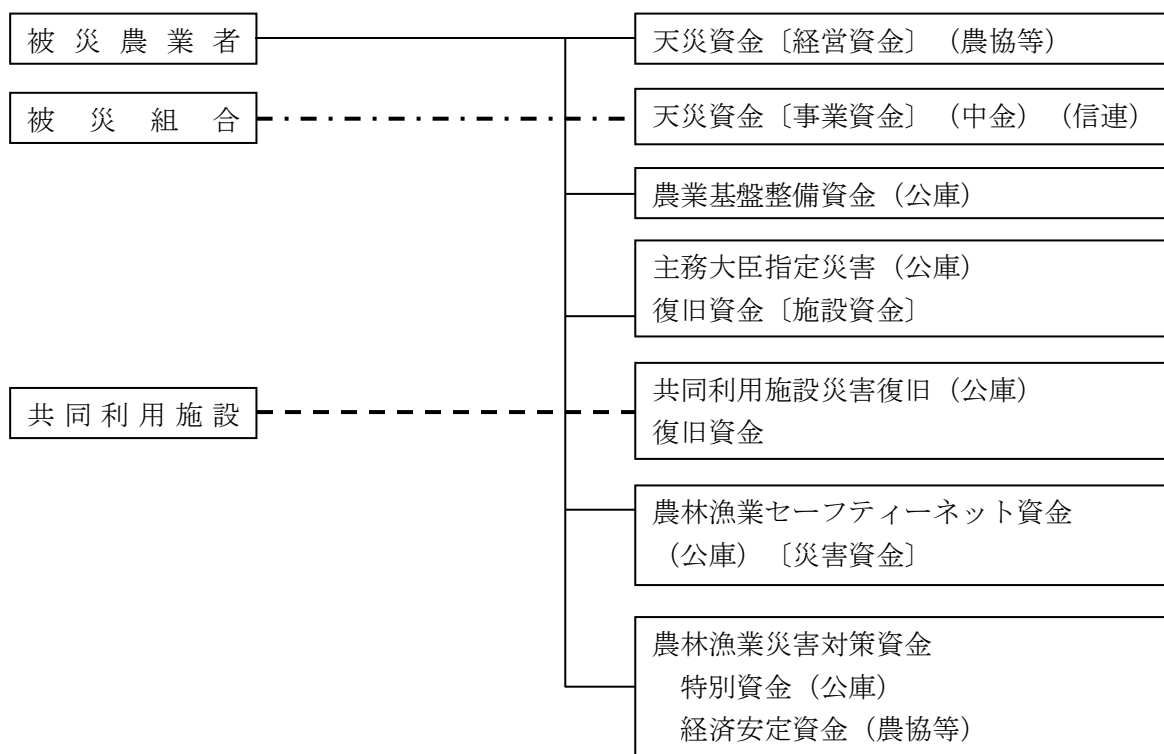
- ア 各商工会議所、商工会
- イ 県中小企業団体中央会
- ウ 指定金融機関

### 2 農業金融対策

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として農業基盤整備資金の活用さらには被災施設の復旧資金として農林漁業施設資金など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

農林漁業関係融資



※中金＝農林中央金庫

信連＝信用農業協同組合連合会

公庫＝日本政策金融公庫

## 第5節 激甚災害の指定

(総務部)

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

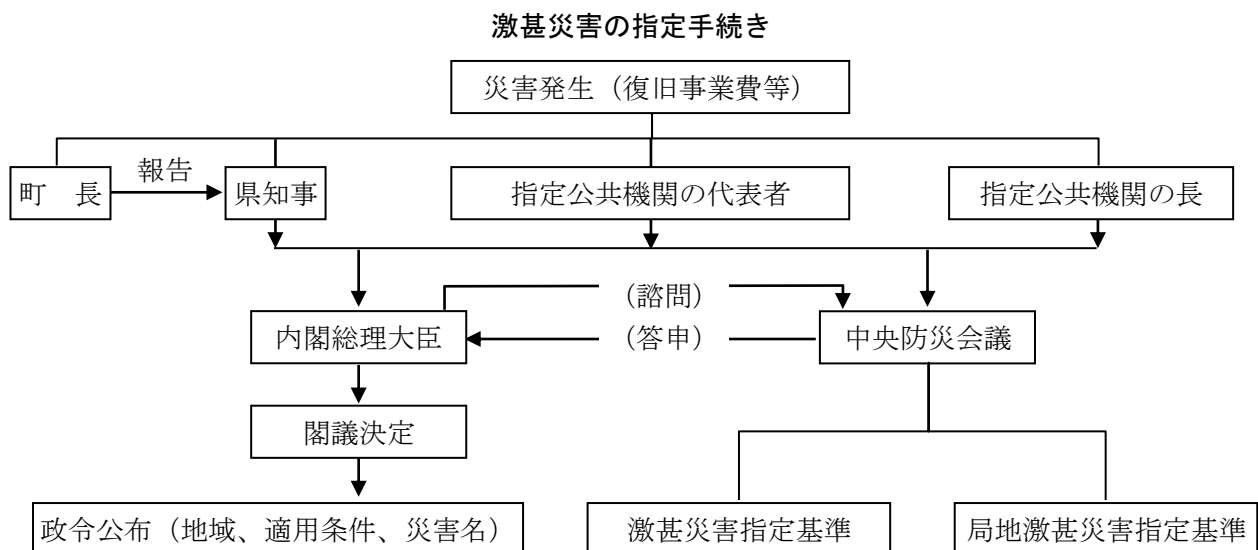
### 1 激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して、県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

### 2 激甚災害指定の手続き

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

### 3 特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。



これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

#### 4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、次のとおりである。

##### (1) 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 &gt; 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 &gt; 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × の 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 25%</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 &gt; 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 5%</p>
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4%</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 10億円</p>
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準により難しい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B基準)</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	<p>農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準）</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>（B基準）</p> <p>林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1%</p>
<p>法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準）</p> <p>中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） × 0.2%</p> <p>（B基準）</p> <p>中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

## (2) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額×50%に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された	2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災

<p>農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>	<p>害復旧事業) に要する経費の額&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)&gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額&lt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×25%の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

# 第3編 震災対策編

## 第1章 災害予防計画

〈震災対策編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、洪水、さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的にみておおむね同様である。

そこで、本編では、具体的な施策については「風水害対策編」の各施策を準用している。ただし、震災対策として独特の内容がある節のみ掲載した。



## 震災に強い施設等の整備

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進して被害を未然に防止し、又は被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

### 第1節 地震に強いまちづくり

(総務部・防災部・避難対策部)

大規模地震の被害は、建物倒壊、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地などの面的な視点からの取り組みも必要となる。

こうした観点から、市街地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施する。また、地震に伴い生ずる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

#### 1 建築物不燃化の推進

##### (1) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、町営木造及び簡易耐火構造の住宅について、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。また、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

##### (2) 住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区の整備を図る。

#### 2 防災空間の確保、整備、拡大

災害時における避難場所、防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター一時的発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

#### 3 避難場所等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路を、安全面等に留意して選定、整備し、住民に周知する（資料4参照のこと。）。

#### 4 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体化する現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、

液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する必要がある。

## 5 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

### (1) 水害・宅地災害防止体制の整備

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、行政職員OBなど）の登録等を推進する。

### (2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録の推進、連絡支援体制の確保に努める。

### (3) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡支援体制の確保に努める。



## 第2節 建築物等の予防対策

(総務部・防災部・避難対策部)

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 1 施設の点検整備

町は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に以下の建築物については、耐震診断・改修を促進する。

#### (1) 新耐震基準適用以前に建築された既存不適格建築物

- ア 防災拠点建築物
- イ 避難所として位置づけられた施設
- ウ 避難行動要支援者の安全確保に必要な建築物
- エ 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- オ 多数の者が利用する建築物

#### (2) 新耐震基準以降に建築された建築物

- ア 防災拠点建築物
- イ 避難所として位置づけられた施設
- ウ 避難行動要支援者の安全確保に必要な建築物

### 2 建築物等の耐震性の確保

町は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等による耐震診断・改修の促進をはじめとする施策を積極的に実施する。

#### (1) 公的建築物

- ア 庁舎等
  - (ア) 既存町有施設の耐震性の向上の促進
  - (イ) 町有施設の耐震安全性の目標確保
  - (ウ) 既存の木造建物の不燃堅牢化
- イ 教育施設等
  - (ア) 学校建築については、仮設等の附属施設を除きすべて耐震耐火構造とする。
  - (イ) 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
  - (ウ) 老朽施設については、更新、補強を図る。
  - (エ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

#### ウ 公営住宅

町営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、建替事業の積極的な推進に努める。

エ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震性向上のための知識の啓発・普及活動を実施する。

なお、保安上危険である場合又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の指導を行う。

(3) その他の構造物

自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止について、指導し安全確保を図る。

3 庁舎の耐震診断結果

町は、平成 23 年度に役場本庁舎の耐震診断を実施し、「大刀洗町役場本庁舎耐震診断業務委託報告書」（平成 24 年 3 月）を作成した。この調査による耐震診断結果は、次のとおりである。

(1) 調査の概要

庁舎建物は、地上 3 階の役場庁舎であり、議会室及び会議室、事務室の用途を持った建物である。2 階部分は議会棟と行政棟からなり、渡り廊下で接続された形状をしている。地震力伝達は、渡り廊下のスラブでは不可能であるため、ゾーニングにより議会棟と行政棟に分けて診断を行った。

基本的には、X 方向 Y 方向ともに耐力壁つきラーメン架構で構成されている。議会棟の屋根は鉄骨造となっており、屋根面ブレースが存在する。

構造形式は、鉄筋コンクリート造であり、コンクリートの設計基準強度が、

1 階～3 階	$F_c = 210 \text{ kg/cm}^2$ ( $20.3 \text{ N/mm}^2$ 普通コンクリート)
---------	---

となっているが、診断には試験結果を用い、

1 階	$F_c = 19.0 \text{ N/mm}^2$ (普通コンクリート)
2 階	$F_c = 16.8 \text{ N/mm}^2$ (普通コンクリート)
3 階	$F_c = 17.3 \text{ N/mm}^2$ (普通コンクリート)

を採用する。

形状指標について平面形状では整形となっており、低減は掛からない。しかし、平面剛性において偏心率が X 方向 1 階で規定値を下回り低減を受ける。

経年指標においては、建物外部では壁に軽微なひび割れが見受けられる。建物内部では壁に開口部ひび割れが見受けられる。以上の状況をもとに、 $T = 0.984$  とした。

耐震診断は、2 次診断にて実施した。

(2) 耐震診断結果

X 方向	すべての階において「想定する地震動に対して所要の耐震性は疑問あり。（現行基準と同程度の耐震性能が有しない）」と判定される。これは、地震時に有効な耐力壁が少ないため、耐力不足となったことが要因と思われる。
Y 方向	すべての階において、「想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している。（現行基準と同程度の耐震性能が有する）」と判断される。耐力壁も多く、部材耐力が大きいいため、所定の耐震性能は確保されている。

下階壁抜け架構	検討を行った結果、想定する地震に対し、圧壊するおそれのある柱が存在した。
片持ち部材	床・煙突ともに想定する地震力に対し、耐震性能が確保されていると判断される。
議会棟	議会棟屋根ブレースの地震重量伝達の検討結果を行った結果、耐震力不足となった。これにより議会棟は通りごとによるゾーニングによる検討となり、想定する地震に対し、耐震性能は確保されていないと判断された。

## (3) 調査結果

以上の診断結果により、X方向全階及び2階議会棟屋根において「耐震改修を要する」という結果となった。

## 4 その他の公共施設の耐震診断結果

町は、昭和51年に建築された大刀洗町中央公民館の耐震診断を、平成24年度に実施し、この調査による耐震診断結果は、次のとおりである。

## (1) 施設の概要

中央公民館は、昭和51年に施工した新築ゾーンと昭和52年に施工した増築ゾーンからなる、地上2階建ての施設である。

## (2) 耐震診断結果

X方向	<p>【昭和51年新築ゾーン】</p> <p>2階のI<sub>s</sub>値が1.68、C<sub>t</sub>u・SD値が1.38（正加力時） 1階のI<sub>s</sub>値が1.33、C<sub>t</sub>u・SD値が1.09（負加力時） となり、構造耐震判定指標を満足する。</p> <p>【昭和52年増築ゾーン】</p> <p>2階のI<sub>s</sub>値が1.48、C<sub>t</sub>u・SD値が1.22（負加力時） 1階のI<sub>s</sub>値が1.21、C<sub>t</sub>u・SD値が1.00（負加力時） となり、構造耐震判定指標を満足する。</p>
Y方向	<p>【昭和51年新築ゾーン】</p> <p>2階のI<sub>s</sub>値が2.91、C<sub>t</sub>u・SD値が2.40（両加力時） 1階のI<sub>s</sub>値が1.52、C<sub>t</sub>u・SD値が1.25（負加力時） となり、構造耐震判定指標を満足する。</p> <p>【昭和52年増築ゾーン】</p> <p>2階のI<sub>s</sub>値が1.73、C<sub>t</sub>u・SD値が1.43（負加力時） 1階のI<sub>s</sub>値が1.12、C<sub>t</sub>u・SD値が0.92（負加力時） となり、構造耐震判定指標を満足する。</p>
極脆性柱	第2種構造要素の検討の結果、F=1.0ですべての鉛直部材において残存軸耐力が長期軸力を上回っているため、特に問題ないと判断する。
下階壁抜け柱	本建物には検討を要する下階壁抜け柱はなかった。
塔屋	塔屋は壁式構造であることから、第1次診断法により検討を行った。

	耐震性の判定は、 $I_s$ 値が 1.00 を満足するものとする。 X方向の $I_s$ 値が 1.62 Y方向の $I_s$ 値が 8.30 となり、塔屋は構造耐震判定指標を満足する。
片持ち部材	片持ちの出が 2 m を超える梁について地震時の 1 G の鉛直振動による支持能力の検討を行ったが、目標性能を満足したため問題ないと判断する。
基礎	基礎の種類は、PC杭基礎である。基礎の検討において、一部の基礎で長期軸力が設計杭支持力をわずかに上回る結果となったが、現地での目視調査の結果、不同沈下によるひび割れ等は認められないため、基礎構造については特に問題ないと思われる。

## (3) 調査結果

以上の診断結果により、X方向及びY方向は全階ともに構造耐震判定指標を満足しており、「補強は不要」という結果となった。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第3節	ライフライン施設等の予防対策	38	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策への事前の備えについて対策を講ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第4節	職員の配備体制	39	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第5節	情報通信連絡網の整備	41	
第6節	相互応援体制の整備	43	

## 第7節 消防体制の整備

(総務部・防災部・避難対策部)

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、町は消防本部と連携をとりながら消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防体制の整備」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

### 1 出火防止対策

住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### (1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

#### (2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成・指導を行う。
- カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理するよう指導する。

### 2 初期消火対策

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進す

るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

3 消防用水利（耐震性貯水槽等）及び資機材の整備

国の示す消防水利の基準及び消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第8節	医療救護体制の整備	49	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。

## 第9節 緊急輸送活動対策

(総務部・防災部)

大規模地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送活動対策」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

### 1 町道の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

### 2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震補強を行う。

また、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の橋梁についても順次耐震補強を実施する。

### 3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第10節	避難収容対策	53	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第11節	食糧及び生活必需品等物資の確保	55	
第12節	住宅の確保体制の整備	57	
第13節	保健衛生・防疫体制の整備	58	
第14節	ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備	59	



## 防災行動力の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第15節	防災訓練の実施	61	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第16節	防災知識の普及	63	
第17節	自主防災組織等の育成・支援	65	
第18節	避難行動要支援者の安全確保	67	
第19節	ボランティアの受入れ	70	



## 第2章 災害応急対策計画



## 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は防災関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への応援の要請や県知事への自衛隊の派遣要請依頼を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

### 第1節 応急活動体制の確立

(総務部・防災部・避難対策部)

町域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編制、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

#### 1 職員の動員配備体制

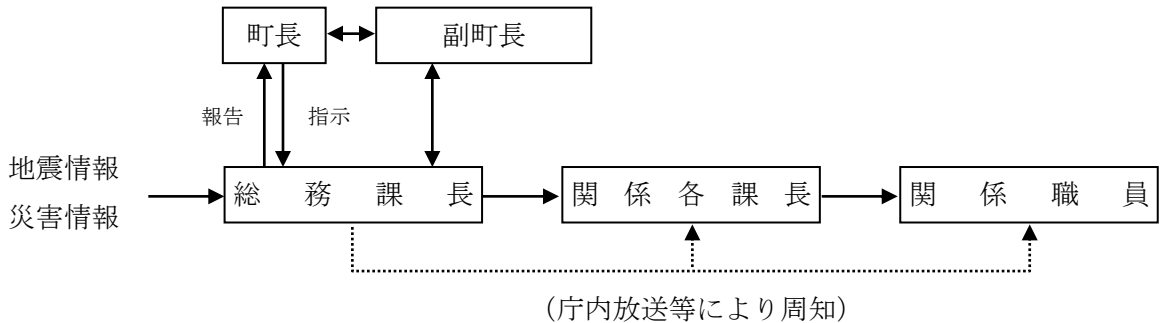
##### (1) 動員配備基準及び配備人員

	第1 配備	第2 配備	第3 配備
配備基準	○本町で震度4の地震を観測したとき。 ○その他、特に町長が必要と認めたとき。	○本町で震度5弱の地震を観測したとき。 ○その他、特に町長が必要と認めたとき。	○本町で震度5強以上の地震を観測したとき。 ○その他、特に町長が必要と認めたとき。
防災対策	担当部署の対応 災害警戒本部の設置 (警戒本部会議の開催)	災害対策本部の設置 (本部会議の開催)	災害対策本部の設置 (本部会議の開催)
配備内容	少数の人員をもってこれに当たり、情報連絡活動を主とする。 事態の推移によっては、直ちに第2 配備に移行できる体制とする。	情報連絡活動とともに、必要な所属職員をもって応急措置活動を実施する。 また、災害状況により、職員の過半数をもって情報連絡活動とともに、応急措置活動を実施する。 事態の推移によっては、直ちに第3 配備に移行できる体制とする。	全職員をもって災害応急対策活動を実施する。

(2) 動員配備指令の伝達

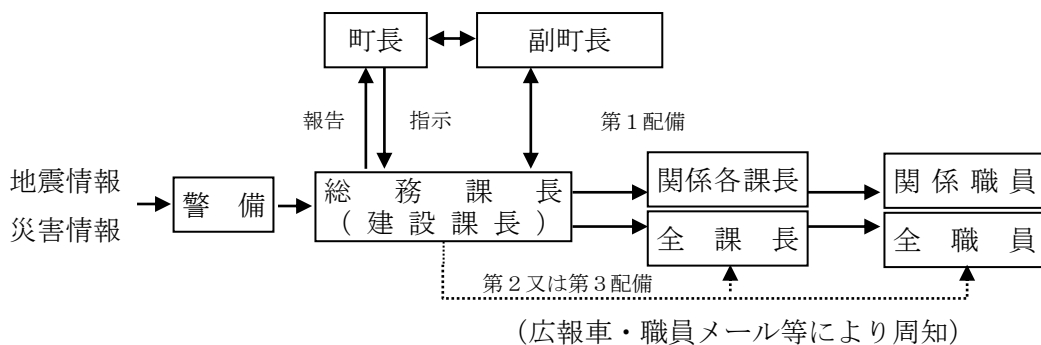
ア 勤務時間内

- (ア) 総務課長は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長に報告をし、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送により、その旨を職員に周知する。
- (イ) 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



イ 勤務時間外

- (ア) 当直者は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに総務課長（不在の場合は建設課長）及び消防防災安全係長に報告をする。
- (イ) 当直者より報告を受けた総務課長（建設課長）及び消防防災安全係長は、町長、副町長に報告をし、その指示により、第1配備の場合は関係各課長に、第2配備又は第3配備の場合はすべての課長に動員配備指令を伝達する。なお、第2配備又は第3配備の場合には、広報車・職員メール等により、その旨を職員に周知する。
- (ウ) 各課長は、総務課長（建設課長）より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。
- (エ) 町内に震度4以上の地震があった場合は、自動的に第1配備～第3配備のいずれかの体制をとるため、動員配備指令によらずとも該当職員は庁舎に自主参集する。特に、震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部を設置することになるため、すべての職員が自主参集する。



(3) 動員配備人員の一般的基準

第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

## 2 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び事務分掌等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節	情報伝達体制の確立	84	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第3節	災害救助法の適用及び運用	86	
第4節	広域応援体制	95	
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	97	
第6節	労働力の確保	102	
第7節	ボランティアとの連携	104	

## 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援含む。）や、地震火災の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 地震情報等の収集・伝達

（総務部・防災部・避難対策部）

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、町は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民に伝達する。

具体的な計画については、第2編第2章第8節「気象予警報等の収集・伝達」に準ずる。ただし、地震情報の伝達等については次のとおりである。

#### 1 地震に関する情報の発表及び伝達

##### (1) 地震に関する情報の内容と伝達方法

地震に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震が発生した場合、又は局地的に群発する地震が発生し福岡管区気象台が必要と認めた場合には、一般及び関係機関に対して直ちに発表するもので、その種類は次のとおりである。

##### ア 震度速報

担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、地震の発生時刻及び大きな揺れを観測した地域名（震度3以上の地域）を発表する。

##### イ 震源に関する情報

地震の発生場所やその規模を発表する。

##### ウ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所やその規模、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

##### エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所やその規模を発表する。なお、震度5以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

##### オ 震度回数に関する情報

地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。



震度の発表の地域分けと震度観測点

(平成22年2月1日現在)



2 異常現象発見時の通報（災害対策基本法第54条）

- (1) 地震に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた町長は、福岡管区气象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象とは、おおむね次に挙げる自然現象をいう。
  - ア 地震に関する事項
    - 群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）
  - イ その他に関する事項
    - 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

(総務部・防災部・避難対策部)

地震が発生した場合、被害情報及び町が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、町は被害情報等の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

応急対策に関しては、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずるが、特に以下の点については、迅速に対応する必要がある。

### 1 被害中心地及び被害規模の推定

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集に当たる。

町は、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察等が実施するヘリコプターによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

### 2 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。災害情報の収集に当たっては、警察及び消防本部と密接に連絡する。

なお、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）により、地震が発生し、町域で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告することになっており、町はこれに協力する。

### 3 応急対策活動情報の連絡

町は、県に災害対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第10節	広報	117	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。

## 第11節 水防活動

(総務部・防災部)

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損等により、防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、消防団を出動させるとともに消防本部に出動を求め、必要に応じて隣接市町の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「水防活動」に準ずる。ただし、地震時の施設被害の拡大防止については、次のとおりとする。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第12節 消防活動

(総務部・避難対策部)

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町は住民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関等との連携をとりつつ、その全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、第2編第2章第12節「消防活動」に準ずる。

### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。

特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

### (2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

### (3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ 護岸の損壊等による浸水危険区域

ウ 特殊火災危険区域（危険物施設等）

### (4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に近接する部分の消火活動を優先して行う。

### (5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

### (6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

### (7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

## (8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し、延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

## (9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

## 第13節 二次災害の防止活動

(防災部)

余震あるいは地震発生後の降雨等による二次的な水害、建築物被害の危険を防止するため、必要な対策を講ずる。

### 1 水害・宅地災害対策

町は県の協力を得て、余震あるいは降雨等による二次的な水害・宅地災害等の危険箇所の点検を専門技術者（コンサルタント、行政職員OBなど）、福岡県防災エキスパート協会等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度（（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、応急工事の実施、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

### 2 建築物災害対策（被災建築物応急危険度判定）

町は県の協力を得て、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

### 3 宅地災害対策（被災宅地危険度判定）

町は県の協力を得て、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して、宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第14節	避難情報・避難誘導	126	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第15節	救急・救助	132	
第16節	交通の確保及び規制	133	
第17節	緊急輸送	136	
第18節	医療救護	139	
第19節	避難行動要支援者への緊急支援	141	

## 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第20節	避難所の開設・運営	143	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第21節	食糧の供給	145	
第22節	給水	147	
第23節	生活必需品の供給	150	
第24節	防疫・保健衛生対策	152	
第25節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	154	
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	156	
第27節	住宅の供給確保	159	
第28節	文教対策	162	
第29節	農業災害の応急対策	166	
第30節	ライフライン施設の応急対策	168	



## 第3章 災害復旧・復興計画



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	災害復旧・復興	172	「第2編 風水害対策編」を参照の うえ、使用する。
第2節	被災者の生活再建等への支援	175	
第3節	義援金品の受入れ・配分	181	
第4節	産業復興の支援	183	
第5節	激甚災害の指定	185	



# 第4編 個別災害対策編



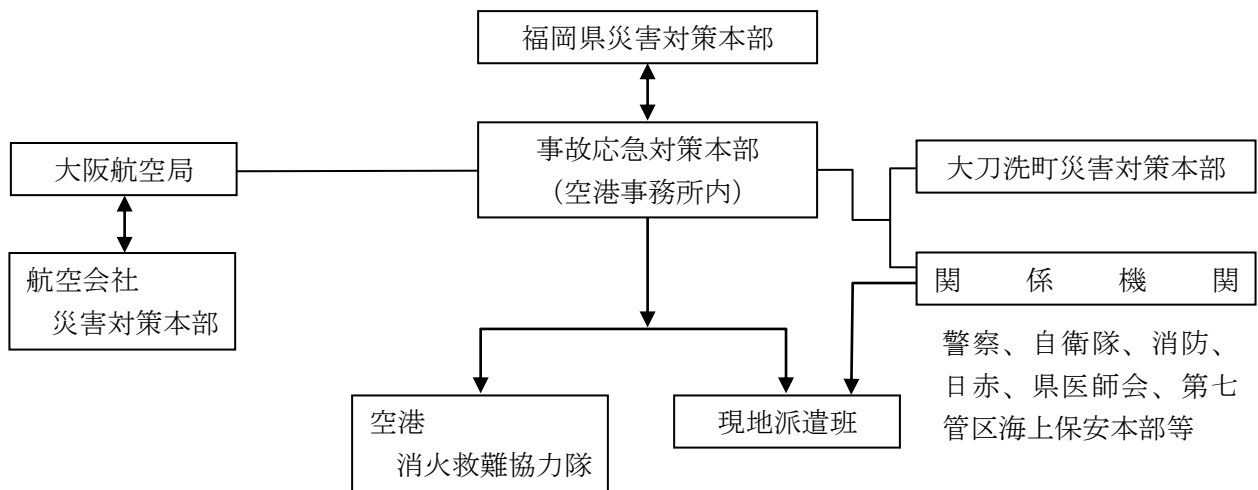
# 第1節 航空災害対策

(総務部・防災部・避難対策部)

町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

## 1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整え、県と緊密な連携のもと、効果的な活動を行う。



## 2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第10節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

### (2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第2編第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

### 4 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第17節「医療救護」の定めるところにより実施する。

### 5 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町及び消防本部は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

### 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容

第2編第2章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

### 8 自衛隊に対する災害派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

### 9 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより応援を要請する。



## 第2節 道路災害対策

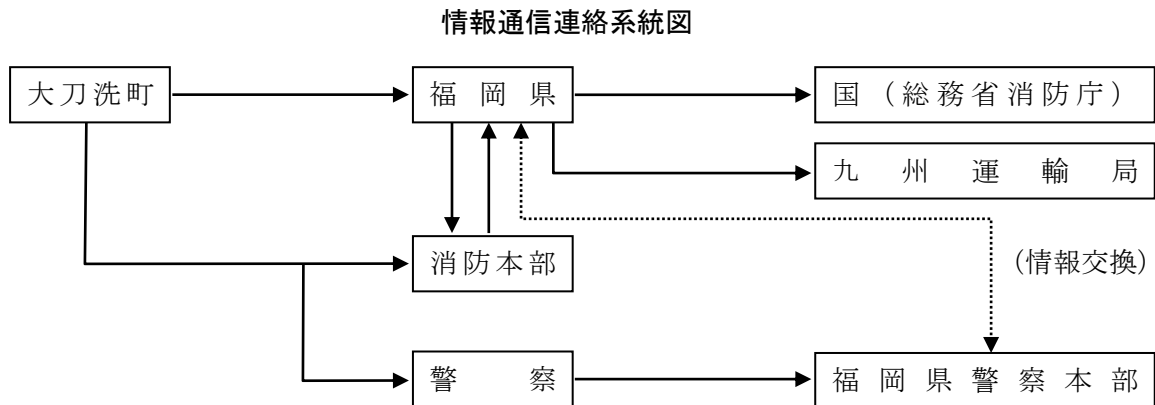
(総務部・防災部・避難対策部)

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害予防・応急対策の実施に努める。

### 1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 町域の大半自動車道において大規模事故等が発生した場合は、西日本高速道路(株)九州支社と連絡をとり、町として応急対策をとる必要があるかどうか検討する。



### 2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第10節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

#### (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

#### (2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を行う。

### 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

### 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第17節「医療救護」の定めるところにより実施する。

### 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第12節「消防活動」の定めるところにより実施する。

### 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 8 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

#### (1) 通行禁止又は制限

- ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
- イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
- ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

#### (2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関等へ連絡し、報道機関を

通じて、又は広報車の利用等により広報を行う。

#### 9 自衛隊に対する災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### 10 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより応援を要請する。

## 第3節 鉄道災害対策

(総務部・防災部・避難対策部)

町内には甘木鉄道及び西鉄甘木線が走り、甘木鉄道には西大刀洗駅、西鉄甘木線には大堰駅、本郷駅がある。これらにおいて、大規模事故等が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

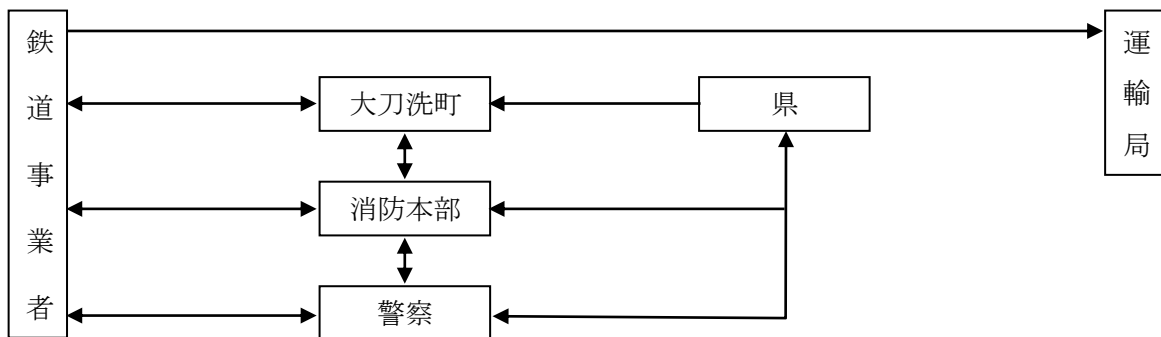
### 1 事故情報等の伝達及び広報

#### (1) 情報の収集・伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者から町に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議する。

事故・災害発生時の連絡通報経路図



#### (2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに住民等に対する広報は、鉄道事業者が実施する。

町は、鉄道事業者から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

### 2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整える。

### 3 自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

#### 4 広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより応援を要請する。

#### 5 消火及び救助に関する措置

- (1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防本部と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- (2) 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防本部と連携して、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

## 第4節 危険物等災害対策

(総務部・防災部・避難対策部)

### 第1 災害予防計画

危険物等による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物を貯蔵・取扱う施設及び防災関係機関の予防対策について定める。

#### 1 危険物施設等の把握

町及び消防本部は、火災予防上の観点から危険物事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、施設管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

##### 〔危険物取扱事業所等〕

##### (1) 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

##### (2) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

##### (3) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防本部、警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

## 第2 災害応急対策計画

町の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

### 1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

### 2 災害拡大防止活動

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

#### 〔危険物等取扱事業所等〕

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防本部、警察署及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し、又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、消防本部及び警察署等に連絡する。

### 3 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第10節「広報」の定めるところによるほか次により実施する。

#### (1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

#### 4 消防活動

(1) 消防本部は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

(2) 町及び消防本部は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

#### 5 避難措置の実施

人命の安全を確保するため、第2編第2章第13節「避難情報・避難誘導」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

#### 6 救助救出及び医療救護活動

第2編第2章第14節「救急・救助」及び第17節「医療救護」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

#### 7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

#### 8 自衛隊に対する災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### 9 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより応援を要請する。



# 第 5 編 資料編



# 1 防災関係機関等及び関係規程等

## 1-1 防災関係機関一覧表

### 1 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町 999-1	0942-38-5151
三井消防署	小郡市大板井 279-2	0942-72-5101
三井出張所	大刀洗町大字下高橋 381-1	0942-77-1000

### 2 県

機関名	所在地	電話番号
福岡県総務部防災危機管理局	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3113
久留米県土整備事務所	久留米市新合川 1-7-27	0942-44-5222
朝倉農林事務所	朝倉市甘木 2014-1	0946-22-2730
北筑後保健福祉環境事務所	朝倉市甘木 2014-1	0946-22-4184
北筑後保健福祉環境事務所 (分庁舎)	久留米市合川町 1642-1	0942-30-1043
小郡警察署	小郡市大板井 234-1	0942-73-0110
大刀洗交番	大刀洗町大字富多 1366	0942-73-0110

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
筑後川河川事務所	久留米市高野 1-2-1	0942-33-9131
筑後川河川事務所片ノ瀬出張所	久留米市田主丸町菅原 2460-2	09437-2-3204
九州農政局福岡地域センター	久留米市野中町 624	0942-21-9473
福岡管区气象台	福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3604

### 4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊小郡駐屯地 第5施設団本部	小郡市小郡 2277	0942-72-3161

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
西日本電信電話(株)災害対策室	福岡市博多区博多駅東 1-6-2	092-476-6161

機 関 名	所 在 地	電話番号
九州電力(株)甘木営業所	朝倉市甘木 1979-1	0946-22-3880
九州電力(株)久留米営業所	久留米市原古賀町 30-6	0942-37-5584
日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大橋 3-1-1	092-523-1171
日本放送協会福岡放送局	福岡市中央区六本松 1-1-10	092-724-2800
日本通運(株)福岡支店	福岡市博多区下呉服町 1-1	092-291-7112

## 6 その他公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号
大刀洗町商工会	大刀洗町大字富多 819	0942-77-2182
J A みい	小郡市大板井 267-1	0942-72-2141
大刀洗郵便局	大刀洗町大字本郷 3843	0942-77-0042
大堰郵便局	大刀洗町大字菅野 117-5	0942-77-0142
上高橋郵便局	大刀洗町大字上高橋 1369-5	0942-77-0242
菊池簡易郵便局	大刀洗町大字山隈 1738-26	0942-77-1668
大刀洗町社会福祉協議会	大刀洗町大字富多 819	0942-77-4877

## 1-2 大刀洗町防災会議条例 (昭和42年3月22日 条例第8号)

改正 昭和51年3月22日条例第10号 平成12年3月29日条例第3号 平成23年12月22日条例第19号  
平成24年12月27日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大刀洗町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大刀洗町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて大刀洗町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 消防長及び消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ4人以内、2人以内、10人以内、3人以内及び4人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、大刀洗町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 大刀洗町災害対策本部条例（昭和41年9月29日  
条例第28号）

改正 平成24年12月27日条例第23号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大刀洗町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 大刀洗町災害対策本部規程 (昭和51年3月19日 規程第6号)

改正 昭和61年4月1日 規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、大刀洗町災害対策本部条例(昭和41年大刀洗町条例第28号)第4条の規定に基づき、大刀洗町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、大刀洗町役場内に置く。

(本部長等)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、町長とする。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長、教育長をもって充てる。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各課長、消防団長、消防副団長をもって充てる。

(本部会議の設置)

第4条 本部に、災害に関する応急対策について協議するため本部会議を置く。

2 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

(本部の組織)

第5条 本部に次の各号に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 防災部

(3) 避難対策部

2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長及び副部長は、それぞれ別表第1の当該欄に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 部に、別表第2に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。

5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第2に掲げる職員を充て、班員には班長の所属する係に勤務する職員をもって充てる。

6 班長は、部長の命を受けて班の事務(以下「班務」という。)を処理し、班員は上司の命を受けて班務に従事する。

(部及び班の分掌事務)

第6条 部及び班の分掌事務は、別表第3に定めるところによる。

2 本部長が必要があると認めるときは、前項により定めた部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

(配備)

第7条 本部長は、次の各号に定める配備により本部を設置したとき、又は本部設置後において配備の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

(1) 第1配備(準備体制)

気象情報等により災害の発生が予測される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制



(2) 第2配備（警戒体制）

相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれがあるときの配備体制（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用をした事態にある場合を含む。）

(3) 第3配備（非常体制）

全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なとき、大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

の配備体制

第8条 部長は、配備の規模に応じて別表第4に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

2 部長は、本部との緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部設置と同時に連絡員を総務部に派遣するものとする。

3 配備要員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等により災害の発生を知ったとき、又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

4 班長は、配備要員名簿（様式第1号）を毎年4月1日に作成して置かなければならない。

5 部長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備報告（様式第2号）により本部長あて報告するものとする。

6 各部及び班長は、班に配備要員従事記録（様式第3号）を備え配備要員の実働状況を把握するものとする。

（災害状況等の報告）

第9条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定めるところにより、遅滞なく報告しなければならない。

（その他の事項）

第10条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第11条 災害救助法、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第12条 この規程に定める以外の本部に関する活動事項については、大刀洗町防災計画の定めるところによる。

第13条 この規程により処理した事項についての残務整理については、部長の職にあった者がこれに当たり、関係事蹟等を保管するものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、各部の運営について必要な事項は、当該部長が定める。

（災害対策本部）

第15条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

3 対策本部に本部長（以下「対策本部長」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

4 対策本部に別表第5に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる係長を充て、班員には班長の所属する係に勤務する職員をもって充てる。

5 班長は、対策本部長の命を受けてその指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1～別表第5〔略〕

様式第1号 (第8条関係)

配 備 要 員 名 簿

年 月 日  
部

班名	係 名	氏 名	第1 配備	第2 配備	第3 配備
			( 人)	( 人)	( 人)

注 ( 人) 内には、別表第4に規定する配備要員定数を記入する。

様式第2号 (第8条関係)

配 備 報 告

年 月 日  
部長

- 1 配備の規模 第 配備
- 2 配備の規模の指示 受領日 月 日 時 分
- 3 配備完了日時 月 日 時 分
- 4 配備の状況

班 名	配備要員定数	配備人員	配備完了時分	備 考

様式第3号 (第8条関係)

配備要員従事記録

年 月 日  
部 班長

氏 名	月 日	勤 務 時 間	備 考
		自 時 分から 至 時 分まで	
計			

## 1-5 大刀洗町水防協議会条例 (昭和62年9月5日 条例第13号)

改正 平成12年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、大刀洗町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大刀洗町地域水防計画を作成し、及びその実務を推進すること。
- (2) 大刀洗町の地域に水害が発生した場合において、当該水害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 福岡県の知事の部内の職員
- (2) 福岡県警察の警察官
- (3) 町職員
- (4) 町議会議員
- (5) 区長
- (6) 教育長
- (7) 消防署長及び消防(副・分)団長
- (8) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干名を置き、会長が任命する。

- 2 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 1-6 福岡県災害調査報告実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部防災危機管理局において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

### 1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分

各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分
-------	-----------	-----------

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

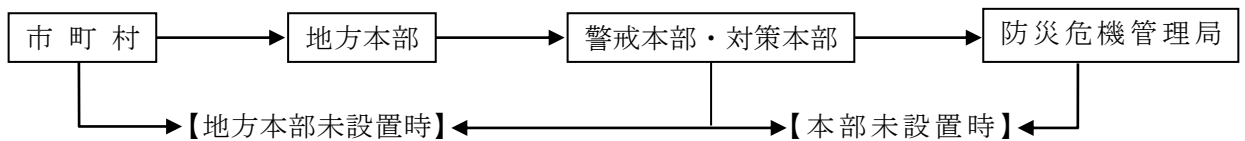
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

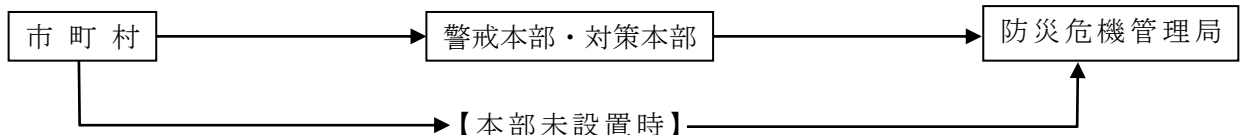
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



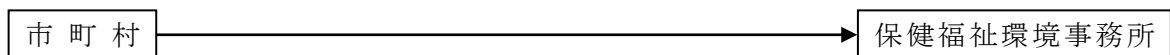
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）

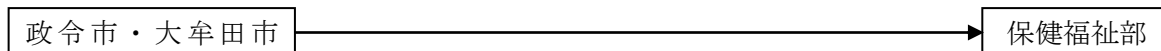
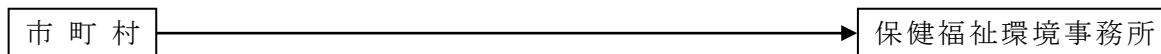


(3) 社会福祉施設関係被害即報

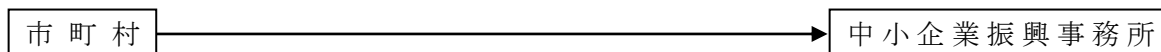
（様式第2号の2）



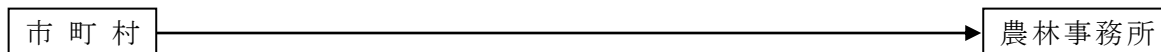
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の3、様式第3号の1)



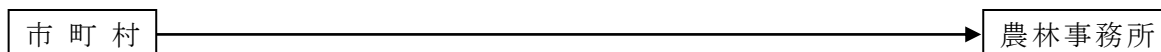
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定申告  
(様式第2号の4、様式第3号の2)



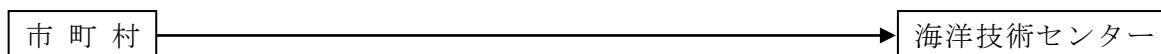
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



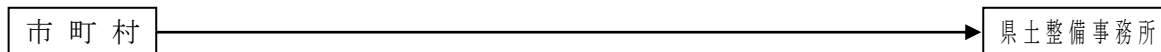
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の6、7、8、9、10)



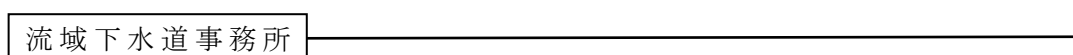
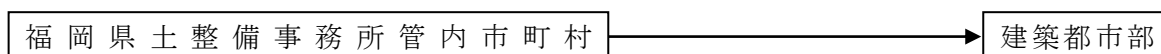
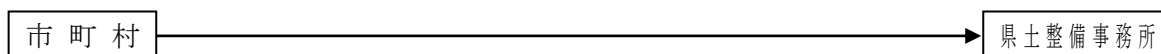
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の11、12)



- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の13、様式第3号の16)



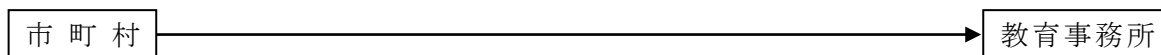
- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の14、15、様式第3号の17)





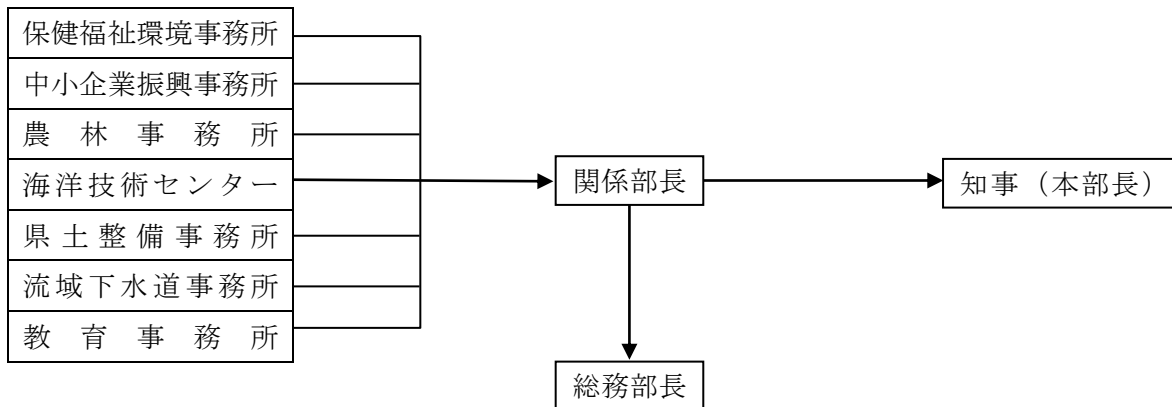
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（防災危機管理局）に報告するものとする。

別表1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1箇月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家被害	非住家	
公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

被害区分			備考
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水がかったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定による天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		

被害区分			備考
その他	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	

被害区分			備考
被害金額	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

## 被害概況報告書の記載要領

- この報告書は、災害発生初期段階で、市町村から県本部の報告を円滑に行うために設けたものであり、消防庁への火災・災害等即報要領とは様式が異なるため、注意すること。
- 地方本部は県本部総括班が指定した市町村についてのみ、被害状況報告書の中継事務を行う。
- 各項目の記載要領は次のとおり。（不明な場合の問合せ先：県本部総括班）
  - 1 市町村の建制番号、市町村名、報告者名・報告日時
    - ・ 市町村の地方本部又は県本部に対する報告者・報告日時
  - 2 地方本部の報告者名・報告日時
    - ・ 地方本部の県本部に対する報告者・報告日時
  - 3 被害数
    - ・ 市町村が報告時点で把握している概数（確定値が出ていない時でも、速報値で記入する）。
  - 4 特記事項
    - ・ ※の項目については、発生地区名、発生日時等を記入すること。
    - ・ その他の項目についても、発生地区名、発生日時等を適宜記入すること。
    - ・ 詳細不明、詳細調査中の場合は、その旨記載すること。
  - 5 各項目の記載要領
    - (1) 人的被害
      - ① 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
      - ② 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
      - ③ 「負傷者（重症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
      - ④ 「負傷者（軽症）」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

※ 死者、行方不明者又は重症者が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。
    - (2) 住家被害
      - ① 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。
      - ② 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。
        - ・ 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの
        - ・ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のとおり。
          - － 住家の損壊又は流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
          - － 住家の主要な構成要素の経済的被害額の住家の経済価値に占める割合（以下「損害割合」という。）が50%以上に達した程度のもの

③ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には次のとおり。

- ・ 住家の損壊・流出部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- ・ 住家の主要な構成要素の損害割合が、20%以上50%未満のもの

④ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

⑤ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。

⑥ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの

※ 全壊、半壊又は床上浸水が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

⑦ 全壊、半壊、一部破損に計上した家屋については、床上浸水、床下浸水と二重に計上しないこと。計上する優先順位は、①全壊、②半壊、③床上浸水、④一部破損、⑤床下浸水の順とすること。

### (3) 非住家被害

① 「非住家」とは、住家以外の建物。これらの施設に人が居住しているときは、当該居住部分は住家とする。

② 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

③ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### (4) 道路

① 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

② 「損壊」とは、路盤又は路肩が損壊・陥没・流出したものとする。

③ 「埋没」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、土砂崩れ、土石流等によって埋没しているものとする。

④ 「冠水」とは、路盤・路肩は損壊等していないが、河川溢水、堤防決壊、内水氾濫等によって冠水しているものとする。

※ 最終的には②、③、④を合算して消防庁等に報告する必要があるため、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

### (5) 橋りょう

① 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。

② 「流失」とは、河川増水等により、橋りょうの全部又は一部が失われたものとする。

③ 「損壊」とは、流失はしていないが、その主要な構成要素の一部が損壊し、修復を要するものとする。

※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要があるため、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

### (6) 河川

① 「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護すること

を必要とする河岸とする。

- ② 「溢水」とは、河川増水等により、河川水が堤防等を越えて流域に溢れ出すこととする。
- ③ 「決壊」とは、河川増水等により、堤防等の河川関連施設の破壊を伴って河川水が流域に溢れ出すこととする。
- ④ 「施設・設備損壊」とは、河川増水等による溢水はないが、堤防等の河川関連施設又は揚水等のための機械設備の全部又は一部が損壊し、修復を要するものとする。
- ⑤ 「内水氾濫」とは、河川からの溢水はないが、大量の降雨等によって内水が都市下水路、道路側溝等から溢れ出すこととする。

※ 最終的には②、③、④、⑤を合算して消防庁等に報告する必要があるため、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

※ 溢水、決壊又は内水氾濫が発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

#### (7) 土砂災害

- ① 「がけ崩れ」とは、大量の降雨によって地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、人工的な急斜面・切り土斜面又は自然斜面が突然崩れ落ちることとする。
- ② 「土石流」とは、大量の降雨による水と一緒に、谷・斜面にたい積した不安定土砂・岩石が一気に流れ出すこととする。破壊力が大きく、流速も早いため大きな被害をもたらす。
- ③ 「地すべり」とは、比較的緩やかな斜面において、大量の降雨で地面にしみこんだ水分によって粘土層などの滑りやすい面がゆっくりと動き出すこととする。一度に広範囲で発生するため、住宅、道路、鉄道等に大きな被害をもたらす。

※ 最終的には②、③を合算して消防庁等に報告する必要があるため、重複計上を避けるため、同一箇所の被害はその主要な原因によっていずれか1つの項目に計上すること。

※ がけ崩れ、土石流又は地すべりが発生した場合には、その地区名、日時等を特記事項欄に記載すること。

#### (8) 断水

- ① 上水道の供給が一時的に停止した延べ戸数を記載すること。

#### (9) 避難指示（災害対策基本法第60条第1項）

- ① 指示対象世帯・人数…避難指示を出した区域の世帯数・人数の概数を記載する。
- ② 避難世帯・人数…指示に従って、実際に避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 指示発令…避難指示を出した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最初に指示した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ④ 指示解除…避難指示を解除した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最後に解除した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ⑤ 避難指示を出した地区名を特記事項欄に記載すること。

#### (10) 避難勧告（災害対策基本法第60条第1項）

- ① 勧告対象世帯・人数…避難勧告を出した区域の世帯数・人数の概数を記載する。
- ② 避難世帯・人数…勧告に従って、実際に避難した世帯数・人数の概数を記載する。
- ③ 勧告発令…避難勧告を出した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最初に勧告した地区に係る月日・時刻を記載する。
- ④ 勧告解除…避難勧告を解除した月日・時刻を記載する。複数の地区がある場合には、最後に



解除した地区に係る月日・時刻を記載する。

⑤ 避難勧告を出した地区名を特記事項欄に記載すること。

(11) 自主避難

① 自主避難・・・市町村長が、未だ災害対策基本法に基づく避難指示又は避難勧告を出していない時点で、自主的に市町村長が開設した避難所、知人宅等に避難すること。

② 避難世帯・人数・・・自主避難した世帯数・人数の概数を記載する。

③ 避難開始・・・最初に自主避難した世帯の避難月日・時刻を記載する。

④ 帰宅完了・・・自主避難した全ての世帯の帰宅が完了した月日・時刻を記載すること。

(12) 災害対策本部（災害対策基本法第23条第1項）

① 災害対策本部・・・災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、市町村長が設置するもの

② 設置・・・設置した月日・時刻を記載する。

③ 廃止・・・廃止した月日・時刻を記載する。

④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。

⑤ 災害対策本部を設置した場合には、市町村長は入院、遠方への出張等で登庁できない場合を除き、市町村庁舎に登庁することが通例であるため、報告時点での市町村長の所在について、登庁、自宅待機、遠方への出張中、連絡不能の別により○印を付すること。その他の自由がある場合には、適宜記載すること。

(13) 災害警戒本部

① 災害警戒本部・・・災害対策本部を設置するまでには至らない場合で、市町村の内部規定に基づき市町村長が設置するもの

② 設置・・・設置した月日・時刻を記載する。

③ 廃止・・・廃止した月日・時刻を記載する。

④ 特記事項欄に、配備の規模（第1配備、第2配備等）、配備人数を記載すること。

⑤ 災害警戒本部の段階では、市町村長の所在について記載する必要はない。

被害概況報告書

被害概況報告書

建制番号	市町村名	報告者名	報告日時	
46	大刀洗町	重松	月 日 時 分現在	
地方本部名	報告者名	報告日時		
		月 日 時 分現在		
区 分		被害数 (報告時点で判明している概数で可。)	特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)	
人的被害	死者 ※	人		
	行方不明 ※	人		
	負傷者	重傷 ※	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊 ※	棟		
	半壊 ※	棟		
	一部破損	棟		
	床上浸水 ※	棟		
	床下浸水	棟		
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
道路	損壊	箇所		
	埋没	箇所		
	冠水	箇所		
橋りょう	流失	箇所		
	損壊	箇所		
河川	溢水 ※	箇所		
	決壊 ※	箇所		
	施設・設備損壊	箇所		
	内水氾濫 ※	箇所		
土砂災害 ※	がけ崩れ ※	箇所		
	土石流 ※	箇所		
	地すべり ※	箇所		
断水	戸			
避難指示	有(発令中・解除済)・無	有の場合は、詳細を別紙に記載		
避難勧告	有(発令中・解除済)・無	有の場合は、詳細を別紙に記載		
自主避難	有(発令中・解除済)・無	有の場合は、詳細を別紙に記載		
体制 (時系列に履歴を残す)	体制*(いずれかに○)	設置・移行・廃止日時	配備規模	市町村長 (いずれかに○)
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部	月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能

\*体制…災害警戒本部(災害対策本部に準じて複数部門にまたがる体制をとる場合)、その他(防災主管課のみの体制をとる場合)



## 災害発生箇所別被害・対策状況報告書の記載要領

- 「被害概況報告書」中、人的被害欄の死者、行方不明者、重症者及び住家被害欄の全壊、半壊、床上浸水に該当がある場合には、発生箇所ごとに別様で「災害発生箇所別被害・対策状況報告書」を市町村において作成し、又は作成に時間を要する場合には口頭により、市町村から地方本部又は県本部に報告する。
- 地方本部は、県本部総括班が指定した市町村についてのみ、この報告書の中継事務を行う。
- 詳細が全く不明である場合には、市町村から地方本部又は県本部に、被害概況報告書の項目のみを報告した後、直ちに現地調査を行った上で、「災害発生箇所別被害・対策状況報告書」を作成し、又は口頭により、報告する。
- 各項目の記載要領は次のとおり。（不明な場合の問合せ先：県本部総括班）
  - 1 「災害発生箇所」欄
    - (1) がけ崩れのように局所的災害の場合には、災害発生地区名を詳しく記載すること。  
(○○地区の○○さん宅付近等)
    - (2) 広範囲にわたって冠水している又は土石流が発生している場合には、小字又は○○町1丁目等程度の大まかな記載で差し支えない。
  - 2 「発生日時」欄  
その災害が最初に発生した日時を記載すること。
  - 3 「被害の区分」欄  
土砂災害、河川災害、その他の区分に○印を付すること。また、その他の場合には、( )内に風害、高潮害等の内容を記載すること。
  - 4 「被害の状況」欄
    - (1) 死傷者、住家欄には、その発生場所での被害数の概数を記載すること。
    - (2) 被害の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。  
(死傷者)
      - ・ 土石流で押しつぶされた家屋内に4人がいた模様（行方不明）。
      - ・ 増水した川に2人が転落（行方不明）。
      - ・ 家屋裏のがけ崩れで3人生き埋め（2人救出し軽症、1人死亡）
      - ・ 強風にあおられて転倒し、大腿骨骨折（重症）
 (住家被害)
      - ・ 土石流により、20戸全壊、30戸に床上まで土砂流入の模様。
      - ・ 内水氾濫により、○○地区一帯約40戸が床上浸水。床下浸水は300戸に及ぶ。
      - ・ 強風により全壊3棟、屋根の損壊（半壊）10棟
  - 5 「現場の状況」欄
    - (1) 現場の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。  
(風雨の状況)
      - ・ 4時間以上にわたって土砂降りの状況

- ・ 降り始めから 150 ミリに達した模様
- ・ 2時間以上にわたって風速 15～20mの状況等

(発生している災害の種類)

- ・ 河川溢水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、強風等

(現場の状況)

- ・ 高さ〇m、幅〇mのがけ崩れ
- ・ 〇〇川が溢水し、〇〇地区一帯が床上浸水。さらに浸水拡大中
- ・ 長さ〇〇m、幅〇mの土石流発生。付近の溪流でも小規模な土石流が続発。

(2) 市町村にデジタルカメラ、携帯電話で災害現場を撮影したデジタル写真がある場合には、地方本部又は県本部のメールアドレスに送信すること。写真がない場合には、市町村側でゼンリン地図を基にした略図などを報告書に適宜添付すること。

#### 6 「応急対策の状況」欄

応急対策の状況欄には、以下の記載例のように、箇条書きで具体的に記載すること。

(救出作業の状況)

- ・ サーチライトで照明した中、消防署員 10 名、消防団 40 名、警察署員 10 名で埋没家屋からの土砂の除去作業中。
- ・ 消防署のボートにより、床上浸水家屋から順次被災者を救出中。まもなく救出作業は完了予定。
- ・ 土石流が付近一帯で続発しており、2次災害の危険があるため近付けない状況。

(自衛隊災害派遣の要求)

- ・ 県にも要求手続きをとっている。
- ・ 消防団等ではとても手が足りない。至急要求したい。(→この場合は、市町村担当者から県本部総括班に至急電話連絡させること。)

(被災住民の避難状況)

- ・ 地元公民館に地区全世帯が避難している。食糧・毛布等手配中。
- ・ 孤立世帯があり、ヘリでの救出が必要。

災害発生箇所別報告書

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合に、災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年 月 日 時
市町村名	
報告者名	

報告日時	年 月 日 時
地方本部名	
受信者名	

被害の区分		土砂・河川・その他 ( )				(市町村→地方本部→県本部)				
災害発生箇所						発生日時		月 日 時 分		
被害者の状況	死傷者	死者※	人	行方不明※	人	住家	全壊※	棟	床上浸水※	棟
		重傷※	人	計	人		半壊※	棟	床下浸水	棟
		軽傷	人				一部破損	棟		
被害の状況										
現場の状況										
応急対策の状況										

## 2 相互応援協定等

### 2-1 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区別するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苜田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米広域市町村圏事務組合、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、みやま市及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費



(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成25年4月1日から効力を生じる。

2 平成23年3月30日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成25年3月28日

記名・押印〔略〕

## 2-2 福岡県消防相互応援協定覚書

平成 25 年 3 月 28 日付けで締結した福岡県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第 13 条の規定に基づき、この覚書を定める。

（代表消防機関等の選定及び任務）

第 1 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第 1 に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

(1) 代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

(2) 地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

(3) 代行消防機関は、代表消防機関等の管内で大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

（応援可能消防隊の登録）

第 2 条 協定書第 4 条の規定に基づく応援可能消防隊は、別表第 2 に掲げる消防隊とする。

（応援要請の方法）

第 3 条 協定書第 6 条の規定に基づく応援要請は、別図 1 に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第 3 に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

（応援隊派遣の決定通知）

第 4 条 協定書第 7 条第 2 項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は、次によるものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職、氏名
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材

- (3) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
  - (4) その他必要な事項
- (先遣隊派遣時の連絡等)

第5条 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図2の連絡体系に従い相互に連絡するものとする。

- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者（以下、「現場最高指揮者等」という。）に応援の要否を確認するものとする。
  - 3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。
- (要請側の措置)

第6条 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 応援隊の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。
  - (2) 現場指揮本部の所在を明示すること。
- (現場到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 到着報告事項
  - ア 応援消防本部及び消防団名
  - イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名
  - ウ 応援隊の人員、車両、資機材
  - エ その他必要な事項
- (2) 確認事項
  - ア 災害の現況
  - イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名
  - ウ 他の消防隊の活動概要
  - エ 活動方針
  - オ 今後の見込み
  - カ 応援隊の活動範囲及び任務
  - キ 使用無線系統
  - ク 指揮連絡担当者名
  - ケ 安全管理上の注意事項
  - コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

第8条 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

第9条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要

- (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無
  - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
  - (5) 使用した消火薬剤等の数量
  - (6) その他必要な事項
- (応援の始期及び終期)

第10条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第11条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概要報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

第12条 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第13条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議等の設置)

第14条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。

(1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。

(2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。

2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。

(1) 消防相互応援の実施に関すること。

(2) 消防相互応援の基本計画に関すること。

(3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。

(4) その他必要な事項

3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

(補則)

第15条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成25年4月1日から効力を生じる。

- 2 この覚書の締結に伴い、平成23年3月30日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各1通保管するものとする。

平成25年3月28日

記名・押印〔略〕

## 2-3 消防組織法第21条に基く福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町〔小郡市〕間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町(以下「当事者」という。)は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第2条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第3条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。)は原則として応援隊が属する市町村が所有する全消防力の5分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次の二種とする。

(1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。

2 前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第3条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続)

第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話または電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する人員、機械等の数量

(3) 応援場所

(4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行なうものとする。ただし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

第11条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。

第12条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。

第13条 この協定は昭和43年7月17日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和43年7月17日

記名・押印〔略〕

## 2-4 消防相互応援協定に関する覚書

昭和34年7月17日付で締結した福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町〔小郡市〕間の消防相互応援協定書の運用にあたっての諸問題をあきらかにするため下記のことを覚書として交換し、双方は遺憾のないように処理するものとする。

### 記

- 1 応援出動とは、応援消防隊が、当該市町村の消防機械器具置場または詰所から火災等の災害地までの出発から帰着までの間（この場合、指揮者が命令する集合場所から解散場所までも含む）をいうものとする。
  - 2 第10条に定める費用負担はつぎによるものとする。
    - (1) 応援側の負担する経費
      - イ 応援に際し、破損した消防機械器具の修理に要する費用
      - ロ 応援出動に要した燃料費
      - ハ 応援出動した消防隊員の旅費およびその他の手当
      - ニ 応援出動した消防隊員の被服損料
      - ホ 応援出動した消防隊員の公務災害補償費
      - ヘ 応援出動した消防隊員の死傷にともなう消防賞じゆつ金
    - (2) 受援側の負担する経費
      - イ 消防活動上使用した化学消火剤
      - ロ 応援が長時間にわたったときの応援消防隊の消防用燃料費および食糧費
    - (3) その他の経費の負担等
      - イ 出動中に家屋等を損かいした場合
        - (イ) 応援消防隊が所属する市町村管内の家屋等を損かいしたとき、これに要する補修費は応援側市町村の負担とする。
        - (ロ) 応援消防隊が受援側市町村管内の家屋等を損かいしたとき、これに要する補修費は受援側市町村の負担とする。
      - ロ 応援消防隊が出動中に一般人を死傷させた場合は当事者において協議のうえこれに要する経費を負担し、事故発生場所が受援側市町村管内のときは、受援側市町村は、その折衝にあたりこれが解決に極力促進するものとする。
      - ハ 応援消防隊が出動中に家屋等を損かいした場合、または一般人を死傷させたときの状況が第三者介入の場合は、第三者を交えた上決定し、なお負担すべき経費があればその負担区分はイ、ロに従うものとする。
- (附記) 本覚書は双方が協議し、意見が一致したときはいつでも改正することができるものとする。

昭和43年7月17日

記名・押印〔略〕



## 2-5 消防組織法第21条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県久留米市間の消防相互 応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、久留米市（以下「甲」という。）と大刀洗町（以下「乙」という。）の長は、消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、火災又は水災その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 応援は、甲及び乙の区域内において災害が発生した場合に、甲及び乙の消防隊を相互に出動させて行うものとする。

（応援要請等）

第3条 応援は、原則として災害の発生地を管轄する市又は町（以下「要請側」という。）の長から、災害の発生地以外の市又は町（以下「応援側」という。）の長に対する要請により行うものとする。この場合において、要請側の長は、応援に必要な事項を明確に通報するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援側の長が災害を認知した場合又は要請側の長からの要請を待ついとまがない場合は、応援側の長は、応援に必要な消防隊（以下「応援隊」という。）を出動させることができる。この場合において、応援側の長は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊は、消防組織法第24条の6の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料費を除く。）及び軽微な修理費
- イ 応援隊員の給与その他の給付等に関する経費
- ウ 応援隊員の負傷、疾病又は死亡等に係る補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故等に関する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める経費負担について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の長の協議により決定するものとする。

（改廃）

第7条 この協定の改廃は、甲及び乙の長の協議により行うものとする。

（補則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の長の協議により別に定めるものとする。  
(効力の発生)

第9条 この協定は、平成17年2月5日から効力を発生するものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成17年1月31日

記名・押印〔略〕

## 2-6 消防相互応援協定に関する覚書

平成17年1月31日付けで締結した久留米市（以下「甲」という。）と大刀洗町（以下「乙」という。）間の消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、この覚書を定める。

（応援出動の始期等）

第1条 応援による出動とは、応援消防隊が所轄の消防機械器具置場又は詰所を出発したときを始期とし、火災、水災その他の災害（以下「災害」という。）の発生地から帰着したときを終期とする。ただし、指揮者等の別命ある場合は、その命によるものとする。

（応援要請等）

第2条 協定書第3条第1項に規定する要請は、応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するなど、応援要請書による難しい場合は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに応援要請書を送付するものとする。

2 協定書第3条第2項の規定による応援出動については、災害の発生地を管轄する市又は町（以下「要請側」という。）の長の要請があったものとみなし、事後要請側の長は速やかに応援要請書を、災害の発生地以外の市又は町（以下「応援側」という。）の長に送付するものとする。

（報告等）

第3条 応援出動した消防隊の責任者は、要請側の長又は要請側の現場最高責任者に対し、次の各号に定める必要事項を行うものとする。

- (1) 現場到着時の報告
- (2) 災害等状況確認及び応援隊の活動下命
- (3) 現場引揚時の報告

2 応援側の長は、応援活動終了後速やかに事後の報告を応援隊活動報告書（第2号様式）により、要請側の長に対し報告するものとする。

（経費の請求）

第4条 応援側の長は、協定書第5条第1項第2号の規定に基づき、要請側の負担とされる経費について、応援終了後速やかに応援経費請求書（第3号様式）により要請側の長に請求するものとする。

（疑義）

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この覚書は、平成17年2月5日から効力を発生するものとする。

### 附 則

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成17年1月31日

記名・押印〔略〕

## 2-7 朝倉市大刀洗町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大刀洗町（以下「甲」という。）と朝倉市（以下「乙」という。）の長は、消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、火災又は水災その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 応援は、甲及び乙の区域内において災害が発生した場合に、甲及び乙の消防隊を相互に出動させて行うものとする。

（応援要請等）

第3条 応援は、原則として災害の発生地を管轄する市町（以下「要請側」という。）の長から、災害の発生地以外の市町（以下「応援側」という。）の長に対する要請により行うものとする。この場合において、要請側の長は、応援に必要な事項を明確に通報するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援側の長が災害を認知した場合又は要請側の長からの要請を待たない場合は、応援側の長は、応援に必要な消防隊（以下「応援隊」という。）を出動させることができる。この場合において、応援側の長は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊は、消防組織法第24条の6の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料費を除く。）及び軽微な修理費
- イ 応援隊員の給与その他の給付等に関する経費
- ウ 応援隊員の負傷、疾病又は死亡等に係る補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故等に関する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める経費負担について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の長の協議により決定するものとする。

（改廃）

第7条 この協定の改廃は、甲及び乙の長の協議により行うものとする。

（補則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の長の協議により別に定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成18年3月20日から効力を発生するものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成18年3月20日

記名・押印〔略〕

## 2-8 消防相互応援協定に関する覚書

平成18年3月20日付けで締結した大刀洗町（以下「甲」という。）朝倉市（以下「乙」という。）間の消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、この覚書を定める。

（応援出動の始期等）

第1条 応援による出動とは、応援消防隊が所轄の消防機械器具置場又は詰所を出発したときを始期とし、火災、水災その他の災害（以下「災害」という。）の発生地から帰着したときを終期とする。ただし、指揮者等の別命ある場合は、その命によるものとする。

（応援要請等）

第2条 協定書第3条第1項に規定する要請は、応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するなど、応援要請書による難しい場合は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに応援要請書を送付するものとする。

2 協定書第3条第2項の規定による応援出動については、災害の発生地を管轄する市町（以下「要請側」という。）の長の要請があったものとみなし、事後要請側の長は速やかに応援要請書を、災害の発生地以外の市町（以下「応援側」という。）の長に送付するものとする。

（報告等）

第3条 応援出動した消防隊の責任者は、要請側の長又は要請側の現場最高責任者に対し、次の各号に定める必要事項を行うものとする。

- (1) 現場到着時の報告
- (2) 災害等状況確認及び応援隊の活動下命
- (3) 現場引揚時の報告

2 応援側の長は、応援活動終了後速やかに事後の報告を応援隊活動報告書（第2号様式）により、要請側の長に対し報告するものとする。

（経費の請求）

第4条 応援側の長は、協定書第5条第1項第2号の規定に基づき、要請側の負担とされる経費について、応援終了後速やかに応援経費請求書（第3号様式）により要請側の長に請求するものとする。

（疑義）

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この覚書は、平成18年3月20日から効力を発生するものとする。

### 附 則

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成18年3月20日

記名・押印〔略〕

## 2-9 大刀洗町筑前町消防相互応援協定書

大刀洗町及び筑前町は、その区域内の火災防御のため消防組織法第21条に基づき、消防の相互応援につき左記〔次〕のとおり協定する。

### 記

- 1 相互の消防機関がその区域内に火災発生を何等かの方法で認知したときは、原則として直ちに相互に応援するものとする。
- 2 火災発生の際から応援要請があったときは、直ちにその要請に応ずる。
- 3 状況の転異により応援側の指揮者は、その応援について臨機の措置を講ずる。
- 4 天災地変その他の災害に際しては、要請があった場合の外応援側の認定により相互に応援するものとする。
- 5 応援隊の指揮は受援地の消防長又は、消防団長が応援隊の長を通じて行う。
- 6 応援に要した費用は次のとおり処置する。
  - (1) 応援の間における団員の手当、被服の損料及び燃料は応援側の負担とする。
  - (2) 応援が長時間にわたり、食料を要するときは、受援側の負担とする。
  - (3) 受援地に於て発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は建築施設に対する事故の補修費
  - (4) 前各号のほか、負担の区分を要する場合は、両者の協議により負担の割合を定める。
- 7 この協定により応援を受けた町は、応援側に対して文章又は電話をもって応援に対する謝意を表するものとし、応援側を訪問して謝辞を述べる事はこれを廃止するものとする。
- 8 この協定は、平成17年3月22日から実施する。

この協定は、大刀洗町及び筑前町それぞれ1通ずつ保存する。

平成17年3月22日

記名・押印〔略〕

## 2-10 災害時における応急対策業務に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と大刀洗町建設協同組合（以下「乙」という。）は、町内において生じた地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、水路、急傾斜地、下水道施設等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大刀洗町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、町民の救出活動及び救護活動並びに災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定並びに道路の啓開（以下これらを「応急対策活動」という。）を行うとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による公共施設の災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより、公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、町域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、甲が応急対策活動及び応急復旧工事を行う必要があると認めるときを対象とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等の数量を資機材・編成人員報告書により取りまとめ、甲に提出するものとする。

2 乙は、毎年5月1日に資機材・編成人員報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、資機材・編成人員報告書の内容に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

4 甲及び乙は、情報連絡網を作成し、関係者に周知するものとする。

（災害対策区域及び情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要があると認めるときは、町域のうち応急対策活動及び応急復旧工事の対象となる地域を災害対策区域として指定する。

2 甲は、前項の規定により災害対策区域を指定した場合において、必要があると認めるときは、乙を、甲が指定する災害対策区域において応急対策活動及び応急復旧工事に当たる者（以下「災害対策区域担当者」という。）として指定することができる。

3 甲は、前項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、必要があると認めるときは、乙に係る災害対策区域のうちから、乙が応急対策活動に当たる区域を情報収集区域として定め、乙を当該情報収集区域に係る担当者（以下「情報収集区域担当者」という。）として指定することができる。

（出動態勢の整備）

第5条 大雨、洪水、暴風等に係る警報の発令、地震予知情報の発表、又は震度5強以上の地震が発生した場合、乙は出動態勢を整備するものとする。

（被害状況の報告）

第6条 乙は、第4条第3項の規定により情報区域担当者として指定された場合において、この協定の対象となる災害が発生したときは、速やかにその責任において応急対策活動を実施し、その結果



を被害状況報告書による甲に報告するものとする。

- 2 前項の場合において、公共施設の応急危険度判定を行ったときは、乙は、その結果を甲に報告するものとする。

(応急復旧工事の実施)

第7条 甲は、第4条第2項の規定により乙を災害対策区域担当者として指定した場合において、乙の協力を得て応急復旧工事を実施する必要があると認めるときは、乙を応急復旧工事に当たる者(以下「施工者」という。)として指定することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙を施工者として指定したときは、出勤要請書により応急復旧工事の実施を要請するものとし、乙は、要請を応諾するときは、応諾書により通知する。この場合において、出勤要請書及び応諾書は2通作成し、これを甲及び乙において1通ずつ保管するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、電話等の通信手段により応急復旧工事の実施を要請することができる。この場合においては、事後遅滞なく前項の例により出勤要請書を作成するものとする。

- 4 甲は、第2項の規定による要請に当たっては、応急復旧工事が当該公共施設の機能の確保及び回復のため必要最小限のものとなるよう必要な指示を行う。

- 5 乙は、第2項の規定による要請があったときは、甲の指示するところにより、速やかに応急復旧工事を実施するものとする。

- 6 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。

- 7 乙は、応急復旧工事に従事する者について、労働者災害補償保険法に基づく、労働災害補償に係る必要な手続をとるものとする。

- 8 乙は、応急復旧工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を整備し、進捗状況を適宜甲に報告する等、甲が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるときは又は乙がこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成21年5月1日

記名・押印〔略〕

## 2-11 災害時における応急対策活動に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と三井・小郡地区防災協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大刀洗町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害発生時に甲が乙の協力を得て行う応急対策活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応急対策活動の内容）

第2条 この協定による応急対策活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害対策に必要な車両及び機器等の提供
- (4) 災害対策に必要な人員の派遣及び施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、応急対策活動を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する応急対策活動の内容
- (2) 必要とする人員及び資機材等の種類、数量
- (3) 応急対策活動を実施する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策活動の実施）

第4条 乙は甲から応急対策活動の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策活動に従事するものとする。

（事前計画）

第5条 乙は、応急対策活動を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく応急対策活動に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額により甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急対策活動に対して、甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき応急対策活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の応急対策活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第8条 乙が、応急対策活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、第3条の規定により応急対策活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策活動に従事した人員、内容及び時間
- (2) 応急対策活動に使用した資機材等の種別、数量及び使用状況
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急対策活動の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第6条に規定する費用及び第7条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは速やかに支払うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲又は乙のいずれかから協定の終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月26日

記名・押印〔略〕

## 2-12 大刀洗町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と大刀洗町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
  - (2) 情報連絡網の構築
  - (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
  - (4) 災害応急措置
  - (5) その他必要と認められる事項
- （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 大刀洗町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と大刀洗町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を大刀洗町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、大刀洗町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局筑後川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた大刀洗町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 大刀洗町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として大刀洗町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常若しくは緊急災害対策本部を設置、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と大刀洗町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、大刀洗町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年9月16日から適用する。

平成23年9月16日

記名・押印〔略〕

## 2-13 災害時の医療救護活動に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と一般社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大刀洗町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護チームの要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認める場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣要請を協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うものとする。

4 乙は前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を内容とする災害医療救護計画を策定しておくものとする。

（1）乙内部の医療救護チームその他の医療救護に携わる組織（以下「医療救護組織」という。）

及び指揮命令系統

（2）各医療救護組織の業務

（3）医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方式

イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現場指揮者

ウ 携行できる医薬品、衛生資材等の内容

エ 訓練計画

オ その他必要な事項

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、災害現場及び甲が設置した医療救護所や福祉避難所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所と緊急集中救護所）

第5条 甲は、災害状況に応じて、災害現場に近い施設等に、医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 災害時の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うために乙が指定する町内病院を緊急集中救護所とし、乙は甲に後方医療施設の一覧を提出するものとする。

（医療救護チームの業務）

第6条 医療救護チームの業務は次のとおりとする。

- (1) 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療等実施
  - (2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送等の医療
  - (3) 別に定める緊急集中救護所でのトリアージや病院支援
  - (4) 被災地内での対応困難な重症患者の被災地外への搬送時の診療
  - (5) 福祉避難所における避難者の診療
- (指揮命令及び連絡調整)

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として指定する医療現場指揮者が行うものとする。

3 乙は、防災計画に基づき甲が設置する災害対策本部に1名を派遣し、医療救護チーム全体の連絡調整を行うものとする。ただし、甲は大規模事故等により応急対策が必要と判断した場合は、三井消防署と協議し派遣場所を決定する。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資機材等の供給)

第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、衛生資機材等を使用するものとする。

ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。

2 医療救護チームが使用する医薬品、衛生資機材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 被災地及び医療救護所における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急やむを得ない事情により、被災地及び医療救護所以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

2 緊急集中救護所における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118条）が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等と請求・支払い)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費

(2) 医療救護チーム等が携行した医薬品、衛生資機材等を使用した場合の実費

(3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の扶助費

(4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

2 乙は前項の経費の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

(1) 医療救護チームの派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書（様式第2号）に医療救護チームごとの医療救護活動報告書（様式第3号）及び医療救護チーム診療記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。

- (2) 医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）により報告するものとする。
- (4) 医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は第1号に掲げる様式のほか、物件損傷等報告書（様式第7号）を添えて請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（実費弁償の額）

第12条 前条第1項の実費弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の規定を準用する。
- (2) 同項第2号の額は、医薬品、衛生資機材等の購入価格とする。
- (3) 同項第3号の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずる。

（医事紛争発生の措置）

第13条 本協定の医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の負担と責任において適切な措置を講じるものとする。ただし、医師に故意または重大な過失がある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

（防災訓練）

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、各々の役割分担を認識した上で、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

記名・押印〔略〕



## 2-14 大刀洗町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大刀洗町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、「大刀洗町地域防災計画」に基づき、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置等）

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

- (1) 甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請した場合
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断した場合

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、災害の状況により甲が確保するものとする。

- 2 乙は、著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認められたときは、甲に設置場所の確保を要請し、甲は、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。
- 3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所を確保する。

（センターの運営）

第4条 乙は、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターの他、地域の各種団体等の協力のもとに運営を行うものとする。

- 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携協力を整えるものとする。

（協力の要請）

第5条 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携及び協力）

第6条 甲及び乙は、相互に連携・協力しながらセンターの設置運営に関して必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの募集、受付、登録、派遣
- (2) 災害ボランティアニーズの需給調整等
- (3) 災害ボランティア活動に情報発信および受信
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせの対応
- (5) ボランティア活動保険の手続きに関する業務
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材の調達
- (7) 町災害対策本部等との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (8) 関係機関団体等との連絡調整、派遣要請に関する業務

(9) その他、災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の情報提供)

第8条 甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(支援物資の保管管理)

第10条 支援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

第11条 センターの設置・運営に関し、次にかかわる費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙がセンターの設置・運営に関わる助成金等の交付を受けた場合は、助成金等を差し引いた額を甲が負担するものとする。

(1) センター設置・運営に関する費用

(2) 資機材等購入に関する費用

(3) 需用費等の諸費用

2 前項に定めるもののほか、センター運営に関し特に必要な費用が発生したときは、その都度甲乙で協議するものとする。

(請求及び支払)

第12条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第13条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第14条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第15条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第16条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能を整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除もしくは変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第18条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月31日

記名・押印〔略〕

## 2-15 特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等（台風等による避難所開設含む）が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等への通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信機器の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、転移等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害発が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始できるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し閉鎖した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

本協定書の甲乙代表者に変更が生じた場合は、甲乙合意のうえ、別紙3に定める様式をもって通知するものとし、本締結は継続するものとする。

平成29年1月6日

記名・押印〔略〕

## 2-16 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれのある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、大刀洗町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、大刀洗町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は地図製品等の供給を求めるときはも別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の連絡先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する

平成30年8月8日

記名・押印〔略〕

## 2-17 災害発生時における大刀洗町と大刀洗町関係郵便局の協力に関する協定

大刀洗町（以下「甲」という。）と大刀洗町関係郵便局（以下「乙」という。）は、大刀洗町に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、大刀洗町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
  - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状態の甲への情報提供
  - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
  - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）被災者に対するお客さま確認シート（配達先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。



(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 大刀洗町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 大刀洗町郵便局長

(協議)

第8条 この協議に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月1日

記名・押印〔略〕

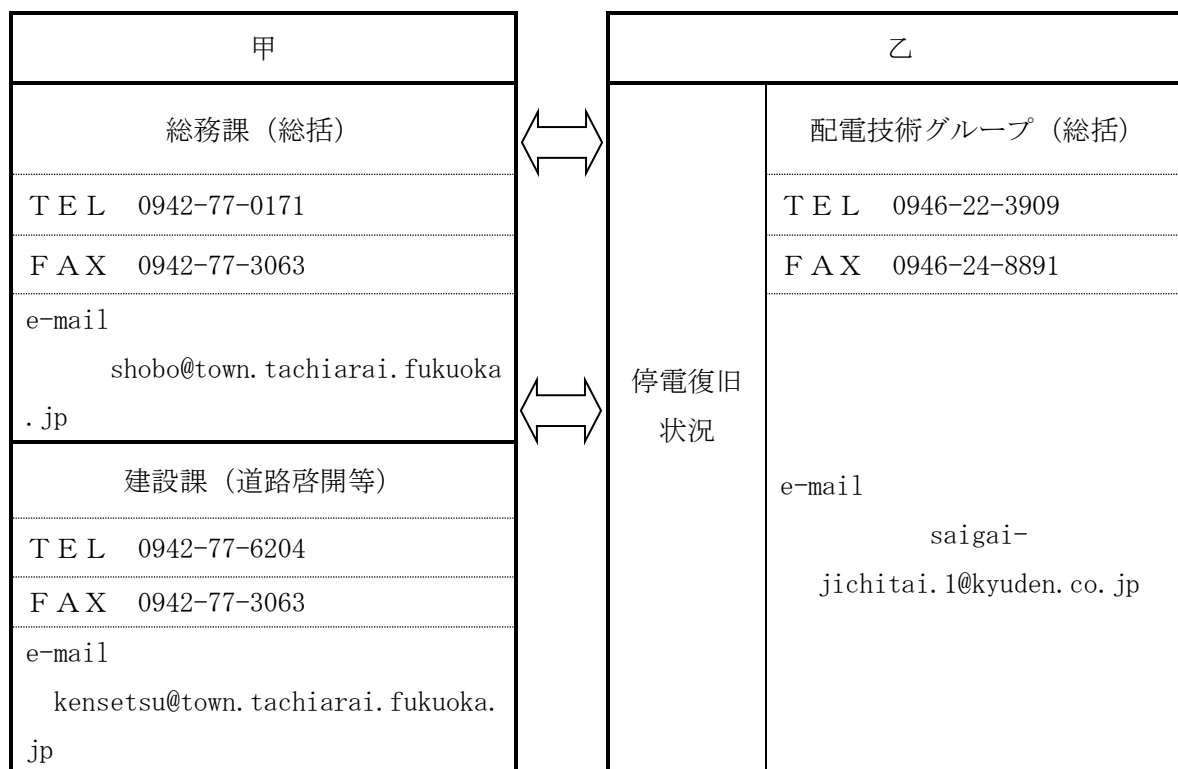
## 2-18 大刀洗町災害復旧に関する協定書

大刀洗町（以下「甲という」と九州電力株式会社 甘木配電事業所(以下「乙」という)は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

### 1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

### 2 連絡体制



(注) 電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない

### 3 提供する情報

	大刀洗町 → 九電	九電 → 大刀洗町
台風襲来前 その他災害が 予想される時 点	・道路状況(交通規制他)	・復旧人員の事前配置

台風通過後 その他災害発 生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況(崖崩れ、道路決壊等)</li> <li>・家屋等被害状況(浸水、倒壊他)</li> <li>・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 現場員、パトロール者等で判る                  範囲とする             </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電状況</li> <li>・被害状況                      (倒木等による復旧支障箇所)</li> <li>・復旧体制</li> <li>・復旧状況</li> </ul>
復旧時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況                      (通行止め及び道路啓開計画に関する情報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電状況(適宜)</li> <li>・被害状況</li> <li>・復旧見込み</li> </ul>

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

#### 4 災害発生時における復旧応援者の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

##### (1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

##### (2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

##### (3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材(配電復旧車両含む)等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を求めることができる。

#### 5 道路啓開

##### (1) 倒木時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電气的安全対策を施した上で処理する。
- ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇等通行に支障のない場所へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲により処理する。

##### (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

## 6 復旧作業

### (1) 電力復旧の考え方

- ・ 緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

### (2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・ 配電設備の復旧に長時間を要する場合、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・ 災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広 報

### (1) 平常時の広報

- ・ 災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を求めることができる。

### (2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

- ・ 台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が求めることができる。
- ・ 切れた電線に触ることによる感電事故の防止
- ・ 電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

## 8 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

## 9 協力の範囲

- ・ 各項に記された甲に求める協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

## 10 協定の期間

- ・ 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 11 その他

- ・この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定書は自動継続するものとする。
- ・この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年5月13日

記名・押印〔略〕

## 2-19 防災パートナーシップに関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大刀洗町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送の要請の理由
- (3) 放送を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

（平常時の取組）

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用確認書)

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（以下「確認書」という。）を、毎年4月に、協議の上作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年7月4日

記名・押印〔略〕

## 2-20 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。



2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月11日

記名・押印〔略〕

## 別表（第4条関係）

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社グッディ 御中

大刀洗町長

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第5状に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物資名	数量	規格	納入場所	備考

## 2-21 災害に係る情報発信等に関する協定

大刀洗町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、大刀洗町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大刀洗町が大刀洗町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大刀洗町の行政機能の低下を軽減させるため、大刀洗町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1 本協定における取組みの内容は次の中から、大刀洗町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、大刀洗町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大刀洗町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 大刀洗町が、大刀洗町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 大刀洗町が、大刀洗町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 大刀洗町が、災害発生時の大刀洗町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 大刀洗町が、大刀洗町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 大刀洗町が、大刀洗町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 大刀洗町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大刀洗町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく大刀洗町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、大刀洗町から提供を受ける情報について、大刀洗町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大刀洗町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大刀洗町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、大刀洗町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年11月15日

記名・押印〔略〕

## 2-22 災害時における物資供給に関する協定

大刀洗町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）大刀洗町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）大刀洗町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を大刀洗町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大刀洗町役場総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年11月21日

記名・押印〔略〕

## 別紙①

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウエットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房器具	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど



## 2-23-(1) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と社会福祉法人ふたば会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅のもので、指定避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用する乙の施設は、次とおりとする。

所在地 三井郡大刀洗町大字高樋1245番地12

名称 ふれあいの宿さざえ

2 乙は、協定書を締結する際、別紙「福祉避難所受入れ可能人員等調査書」を甲に提出する。

（開設受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、要配慮者があると認めたときは、乙に前条に掲げる施設における福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所での受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の規程による甲の要請があったときは、要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の氏名、住所、年齢、本人の状態、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、住所、連絡先等

(3) 利用する期間

（要配慮者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うよう努めるものとし、乙は甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者への相談に等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（積算資料、領収書等を添付すること。）

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118条）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに家族等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当り業務上知り得た要配慮者等又は家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規程する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利擁護の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保護)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年6月23日

記名・押印〔略〕

## 2-23-(2) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈愛会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅のもので、指定避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用する乙の施設は、次とおりとする。

所在地 三井郡大刀洗町大字山隈374番地1

名称 医療型障害児入所施設・療養介護 医療福祉センター聖ヨゼフ園

2 乙は、協定書を締結する際、別紙「福祉避難所受入れ可能人員等調査書」を甲に提出する。

（開設受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、要配慮者があると認めたときは、乙に前条に掲げる施設における福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所での受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の規程による甲の要請があったときは、要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の氏名、住所、年齢、本人の状態、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (3) 利用する期間

（要配慮者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うよう努めるものとし、乙は甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談に等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る事績報告及び費用に係る毎月の請求（積算資料、領収書等を添付すること。）

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118条）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに家族等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当り業務上知り得た要配慮者等又は家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規程する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利擁護の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保護)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月31日

記名・押印〔略〕

## 2-23-(3) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と有限会社くましろサービス（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅のもので、指定避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用する乙の施設は、次とおりとする。

所在地 三井郡大刀洗町大字本郷2203番地1

名称 くましろ・ほんごう館

2 乙は、協定書を締結する際、別紙「福祉避難所受入れ可能人員等調査書」を甲に提出する。

（開設受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、要配慮者があると認めたときは、乙に前条に掲げる施設における福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所での受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の規程による甲の要請があったときは、要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の氏名、住所、年齢、本人の状態、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (3) 利用する期間

（要配慮者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うよう努めるものとし、乙は甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談に等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る事績報告及び費用に係る毎月の請求（積算資料、領収書等を添付すること。）

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118条）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに家族等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当り業務上知り得た要配慮者等又は家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規程する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利擁護の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保護)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年8月4日

記名・押印〔略〕

## 2-23-(4) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と社会福祉法人守屋福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅のもので、指定避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（利用施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用する乙の施設は、次とおりとする。

所在地 三井郡大刀洗町大字本郷3279番地

名称 特別養護老人ホーム 大刀洗昌普久苑

2 乙は、協定書を締結する際、別紙「福祉避難所受入れ可能人員等調査書」を甲に提出する。

（開設受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、要配慮者があると認めたときは、乙に前条に掲げる施設における福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所での受入れを要請するものとする。

2 乙は、前条の規程による甲の要請があったときは、要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の氏名、住所、年齢、本人の状態、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (3) 利用する期間

（要配慮者の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うよう努めるものとし、乙は甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談に等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る事績報告及び費用に係る毎月の請求（積算資料、領収書等を添付すること。）

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118条）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに家族等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当り業務上知り得た要配慮者等又は家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規程する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利擁護の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保護)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年4月14日

記名・押印〔略〕



## 2-24 大刀洗町と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

大刀洗町と大塚製薬株式会社（福岡支店扱い）は、相互の連携・協働により、科学的根拠に基づいた町民の健康維持・増進及び町民サービスの向上に寄与するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大刀洗町及び大塚製薬株式会社が相互に緊密な連携を図り、相互に協力し次条に定める活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 大刀洗町及び大塚製薬株式会社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 町民の健康づくりや食育の推進に関すること
- (2) スポーツの振興、青少年の育成や子育て支援に関すること
- (3) 防災及び災害時における支援に関すること
- (4) 熱中症対策に関すること
- (5) その他、地域の活性化や町民サービスの向上に関すること

（具体的な取組等）

第3条 前条各号に定める事項に関する具体的な取組みの内容については、大刀洗町及び大塚製薬株式会社の協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 大刀洗町及び大塚製薬株式会社は、本協定に基づく取組みにより知り得た秘密を相手方の承諾なしに漏らしてはならない。

2 前項の義務は理由の如何を問わず本協定が終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、大刀洗町及び大塚製薬株式会社いずれからも本協定終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 大刀洗町及び大塚製薬株式会社いずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

（反社会勢力への対応に関する特則）

第7条 大刀洗町及び大塚製薬株式会社は、反社会勢力（暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 大刀洗町及び大塚製薬株式会社は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は営業妨害

(3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 大刀洗町及び大塚製薬株式会社は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に何らかの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めていない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、大刀洗町及び大塚株式会社による協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大刀洗町及び大塚製薬株式会社それぞれ著名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 3月 12日

記名・押印〔略〕

## 2-25 大刀洗町と株式会社ツルクとの地域PR事業等に関する協定書

大刀洗町（以下「甲」という。）と株式会社ツルク（以下「乙」という。）は、大刀洗町における地域PR事業等（以下「PR事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 PR事業は、甲及び乙双方が多様な連携を通じて、お互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、大刀洗町の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（PR事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、お互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的にPR事業を行うことに努める。

2 PR事業の内容は次に掲げるものとする。

（1）町政情報等の発信に関する事項

（2）災害時の対応に関する事項

（3）その他住民サービスの向上及び地域活性化に関する事項

3 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外のものと連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又乙が、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（公表等）

第5条 甲及び乙は、この協定の締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両社で別途協議の上決定する。

2 甲及び乙は、この協定に関して、公表前の情報を秘密に取り扱い、他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする1月前までに書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙（関連会社を含む）が協議して決定する。

（雑則）

第8条 甲及び乙は、PR事業を円滑に推進するため、PR事業の連絡調整に係る担当部署を各自定

めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において著名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 3月 14日

記名・押印〔略〕

## 2-26 災害時等での施設利用の協力に関する協定

大刀洗町（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害発生時」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「以下車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム福岡大刀洗店 ゆったり館
所 在 地	福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋字栗崎 3464 番地
店舗責任者名	SM 名
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2004 年 12 月 7 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
- (2) 避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月20日

記名・押印〔略〕

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施設利用等要請書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場所	
内容	・一時避難所としての施設利用 ・その他（ ）
その他	

※連絡先

担当：

電話：

## 様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

## 施設利用等終了連絡書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり、施設の利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場所	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難場所の閉鎖</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
その他	

※連絡先

担当：

電話：



### 3 消防・水防関係

#### 3-1 消防力の現況

非常備消防（町消防団）			常備消防（三井消防署）		
消防分団数		5	消防署数		本署1   出張所2
団員数		104人	署員数		72人
消防自動車	ポンプ車	5台	消防自動車	ポンプ車	3台
	タンク車	—		タンク車	3台
	本部指令車	1台		ホース延長車	2台
防火水槽	80(公設) 8(私設)	はしご車		1台	
		救急車(非常用1台含む)		4台	
消火栓		280	救助工作車		1台
救助用ボート		2艘	指令車		1台
排水ポンプ		2台	連絡車		1台
		資材運搬車		1台	
		広報車		1台	
		支援車I型		1台	
		支援車III型		1台	

資料：三井消防署

## 3-2 水防倉庫及び施設器材資材表

(令和4年4月1日現在)

倉庫名 : 大刀洗町水防倉庫

所在地 : 大刀洗町大字富多 819

建設年度 : 平成5年度

	名 称	単 位	数 量
資材	土のう袋	枚	3, 838
	大型土のう袋	枚	280
	杭	本	235
	鉄線	巻	3
	背板	枚	229
	ビニールシート	枚	17
	ロープ	巻	7
器材	掛矢	本	11
	スコップ	本	49
	ハンマー	本	8
	鎌	本	11
	鋸	本	11
	ペンチ	個	2
	ツルハシ	本	13
	斧	本	8
	鍬	本	1
その他	一輪車	台	2
	2tトラック	台	1

## 3-3 重要水防箇所

## 主要河川

河川名	管理者
筑後川、小石原川（旧栄田橋下流）、佐多川	国土交通省（筑後川河川事務所）
小石原川（旧栄田橋下流）、大刀洗川、陣屋川	福岡県（久留米県土整備事務所）

## 国土交通大臣管理区間

出張所	河川名	位置	延長（m）	備考
片ノ瀬1	筑後川	左 32k585～33k025	440	施工後3年以内
片ノ瀬2	筑後川	右 33k977～34k200	223	施工後3年以内
片ノ瀬3	筑後川	右 34k450～35k031	581	施工後3年以内
片ノ瀬4	筑後川	右 35k050～35k450	400	施工後3年以内
片ノ瀬5	筑後川	右 35k825～36k250	425	施工後3年以内

## 重点区間

出張所	河川名	位置	延長（m）	備考
片ノ瀬6	小石原川	左 0k100～1k490	1363	越水A

## 重要水防箇所（A）

出張所	河川名	位置	延長（m）	備考
片ノ瀬 1	筑後川	左 36k900～37k225	344	越水 A
片ノ瀬 2	筑後川	右 33k100～33k300	200	水衝・洗堀 A
片ノ瀬 3	筑後川	右 33k300～33k700	400	越水・水衝・洗堀 A
片ノ瀬 4	筑後川	右 40k025～40k300	307	越水 A
片ノ瀬 5	筑後川	右 40k475～40k900	410	越水 A
片ノ瀬 6	筑後川	右 42k600～42k650	77	越水 A
片ノ瀬 17	小石原川	左 -0k975～-0k700	296	越水 A
片ノ瀬 18	小石原川	左 0k025～1k725	1655	越水 A
片ノ瀬 19	小石原川	左 2k100～2k300	200	越水 A
片ノ瀬 20	小石原川	左 2k300～2k600	300	越水 A・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 21	小石原川	左 2k600～3k400	800	越水 A
片ノ瀬 22	小石原川	右 1k900～2k300	400	越水 A
片ノ瀬 23	小石原川	右 2k300～2k725	425	越水 A・堤体漏水 B
片ノ瀬 24	小石原川	右 2k900～3k100	200	越水 A・堤体漏水 B
片ノ瀬 25	小石原川	左 3k100～3k300	200	越水 A・堤体漏水 B
片ノ瀬 26	小石原川	右 3k300～3k400	96	越水 A・堤体漏水 B
片ノ瀬 27	佐田川	左 0k025～0k800	773	越水 A
片ノ瀬 28	佐田川	左 0k800～0k900	99	越水 A・堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 29	佐田川	右 3k725～3k825	95	越水 A

## 重要水防箇所（B）

出張所	河川名	位置	延長（m）	備考
片ノ瀬 1	筑後川	左 33k900～34k100	200	越水 B
片ノ瀬 2	筑後川	左 38k150～38k700	550	越水 B
片ノ瀬 3	筑後川	左 39k300～40k900	1609	越水 B
片ノ瀬 4	筑後川	左 43k700～44k300	600	堤体漏水 B
片ノ瀬 5	筑後川	左 45k276～45k400	124	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 6	筑後川	左 45k400～45k750	350	堤体漏水 B
片ノ瀬 7	筑後川	左 45k950～46k500	544	堤体漏水 B
片ノ瀬 8	筑後川	左 46k700～47k900	1200	堤体漏水 B
片ノ瀬 9	筑後川	右 33k900～34k150	250	越水 B
片ノ瀬 10	筑後川	右 34k150～34k450	300	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 11	筑後川	右 34k450～35k000	550	越水 B
片ノ瀬 12	筑後川	右 35k000～35k700	700	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 13	筑後川	右 35k700～36k250	550	越水 B
片ノ瀬 14	筑後川	右 36k500～36k900	400	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 15	筑後川	右 36k900～37k100	200	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 16	筑後川	右 37k100～37k200	100	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 17	筑後川	右 37k300～37k700	400	越水 B
片ノ瀬 18	筑後川	右 38k900～39k125	196	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 19	筑後川	右 39k125～39k300	88	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 20	筑後川	右 39k300～39k500	200	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 21	筑後川	右 39k500～40k025	562	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 22	筑後川	右 40k300～40k475	175	越水 B
片ノ瀬 23	筑後川	右 40k900～42k500	1600	越水 B
片ノ瀬 24	筑後川	右 44k500～44k725	225	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 25	筑後川	右 45k235～45k300	65	基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 26	筑後川	右 45k300～45k450	150	堤体漏水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 27	小石原川	左 -1k000～-0k975	28	越水 B
片ノ瀬 28	小石原川	右 -0k700～0k025	758	越水 B
片ノ瀬 29	小石原川	右 1k900～2k100	203	越水 B
片ノ瀬 30	小石原川	右 -1k000～-0k700	300	越水 B・基礎地盤漏水 B
片ノ瀬 31	小石原川	右 -1k700～0k000	700	越水 B
片ノ瀬 32	小石原川	右 0k000～0k300	277	越水 B・基礎地盤漏水 B

## 3-4 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地

## 1 社会福祉施設

名称（施設名）	所在地	水系
聖母園（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム））	上高橋 1173-1	筑後川、小石原川、大刀洗川、宝満川
聖母園（短期入所生活介護（予防）（ショートステイ））	上高橋 1173-1	筑後川、小石原川、大刀洗川、宝満川
聖母園（介護老人福祉施設（養護老人ホーム））	今 491	筑後川、大刀洗川、宝満川
聖母園（認知症対応型共同生活介護（予防）（グループホーム））	今 491	筑後川、大刀洗川、宝満川
旅路の荘（通所介護（デイサービス））	今 491	筑後川、大刀洗川、宝満川
いぶきの家（通所介護（予防）（デイサービス））	今 491	筑後川、大刀洗川、宝満川
大刀洗昌普久苑（短期入所生活介護（予防）（ショートステイ））	本郷 3279	筑後川、小石原川
大刀洗昌普久苑（介護老人福祉施設（有料老人ホーム（住宅型）））	本郷 3279	筑後川、小石原川
フレグランス（通所介護（予防））	本郷 4611-1	筑後川、小石原川
フレグランス大刀洗（介護老人福祉施設（有料老人ホーム（住宅型）））	本郷 4611-1	筑後川、小石原川
いまがわの里（通所介護（予防）（デイサービス））	栄田 1987	筑後川、小石原川
大刀洗リハビリ倶楽部（通所介護（予防）（リハビリ特化型デイサービス））	山隈 1839-2	大刀洗川
清心慈愛園（児童養護施設）	山隈 377	大刀洗川
清心乳児園（乳児院）	山隈 377	大刀洗川
ひだまり（心理療法専用棟）	山隈 378-1	大刀洗川
きらきら（通所介護（予防）（児童デイサービス））	本郷 929-1	筑後川
ちゃお（子育て支援センター）	富多 819	筑後川、小石原川
子どもハウスすこやか（病後児保育センター）	本郷 899-3	筑後川
大堰学童保育所	守部 465	筑後川、小石原川
本郷学童保育所Ⅰ・Ⅱ	本郷 4669-1	筑後川
大刀洗学童保育所Ⅰ・Ⅱ	上高橋 733-2	筑後川、大刀洗川
大堰保育園	守部 465-5	筑後川、小石原川
本郷保育園	本郷 899-1	筑後川
大刀洗保育園	上高橋 879-2	筑後川
海の星保育園	今 491	筑後川、宝満川
みらいとわ保育園	山隈 1839-1	大刀洗川

## 2 学校施設

名称（施設名）	所在地	水系
大堰小学校	守部 465	筑後川、小石原川
本郷小学校	上本郷 4669-1	筑後川、小石原川
大刀洗小学校	上高橋 755	筑後川、大刀洗川、宝満川
大刀洗中学校	本郷 515	筑後川、大刀洗川、宝満川

## 3 医療施設

名称（施設名）	所在地	水系
聖ヨゼフ園	山隈 374-1	大刀洗川
愛の郷	山隈 374-1	大刀洗川

## 4 避難収容関係

### 4-1 指定避難所

校区名	番号	避難場所	住所	収容人員	電話番号
大堰校区	①	大堰小学校	守部 465	300	77-0170
	②	大刀洗町憩いの園大堰交流センター	守部 504-1	150	23-2014
	③	大刀洗町中央公民館	富多 819	200	77-2670
	④	大刀洗町役場	富多 819	200	77-0101
	⑤	大刀洗ドリームセンター	富多 819	500	77-7059
	⑥	ぬくもりの館大刀洗	富多 819	100	77-4877
	⑦	大刀洗町健康管理センター	富多 819	200	77-5019
本郷校区	⑧	本郷小学校	本郷 4669-1	350	77-0036
	⑨	大刀洗中学校	本郷 515	600	77-0075
	⑩	大刀洗町ふれあいセンター	本郷 2848	150	23-2211
大刀洗校区	⑪	大刀洗小学校	上高橋 755	400	77-0203
	⑫	大刀洗町南部コミュニティーセンター	上高橋 734-1	150	23-2215
菊池校区	⑬	菊池小学校	山隈 1344-3	400	77-1544
	⑭	大刀洗町就業改善センター	山隈 1711-3	150	77-0239
合計				3,850	

### 4-2 福祉避難所

名称	所在地	受入可能人数	電話番号
ふれあいの宿さざえ	大字高樋 1245-12	3	77-0877
聖ヨゼフ園	大字山隈 374-1	2	77-1393
くましろ・ほんごう館	大字本郷 2203-1	2	77-2111
大刀洗昌普久苑	大字本郷 3279	2	77-6560



## 4-3 一時避難場所

校区名	行政区名	避難場所
大堰校区	富多	富多公民館
	菅野	菅野公民館
	高食	高食公民館
	床島	床島公民館
	鳥飼	鳥飼公民館
	西原	西原公民館
	守部	守部公民館
本郷校区	東本郷	東本郷公民館
	南本郷	南本郷公民館
	西本郷	西本郷公民館
	甲条	甲条公民館
	春日	春日公民館
	西栄田	西栄田公民館
	栄田	道才公民館
		川原公民館
		今川公民館
稲数	稲数公民館	
大刀洗校区	高樋	高樋公民館
	上高橋	上高橋公民館
	今	今公民館
	鵜木	鵜木公民館
	下高橋	下高橋公民館
	中川	中川公民館
	菊池校区	山隈
西大刀洗		西大刀洗公民館
北鵜木		北鵜木公民館
北山隈		北山隈公民館

## 5 医療救護関係

### 5-1 町内の医療施設

#### 1 医院・診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
平和クリニック	大刀洗町大字高樋 2499	77-1307	内・胃腸
大刀洗診療所	大刀洗町大字高樋 1252-1	77-0220	内・外
やなぎ医院	大刀洗町大字下高橋 18	77-0858	内・循環器・消火器
ふくしま整形外科	大刀洗町大字高樋 2477-3	77-6815	整形外科

#### 2 歯科医院

名称	所在地	電話番号
池田歯科医院	大刀洗町大字本郷 1997-6	77-1151
かわの歯科医院	大刀洗町大字上高橋 1407	77-4555
北原歯科医院	大刀洗町大字本郷 2848	77-0032
こいかわ歯科 小児歯科クリニック	大刀洗町大字山隈 1315-31	77-3033
保坂歯科医院	大刀洗町大字高樋 2466-2	77-1556
なのはな歯科クリニック	大刀洗町大字下高橋 44-1	64-9302
ふきわけファミリア歯科	大刀洗町大字高樋 2498-4	65-3331

## 6 緊急輸送関係

### 6-1 臨時ヘリポート予定地

番号	臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	面積 巾 (m) ×長さ (m)
1	本郷小学校グラウンド	大字本郷 755-1	教育委員会	40×80
2	大堰小学校グラウンド	大字守部 465	教育委員会	50×80
3	大刀洗中学校グラウンド	大字本郷 515	教育委員会	80×150
4	大刀洗町運動公園	大字本郷 4120-1	教育委員会	140×200
5	下高橋官衙遺跡公園	大字下高橋 3266-3	教育委員会	150×150

### 6-2 物資集積場所

名称	所在地	電話番号
大刀洗ドリームセンター ドリームホール	大字富多 819	0942-27-7059

# 大刀洗町地域防災計画

---

平成 26 年 3 月 発行

平成 28 年 3 月 改正

令和 5 年 3 月 改正

編集  
発行

大刀洗町防災会議

---

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地

T E L 0942 (77) 0101

F A X 0942 (77) 3063

---

